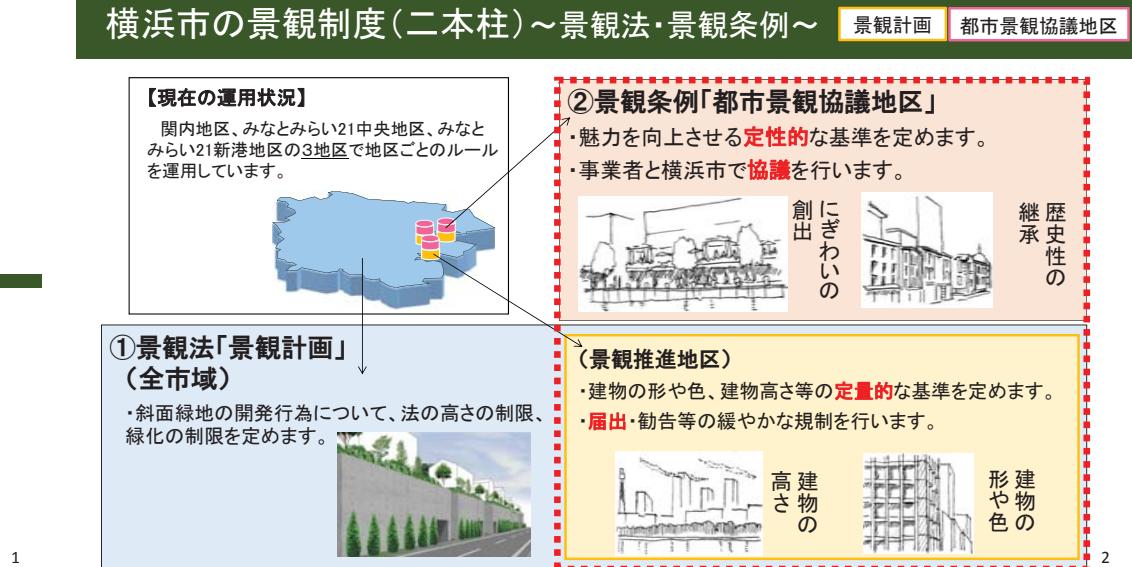


「横浜市景観計画(変更の案)」及び 「山手地区都市景観協議地区(案)」について

都市美対策審議会
平成31年3月29日(金)
横浜市都市整備局



現在の横浜市景観計画の構成

景観計画

横浜市景観計画

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

全市のルール

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

地区ごとのルール

第1章 関内地区における景観計画

第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画

景観計画への山手地区の追加

景観計画

横浜市景観計画の変更

第1編 横浜市における景観形成

- 景観計画の区域
- 良好な景観の形成に関する方針
- 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

全市のルール

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

地区ごとのルール

第1章 関内地区における景観計画

第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画

第4章 山手地区における景観計画

地区の追加

これまでの検討経緯

年度	29				30											
月	~12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
素案の検討																
法定手続																
●都市美対策審議会(報告) ●景観審査部会(審議) ●景観審査部会(審議) ●都市美対策審議会(審議)																
●景観審査部会(報告)																
◎第1回住民説明会 ◎第2回住民説明会																

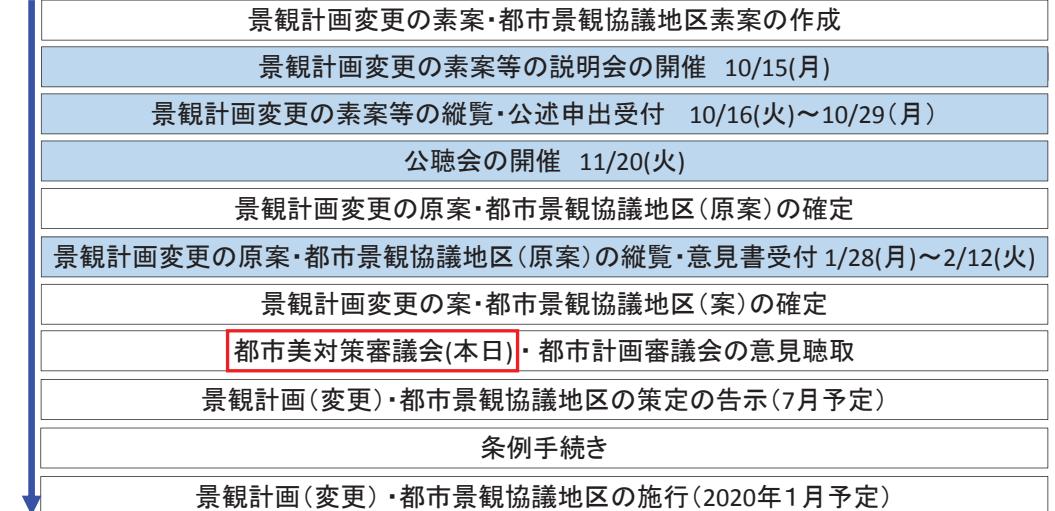
5

これまでの経緯(法定手続)

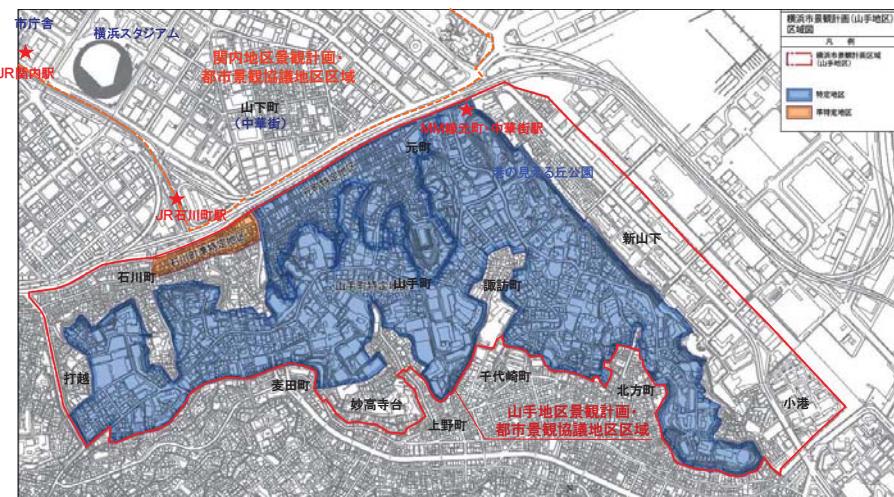
※住民意見反映のための必要な措置

景観計画

都市景観協議地区



位置図



7

景観計画 全体構成

景観計画

第1 良好な景観の形成に関する方針

- 1 全域の方針
- 2 地区別の方針

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1 届出対象行為及び特定届出対象行為
- 2 届出対象行為から除外する行為
- 3 行為の制限
 - (1) 建築物及び工作物の形態意匠
 - (2) 樹木・緑地の保全
 - (3) 最高高さ
 - (4) 壁面の位置の指定

対象行為

具体的な制限内容

第3 景観重要建造物の指定の方針

第4 景観重要樹木の指定の方針

第5 屋外広告物の表示・設置に関する行為の制限

第6・第7 景観重要公共施設に関する基準

8

都市景観協議地区 全体構成

都市景観協議地区

第1 都市景観協議地区の名称

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

- 1 山手地区全域の方針
- 2 地区別の方針

第4 都市景観形成行為

対象行為

第5 特定都市景観形成行為

都市美対策審議会意見聴取対象行為

第6 行為指針

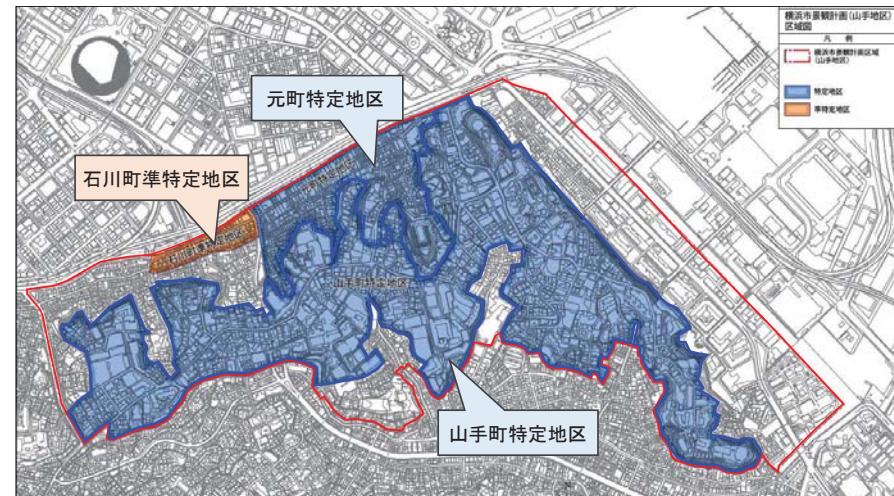
- 1 山手地区全域の行為指針
- 2 地区別の行為指針

具体的な協議内容

特定地区・準特定地区

景観計画

都市景観協議地区



9

10

全域の方針

景観計画 都市景観協議地区

- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。
- II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
- III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。
- IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
- V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

全域の方針と対応する基準

景観計画 都市景観協議地区

- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。

景観計画(景観形成基準等)

全域

- ・眺望景観の確保
- ・色彩
- ・建築物の最高高さ
- ・屋外広告物の設置等に関する行為の制限に関する事項

元町特定地区・石川町準特定地区

- ・屋外広告物の設置等に関する行為の制限に関する事項

都市景観協議地区(行為指針)

全域

- ・眺望景観の確保に関する事項
- ・色彩に関する事項



魅力的な眺望景観の形成

11

12

全域の方針と対応する基準

景観計画 都市景観協議地区

IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。

景観計画(景観形成基準等)

全域

・色彩

山手町特定地区

- ・街並み形成
- ・屋外広告物の設置等に関する行為の制限に関する事項



堀の前の緑化

都市景観協議地区(行為指針)

全域

・色彩に関する事項

山手町特定地区

- ・街並み形成に関する事項
- ・屋外広告物に関する事項



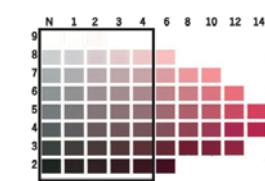
ゆとりある閑静な住宅地の形成

色彩

(例)

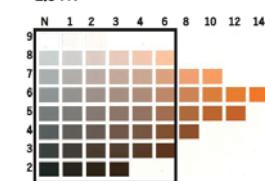
«R(赤)系»

2.5R



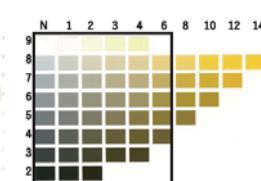
«YR(黄赤)系»

2.5YR



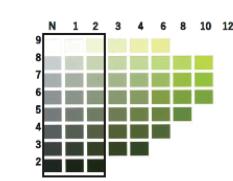
«Y(黄)系»

2.5Y



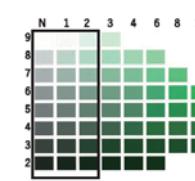
«GY(黄緑)系»

2.5GY



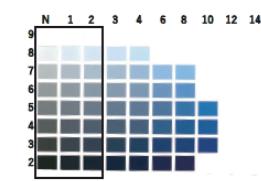
«G(緑)系»

2.5G



«PB(紫青)系»

2.5PB



17

18

全域の方針と対応する基準

景観計画 都市景観協議地区

V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

景観計画(景観形成基準等)

全域

・壁面の位置の指定

山手町特定地区・元町特定地区

・街並み形成



居住者用出入口の配慮

都市景観協議地区(行為指針)

全域

・屋外広告物に関する事項

山手町特定地区・元町特定地区・石川町準特定地区

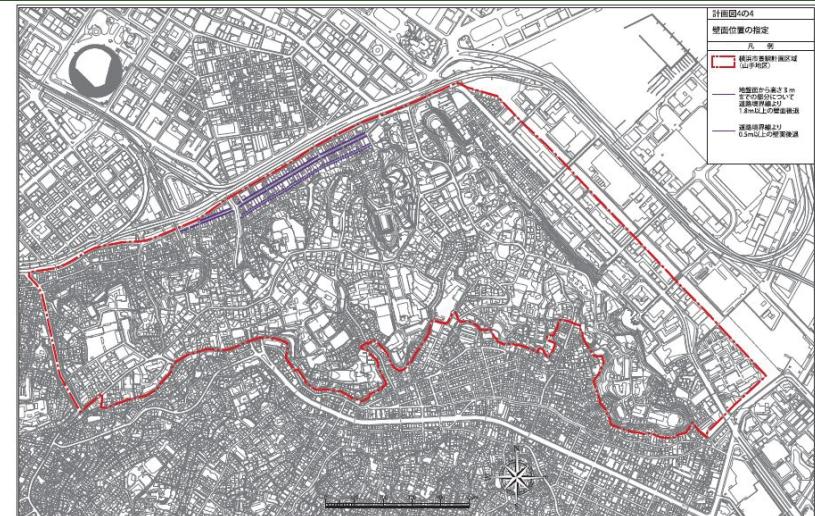
- ・街並み形成に関する事項
- ・屋外広告物に関する事項



見通し景観の配慮

壁面の位置の指定

景観計画(第2)



19

20

景観重要樹木／景観重要建造物 指定の方針

景観計画<第3,4>

<景観重要樹木>

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 山手地区の歴史を伝える樹木
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する樹木

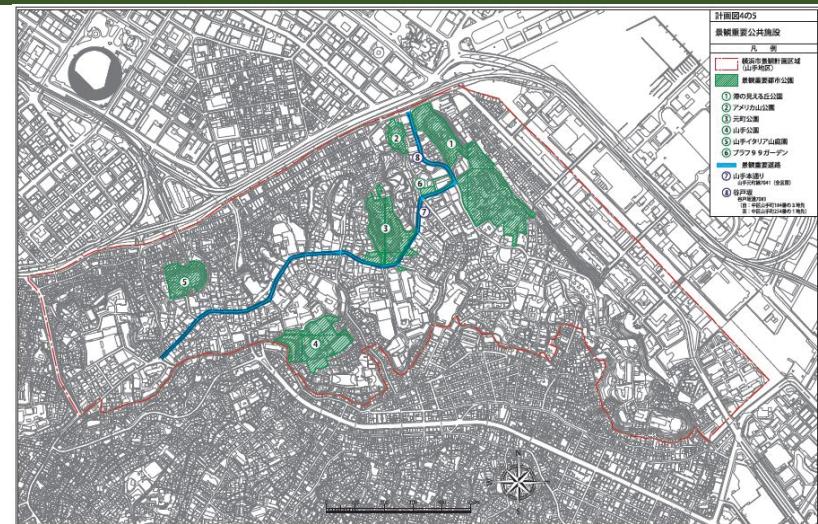
<景観重要建造物>

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 異国情緒を感じさせる建造物
- (3) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

⇒今後、方針に基づき、指定の検討を行っていきます。

景観重要公共施設の指定

景観計画<第6,7>



21

22

景観重要公共施設の指定

景観計画<第6,7>

■景観重要都市公園

港の見える丘公園(プラ99ガーデン・税関跡地含む)、元町公園、山手公園、アメリカ山公園、山手イタリア山庭園、

■景観重要道路

山手本通り、谷戸坂



港の見える丘公園



元町公園



山手本通り

意見について

■公述意見

- 素案縦覧期間 平成30年10月16日から平成30年10月29日まで
- 公聴会 平成30年11月20日
- 公述人 4名

■意見書

- 原案縦覧期間 平成31年1月28日から平成31年2月12日まで
- 景観計画意見書 2通 (反対1通、反対・その他1通)
都市景観協議地区意見書 1通 (反対1通)

23

24

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

意見の要旨(景観計画)概要

項目	主旨
①建築物及び工作物の形態意匠	<ul style="list-style-type: none">・ブラフ積が利活用されていない。・擁壁設置の法的規制を設けてほしい。
②樹木・緑地の保全	<ul style="list-style-type: none">・樹木の伐採を認めないよう法的規制を設けてほしい。
③最高高さ	<ul style="list-style-type: none">・計画図において、地区計画で定めたとおりの最高高さを定義し色塗りするべき。・景観計画区域全域で、「建物が周囲と接する最も低い所からの高さ」とすべき。
④宅地の細分化、騒音・日照問題	<ul style="list-style-type: none">・宅地の細分化、日照問題について、法的規制を設けてほしい。

25

景観計画

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

意見の要旨 <①行為の制限(建築物及び工作物の形態意匠)>

反対意見

「イ地区別の景観形成基準(ア)山手町特定地区<街並み形成>」に「c 道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする。」と記載されているが、大規模開発では、ブラフ積は利活用されず、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲されない。現在進行中の宅地造成のための擁壁設置工事においても、住民の反対をよそに、一角にあるブラフ積石垣は解体予定である。このように、宅地造成のための擁壁設置には法的制限がない。擁壁の設置条件として、例外なく景観保全を基本目的とした法的規制を設けてほしい。

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

景観行政団体の見解 <①行為の制限(建築物及び工作物の形態意匠)>

山手地区における景観計画では、ブラフ積の景観保全を、「イ地区別の景観形成基準(ア)山手町特定地区<街並み形成>」の「c 道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする。」と明確に示したうえで、ブラフ積が今後も地区内の景観要素として残されるよう求めていきます。

また、ブラフ積が敷地内にない場合においても、擁壁などの新設の届出がなされた際には、擁壁の上部に植栽を行う、下垂れ性の植栽や擁壁の根締めに登はん性の植栽を行うなど、緑豊かな街路景観と調和させることを求めていきます。

27

景観計画

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

意見の要旨 <②樹木・緑地の保全>

反対意見

ヒマラヤスギを始めとした多くの大木がマンション建設、駐車場建設、宅地開発のため伐採されてきた。「樹高5mを超える既存樹木は保全するものとする」とあるが、大規模開発において既存樹木の伐採が容認され続けている。現在進行中の宅地造成のための擁壁設置工事においても、住民の反対をよそに、残すと約束された木々が既に無くなっている。木々の伐採に関して、前述のような例外をこれ以上認めないよう、法的規制を設けてほしい。

28

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

景観行政団体の見解 <②樹木・緑地の保全>

樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採については届出対象行為としており、既存樹木の保全を求めていきます。やむを得ず伐採を行う必要があり、かつ必要最小限度として認めた場合においても、山手らしさを形成する樹木を宅地のシンボルツリーとして道路から望見できる位置に植樹するなど、通りの連續性へ配慮した緑化を求めていきます。

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

意見の要旨 <③最高高さ>

計画図4の3(建築物の最高高さ)において、地区計画に建築物の最高高さに関する定めがあるうち、③元町地区地区計画の区域のみが最高高さ25m以下と規定されており、その他の地区計画区域における最高高さについては規定されていない。景観法施行令第5条第1項に、「建築物の高さの最高限度は、建築物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。」と明記されているものの、これでは景観計画において建築物の最高高さは、地域の特性にふさわしいものとなるようには定められていない。したがって、計画図4の3において、①山手町地区地区計画、②山手町西部文教地区地区計画、④元町仲通り街並み誘導地区地区計画の区域についても、地区計画で定めたとおりの高さの最高限度を定義し、色塗りすべきである。

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

意見の要旨 <③最高高さ>

山手地区景観風致保全要綱の主な審査内容における「(2)建築物の高さ」では、建築物の最高の高さは、「地区計画により高さの制限が定められた区域については、地区計画の制限によります。」と記載されているが、建物の高さについては、「建物が周囲と接する最も低い所からの高さで、建築物の屋上構造物を含みます。」とあり、地区計画の制限による高さの制限とは区別されている。したがって、建築物の高さの算定方法は、地区計画により高さの制限が定められた区域も含め、計画区域全域に対して、「建物が周囲と接する最も低い所からの高さ」とすべきである。(原案の規定では、当該地区計画が改廃されると、山手地区景観風致保全要綱の高さの規定が適用されず、高さの限度が、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしくなくなってしまい、景観法施行令に反する恐れがあるのでないか。)

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

景観行政団体の見解 <③最高高さ>

山手地区景観風致保全要綱では、保全区域内の建物の高さについて、「建物が周囲と接する最も低い所からの高さ」としていますが、地区計画を定めている区域内では、これまで地区計画の制限を適用しています。また、地区計画区域内で定める建築物の最高高さ等は、都市計画法施行令第7条の7に基づき、一体として当該区域の特性にふさわしいものになるように定められています。したがって、景観計画に移行した後も、これまでの運用通り、地区計画区域内は地区計画の制限によるものとし、景観計画計画図4の3では、地区計画区域を白抜きにして表示します。白抜きにした区域では、地区計画で定める最高高さの制限がかかるため、その高さ以内で建築物の建築等がされることになります。なお、今後、仮に地区計画で定める内容が見直される場合には、景観計画で定められている内容をふまえて、見直しを行うことになります。

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

意見の要旨 <④宅地の細分化、騒音・日照問題>

大規模開発によって宅地が細分化されている。例外をこれ以上認めないよう、法的規制を設けてほしい。

擁壁設置工事に伴い、周辺住民は長期間、騒音や振動に悩まされている。また、結果生じる周辺に及ぼす日照問題について法的規制を設けてほしい。

その他意見

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

景観行政団体の見解 <④-1 宅地の細分化>

宅地の細分化に対しては、地域特性に応じて建築物の敷地面積の最低限度を定めるなどの制限を付加することも考えられますが、その場合、地権者の方の私権を制限することになるため、地権者の方々の間で合意形成を図っていく必要があります。今後地域の皆様で合意形成を図っていく意向があれば、都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定等、状況に応じた適切な手法により、敷地面積の最低限度を検討する支援を市も行っていきたいと考えています。また、山手地区における景観計画・都市景観協議地区を補完するものとして策定予定の山手地区都市景観形成ガイドラインでは、ゆとりある敷地と緑豊かな街並みの形成をまちづくりの方針として明確にしていきます。

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

景観計画

景観行政団体の見解 <④-2 騒音・日照問題>

今回の横浜市景観計画の変更及び山手地区都市景観協議地区の策定は、これまで当該地区で運用してきた山手地区景観風致保全要綱(昭和47年策定)を現状に合わせて整理し、制度移行を行うものです。

したがって、日照に影響を与える一要素である建築物の最高高さについては、現行の山手地区景観風致保全要綱に規定があることから、景観計画においても規定します。一方で、工作物の高さについては規定されていないため、今回の制度移行では規定しませんが、擁壁などの工作物に対しては、緑豊かな街路景観と調和させる意匠についての基準を設けることで、周辺への配慮を求めていきます。

近隣の建設工事の騒音・振動に関する御相談については、環境創造局大気・音環境課にお問合せください。

意見の要旨と景観行政団体(市)の見解

都市景観協議地区

意見の要旨(都市景観協議地区)概要

項目	主旨
①都市景観形成行為	<ul style="list-style-type: none">・切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度を定めるべき。・外観変更を伴わない改築も対象行為とするべき。
②行為指針	<ul style="list-style-type: none">・対象となる坂道を明確にするべき。・飲食店の営業を積極的に誘致しており、移行前の要綱の記載と相反する。

意見の要旨と市の見解

都市景観協議地区

意見の要旨 <①都市景観形成行為>

反対意見

都市景観形成行為として「土地に定着する工作物又は建築物に定着する工作物の新設、増築、改築又は移転」が定められているものの、その対象となる工作物は「鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。」とされており、それ以外のものは除外されている。一方、現行の山手地区景観風致保全要綱では、「建築物、工作物、土木建築物などの新築、増改築等」、「建築物の外壁、工作物の構造物の改修、塗装の塗り替え等」、「都市計画法に基づく開発許可」、「宅地造成等規制法に基づく申請」が対象行為に含まれている。したがって、行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度を明確に定めるべきである。

都市景観形成行為として、外観の変更を伴わない増築や改築が除外されているが、既存不適格となる建築物や工作物は、外観の変更を伴わない改築であっても、行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないようにするため、対象行為とすべきである。

37

意見の要旨と市の見解

都市景観協議地区

市の見解 <①都市景観形成行為>

都市景観形成行為とは、景観計画における届出対象行為のうち、魅力ある都市景観の形成に影響を与えると認められるものを定めるもので、該当する行為を行う者に対して、届出前に横浜市と協議をすることを義務付け、より質の高い景観形成を図ることを目的としています。山手地区都市景観協議地区では、協議対象となる工作物を「鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。」としていますが、山手地区における景観計画では、開発行為や宅地造成において新設することになる擁壁等の工作物についても、新設、増築等を行う場合、届出対象としています。

景観計画では、山手町特定地区において、道路に面して設ける擁壁や埠などの工作物に対して、工作物の上部に植栽を行う等の基準を定めており、擁壁等の新設、増築等の届出があった場合には、工作物の形態意匠について景観上の配慮を求めることで、周辺との調和を図るよう誘導していきます。

38

意見の要旨と市の見解

都市景観協議地区

市の見解 <①都市景観形成行為>

横浜市景観計画においては、他の景観推進地区においても外観変更を伴わないものは届出対象としておらず、山手地区においても同様の取扱とします。

39

意見の要旨と市の見解

都市景観協議地区

意見の要旨 <②行為指針>

反対意見

「2地区別の行為指針(1)山手町特定地区ア街並み形成に関する事項」に「(イ)山手町特定地区の骨格となる山手本通り及び坂道に沿っては、見通し景観に配慮する。」と記載されているが、「山手町特定地区の骨格となる坂道」とは、地区内にある全ての坂道が対象であると解するものの、どの範囲が対象となり得るのかが明確に定義されていないため、明確に示すべきである。

「2地区別の行為指針(1)山手町特定地区ア街並み形成に関する事項」の「(ク)山手本通りに面する敷地以外での飲食店などの営業は避ける。」という記載は、山手本通り沿いの飲食店の営業を積極的に誘致しており、第一種低層住居専用地域で、原則として飲食店を不可としてきた山手地区景観風致保全要綱の記載と相反しているのではないか。

40

意見の要旨と市の見解

都市景観協議地区

市の見解 <②行為指針>

「2 地区別の行為指針 (1)山手町特定地区 ア街並みの形成に関する事項 (イ)」で示す「坂道」とは、地区の骨格となる山手本通りと交わる坂道で、主に代官坂などを指します。この指針に基づき、周辺の市街地等に向けての見通し景観の配慮を求めていくものですが、具体的な「坂道」については、山手地区都市景観協議地区を補完する山手地区都市景観形成ガイドラインの中で分かりやすく示していきます。

山手地区景観風致保全要綱においては、第一種低層住居専用地域では原則として飲食店を不可としていますが、山手地区の主要な道路に面し、現在営業している飲食店については、住環境等に大きな影響を及ぼしていないと判断しています。地域のまちづくりの協定においても、山手本通り沿い以外での飲食店等の営業は行わないこととする規定があり、これまでのまちづくりの考え方を踏襲しています。

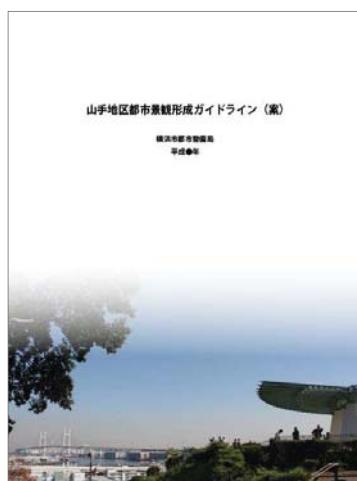
41

公述意見及び意見書の意見を踏まえた主な修正点

変更点	理由等
<p>景観計画</p> <p>計画図4の5景観重要公共施設について、景観重要道路⑦山手本通りの指定区間を延長し、元町公園の前から地蔵坂上の交差点までの区間にについても指定します。</p>	<p>山手本通りは、地域の皆様だけでなく横浜市民にも広く親しまれている通りであること、また、良好な景観の形成に関する方針「地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する」という目標をふまえて見直しを行いました。</p>
<p>景観計画</p> <p>屋外広告物の設置等に関する行為の制限の地区別の制限(山手町特定地区)のただし書きを追加し、除外できる広告物等を限定します。</p>	<p>山手地区の歴史を伝える広告物等、記念物等の由来等を説明する広告物等は規模に関わらず規制を除外できるようにするとともに、表示面積が1m²以下のものとして規制を除外できる広告物等を電柱又は消火栓標識を利用する広告物等に限定するため、見直しを行いました。</p>

42

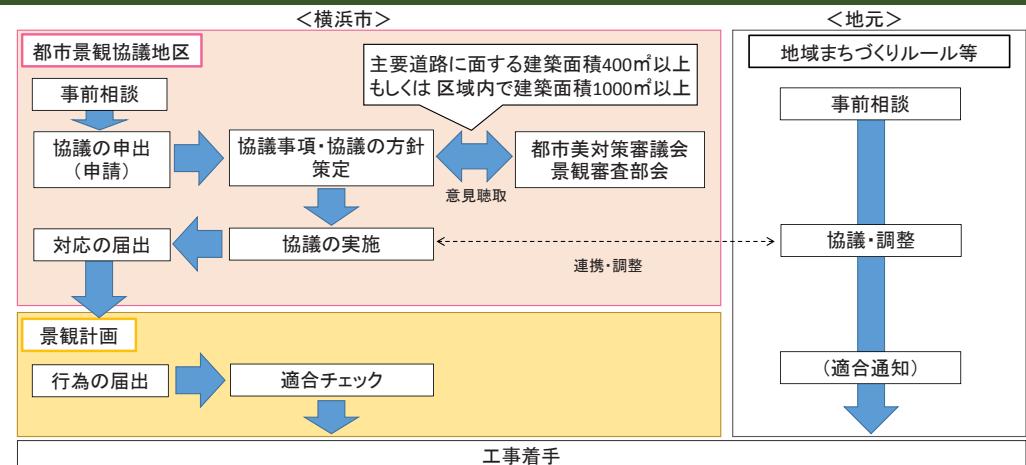
山手地区都市景観形成ガイドライン



- 景観計画・都市景観協議地区の運用を補完するガイドライン(案)を作成。
- 都市美対策審議会景観審査部会(平成31年1月25日(金))にて報告。

43

移行後の運用



※都市景観協議地区・景観計画の運用にあたり、山手地区都市景観形成ガイドラインを活用します。

44

今後のスケジュール

景観計画 都市景観協議地区

景観計画変更の素案・都市景観協議地区素案の作成

景観計画変更の素案等の説明会の開催 10/15(月)

景観計画変更の素案等の縦覧・公述申出受付 10/16(火)～10/29(月)

公聴会の開催 11/20(火)

景観計画変更の原案・都市景観協議地区(原案)の確定

景観計画変更の原案・都市景観協議地区(原案)の縦覧・意見書受付 1/28(月)～2/12(火)

景観計画変更の案・都市景観協議地区(案)の確定

都市美対策審議会(本日)・都市計画審議会の意見聴取

景観計画(変更)・都市景観協議地区の策定の告示(7月予定)

条例手続き

景観計画(変更)・都市景観協議地区の施行(2020年1月予定)

横浜市景観計画

(変更の案)

平成31年3月 横浜市

— 目 次 —

第1編 横浜市における景観形成	p 1
第1 景観計画の区域	p 1
第2 良好な景観の形成に関する方針	p 1
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 3
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 3
第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画	
第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画	p 4
第1 区域	p 4
第2 良好な景観の形成に関する方針	p 4
第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 4
1 制限対象行為	p 4
2 行為の制限	p 5

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画	p 6
第1 良好な景観の形成に関する方針	p 6
1 関内地区全域の方針	
2 地区別の方針	
第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 8
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	p 8
2 届出対象行為から除外する行為	p 8
3 行為の制限	
(1) 建築物及び工作物の形態意匠	p 9
ア 関内地区全域の景観形成基準	p 9
(低層部のしつらえ・外構、色彩、外壁、中層部・高層部のしつらえ)	
イ 地区別の景観形成基準	p 16
(ア) 山下町特定地区	p 16
(イ) 馬車道周辺特定地区	p 18
(ウ) 日本大通り特定地区	p 19
(エ) 市庁舎前面特定地区	p 19
(2) 最高高さ	p 20
(3) 壁面の位置の指定	p 20
(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限	p 20
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 21
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 21
第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	p 22
1 関内地区全域の制限	p 22
2 地区別の制限	
(1) 山下町特定地区	p 22
(2) 馬車道周辺特定地区	p 28
(3) 日本大通り特定地区	p 29
(4) 市庁舎前面特定地区	p 30
(5) 北仲通り北準特定地区	p 31
(6) 北仲通り南準特定地区	p 32
(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区	p 33
(8) 海岸通り準特定地区	p 33
(9) 関内中央準特定地区	p 35
(10) 吉浜町周辺準特定地区	p 36

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 37
1 道路の整備に関する事項	
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準	
第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 40
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	
第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画	p 44
第1 良好な景観の形成に関する方針	p 44
1 みなとみらい21中央地区全域の方針	
2 みなとみらい大通り沿道地区の方針	
第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 45
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	
2 届出対象行為から除外する行為	
3 行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定）	
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 46
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 46
第5 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 46
1 道路の整備に関する事項	
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準	
3 港湾施設の整備に関する事項	
第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 48
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画	p 49
第1 良好的な景観の形成に関する方針	p 49
第2 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 50
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	p 50
2 届出対象行為から除外する行為	p 50
3 行為の制限（形態意匠、高さ、壁面の位置の指定、特定照明）	p 51
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 53
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 53
第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	p 54
1 屋外広告物共通	p 54
2 屋外広告物の種類ごとの規格	p 54
第6 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 56
1 道路の整備に関する事項	p 56
(1) 道路に関する共通事項	p 56
(2) 道路ごとの整備に関する事項	p 56
2 港湾施設の整備に関する事項	p 57
(1) 港湾緑地	p 57
(2) 港湾道路の整備に関する事項	p 58
第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 59
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	
第4章 山手地区における景観計画	p 60
第1 良好的な景観の形成に関する方針	p 60
1 山手地区全域の方針	
2 地区別の方針	
第2 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項	p 61
1 届出対象行為及び特定届出対象行為	p 61
2 届出対象行為から除外する行為	p 61
3 行為の制限	p 62
(1) 建築物及び工作物の形態意匠	p 62
ア 山手地区全域の景観形成基準（眺望景観の確保、色彩）	p 62
イ 地区別の景観形成基準	p 63

(ア) 山手町特定地区	p 63
(イ) 元町特定地区	p 63
(2) 樹木・緑地の保全	p 63
(3) 最高高さ	p 64
(4) 壁面の位置の指定	p 64
第3 景観重要建造物の指定の方針	p 65
第4 景観重要樹木の指定の方針	p 65
第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	p 66
1 山手地区全域の制限	p 66
2 地区別の制限	p 66
(1) 山手町特定地区	p 66
(2) 元町特定地区	p 66
(3) 石川町準特定地区	p 66
第6 景観重要公共施設の整備に関する事項	p 67
1 道路の整備に関する事項	p 67
2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法第5条第1項の許可の基準	p 68
第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準	p 69
1 道路に関する事項（占用許可の基準）	p 69
2 都市公園に関する事項（占用許可の基準）	p 70

第1編 横浜市における景観形成

第1 景観計画の区域

横浜市の行政区域（地先公有水面を含む）（以下、「横浜市全域」という。）とする。

ただし、横浜市全域のうち、地区に応じた良好な景観を形成する地区（以下、「景観推進地区」という。）を、計画図1の1に示す区域（以下、「関内地区」という。）、計画図2に示す区域（以下、「みなとみらい21中央地区」という。）、計画図3の1に示す区域（以下、「みなとみらい21新港地区」という。）および計画図4の1に示す区域（以下、「山手地区」という。）とし、当該地区ごとに制限を適用するものとする。

第2 良好な景観の形成に関する方針

横浜市ではこれまで、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

さらに、市民が主体となって取り組んできた地域でのまちづくり活動等を通じて、景観に対する意識が高まり、活動も活発になるなど、個性や魅力ある景観形成に取り組む土壤もできてきており、「市民力」と「創造力」による「横浜らしさ」創造の準備が整いつつある状況といえます。

横浜らしい景観は、「市民力」と「創造力」が發揮された証であるとともに、魅力ある景観そのものが、それらの力を生み出す源ともなっており、良好な景観をつくることは、次に示すような3つの意義があるといえます。

- I 市民生活の質を高めます。
- II 都市に新たな活力を創出します。
- III 都市コミュニティを育みます。

一方で、近年の土地利用形態の変化や行政指導の限界等により、魅力ある景観形成を推進する上で様々な課題が生じてきています。

このような背景のもと、景観形成に取り組む姿勢として、景観に対する意識の向上を第一歩に、人間の五感や感性に訴える姿勢、安全性や利便性なども含めた都市空間に求められる様々な価値観に対して、総合的に配慮していくことが求められます。

さらに、周辺に対して規模やデザインなどが著しく異なる建築物等を建てるときなどは、地域でよく話し合うことや、周辺景観との調和を図るなどの配慮が必要であることから、市民を主役とした地域ごとの景観づくりの取り組みにあたり、目指したい景観の将来像を考える際の基本的な方向性を7つのテーマとして次に示します。

- (1) 魅力的な街並みの形成
- (2) 快適な歩行者空間の景観形成

- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成
- (4) 水と緑の保全と活用による景観形成
- (5) 屋外広告物の景観的配慮
- (6) 生活空間の景観形成
- (7) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成

また、地域において景観形成に取り組む際のヒントとなる、大切にしたい・生かしたい（あるいは改めたい）景観要素や景観形成の方向性などについて、「16の着眼」として次に示します。

- ① 海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する。
- ② 港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を生かす。
- ③ 低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を生かす。
- ④ 広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を生かす。
- ⑤ 潤いを感じられる水辺空間をつくる。
- ⑥ 下町の営みの蓄積・界わい性を生かす。
- ⑦ 営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる。
- ⑧ スケールの大きな産業風景を間近に感じる場をつくる。
- ⑨ 自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を生かす。
- ⑩ 村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす。
- ⑪ 新興住宅地に新たな歴史を積み重ねる。
- ⑫ まとまった緑の空間を保全する。
- ⑬ 何気ない生活空間をきれいに保つ。
- ⑭ 品の良いエレガントなまちをつくる。
- ⑮ マイナスの景観要素を取り去る。
- ⑯ 景観の大切さを人々に伝える。

このような横浜市の景観形成の羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」を踏まえ、地域で大切にしたい価値観や目標を実現するための地区ごとに定める景観計画及び横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年横浜市条例第2号）に基づく都市景観協議地区の推進と、全市民で共有される価値観を実現するための景観計画の活用により、市内全域で良好な景観が保たれつつ、地区の特性に応じた景観形成を図ることを基本方針とします。

第3 景観重要建造物の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきましたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 港町や異国の文化を伝える建造物
- (2) 横浜の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 谷戸や里山などの自然景観を構成する形態意匠の建造物
- (4) 地域独自の個性と魅力ある街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきましたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような樹木を景観重要樹木として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 地域の歴史を伝える樹木
- (4) 地域の特徴的な街並みを構成する樹木

第2編 横浜市全域にかかる行為ごとの景観計画

第1章 斜面緑地における開発行為に関する景観計画

第1 区域

横浜市全域とする。

第2 良好な景観の形成に関する方針

本市には、緑の七大拠点など、まとまった樹林地のほか、地形的特色から多くの斜面緑地が残さ

れており、その景観は市民に潤いと安らぎを教えています。この斜面緑地は、横浜市の魅力を高める貴重な景観要素であり、その特徴を生かしつつ、良好な街並み景観を形成していくことが求められています。

本市では、既に、「横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例（以下、「地下室マンション条例」という。）」等を制定し、斜面地における共同住宅を周辺の住環境と調和するよう誘導しています。

しかし一方で、戸建住宅など、地下室マンション以外の開発では、斜面緑地が失われるとともに、高い擁壁が築造されるなど、周囲へ圧迫感を与えていたりします。

そこで、さらに「斜面緑地における開発行為に関する景観計画」により、これらの開発についても、良質な環境を備えた開発計画を誘導し、斜面緑地の地形や緑と調和した良好な景観の形成を図る必要があります。

このような背景を踏まえ、次の3つの考え方に基づいて、斜面緑地における開発を適切に誘導し、また、良好な維持管理等により、将来にわたり緑の環境を維持します。

- I 開発行為により生じる法面は、圧迫感が軽減するよう工夫する。
- II 道路沿いの法の前面を中心に関切な植栽を誘導する。
- III 本景観計画に定める内容は、都市計画法に基づく開発許可の基準とする。

第3 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 制限対象行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為で、同法第29条第1項の許可を要するもののうち、開発区域面積が500m²以上で、予定される建築物の用途が地下室マンション条例第2条の規定による地下室建築物となる共同住宅及び長屋を除くものの用に供するもの。（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目（以下「登記地目」という。）又は地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録された地目が、山林であるか否かを判断する日の5年以前（この項の規定の施行から5年を経過する前にあっては、この項の規定の施行日）から継続して山林でない土地において行う開発行為を除く。なお、登記地目が山林である日とは、登記の日付による。）

2 行為の制限

斜面緑地における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は、次のとおりとする。
なお、市長が、周辺の環境を害するおそれがなく景観上支障がないと認め、又は、公益上やむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

＜法の高さの制限＞

- (1) 切土又は盛土によって生じる法（地表面が水平面に対し角度をなす土地（擁壁、階段、土留を兼ねる建築物の部分を含む。）をいい、小段等によって上下に分離された法がある場合において、下層の法面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の法

面の下端があるときは、その上下の法は一体のものとみなす。) の高さ (法の前面の上端と下端 (法の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。) との垂直距離をいう。) は、道路境界線から水平距離 1 m 以内にあっては 3 m 以下、その他にあっては 5 m 以下とするものとする。ただし、景観の形成を図る上で、法の位置を道路境界線から水平距離 0.5m 以上後退させ、適切な植栽を行うことのできるよう整備した場合にあっては法の高さを 5 m 以下とすることができる。

(2) 前号に定めるもののほか、景観形成に寄与する構造とするものとする。

＜緑化の制限＞

(1) 適切な植栽が行われる土地の面積は、開発区域の面積の 15 パーセント以上とするものとする。ただし、景観の形成を図る上で別表(ろ)欄に掲げる位置に適切な植栽が行われる場合にあっては、別表(は)欄に定めるところにより、別表(い)欄に掲げる有効緑化空地面積を適切な植栽が行われる土地の面積とみなすことができる。

別表

(い)算式	(ろ)緑化空地を設置する位置	(は)数値 α
$X = \sum (\alpha \times S)$ X : 有効緑化空地面積 (m^2) α : 植栽する位置に応じて定められた係数 S^{*2} : 植栽が行われる土地の面積 (m^2)	道路と当該道路に接する予定建築物の敷地の下法との間 ^{*1}	5
	上記以外の部分	1
<p>※ 1 道路境界線から水平距離 1 m を限度とし、中木（高さが 1 m 以上 3 m 未満の樹木をいう。以下同じ。）を 1 m 以上 2 m 以下の間隔で植栽するものに限る。</p> <p>※ 2 植栽が行われる土地の面積の合計は、予定建築物の敷地面積の合計の 10 パーセント（当該敷地の全部が商業地域又は近隣商業地域内にある場合若しくは開発区域の面積が 1,000 m^2 未満の場合は 5 パーセント）以上であること。</p>		

- (2) 適切な植栽が行われる土地の植栽は、植栽が行われる土地の面積 20 m^2 あたり、高木（高さが 3 m 以上の樹木をいう。）1 本以上、中木 2 本以上及び低木（高さが 1 m 未満の樹木をいう。）15 本以上の樹木を植栽するものとする。
- (3) 適切な植栽が行われる土地の面積は、高木 1 本の植栽につき 10 m^2 、中木 1 本の植栽につき 2 m^2 、低木 1 本の植栽につき 0.4 m^2 とみなして算出した面積に替えることができる。
- (4) 前各号に定めるもののほか、景観形成に寄与する緑化方法等とするものとする。

第3編 景観推進地区ごとの景観計画

第1章 関内地区における景観計画

第1 良好的な景観の形成に関する方針

1 関内地区全域の方針

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心に、文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われている。

馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっている。

このような関内地区の特徴を伸長しつつ、次の4つの方針に基づいて、関内地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔づくりを行う。

- I わかりやすく、奥行きと賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る。
- II 関内地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る。
- III 開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る。
- IV 多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る。

方針の達成に向けて、建築行為等の設計について指針とするべき事項として、行為の指針を次に定める。

- (1) ゆとりある歩行者空間を連続的に形成する。
- (2) 通りの低層部のしつらえを工夫して、連続性のある賑わいを創出する。
- (3) 人々に交流を促す快適な広場状空地を創出する。
- (4) 緑化や水際の活用により、まちに潤いを創出する。
- (5) 関内地区の街並みの特徴を生かす。
- (6) ミナト横浜の歴史を大切にし、関内地区の魅力・個性を伸ばす。
- (7) 中層、高層の建築物は、デザインを工夫し、魅力ある街並みを形成する。
- (8) 港や丘などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する。
- (9) 関内地区の新しい魅力を創造する。
- (10) 秩序ある広告景観を形成する。

2 地区別の方針

関内地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

開港以来横浜の中心地として発展してきた歴史・文化を活かし、横浜が世界に誇れる、奥行きのある魅力的なウォーターフロントとしての山下公園通りの街並みや、関内地区の居留地としての歴史を物語る本町通りや横浜中華街などの個性豊かで賑わいのある街並みを形成する。

(2) 馬車道周辺特定地区

開港以来の馬車道の歴史や文化を物語る資源を大切にし、個性的でゆとりと賑わいのある街並みを形成する。

(3) 日本大通り特定地区

開港の歴史を象徴した、横浜を代表する格調の高い歴史的景観と港への開放的な通景空間を形成し、横浜の顔にふさわしい業務、観光・文化機能の集積を推進する。

(4) 市庁舎前面特定地区

関内地区の玄関口として、市庁舎やくすのき広場と調和した街並みとゆとりある空間を形成する。

(5) 北仲通り北準特定地区

港町の歴史を伝える歴史的景観を活かし、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

ア 地区の特徴である水際空間と歴史的な建造物を活かし、魅力と賑わいのある歩行者空間を創出する。

イ 関内地区とみなとみらい21地区との結節点として、横浜の新しい都市景観を創出する。

ウ タウンマネージメントを通じ、環境への配慮や、賑わいの創出など持続的な都心臨海部の魅力づくりを図る。

(6) 北仲通り南準特定地区

関内地区の歴史的景観を尊重し、関内地区とみなとみらい21地区の結節点としてふさわしい街並みを形成する。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

開港の歴史を伝える波止場としての歴史的景観と大さん橋埠頭の横浜の玄関口としてふさわしい景観を形成する。

(8) 海岸通り準特定地区

港町として栄えた歴史を伝える歴史的建造物と調和した落ち着きのある景観を形成する。

(9) 関内中央準特定地区

関内地区の中央付近に位置し、小規模な飲食店等が連なる現在の賑わいや街並みを伸長し、他の地区にはない個性的な街並みを形成する。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

関内地区の玄関口としての魅力ある景観を創出し、山手の丘などからの魅力ある眺望景観を形成する。

(11) 関内駅前準特定地区

関内地区の玄関口としての活気と賑わいのある景観を創出し、ゆとりある空間を形成する。

(12) 関内西準特定地区

活気と賑わいのある景観を創出し、大岡川と調和した街並みを形成する。

(13) 山下公園

港に面した臨海公園という性格と、山下公園通りと接するなど歴史的景観を有する特徴を生かし、市民に親しまれる良好な景観を形成する公園とする。

(14) 横浜公園

開港当時からの歴史と、日本大通りに隣接する関内地区の中心という立地を生かして、横浜を代表する良好な景観を形成する公園とする。

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m^2 以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものは除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m^2 以上のもの
- (5) 特定照明

2 届出対象行為から除外する行為

届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

3 行為の制限

関内地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 関内地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

ア 関内地区全域の景観形成基準

＜低層部のしつらえ・外構：建築物＞

- (ア) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の駐車場の出入口となる部分は、当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (イ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ウ) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に接する敷地内の建築物の1階部分は、当該部分の機能に応じ、建築物内部の賑わいや活動が外部から望めるようにするために、大型の開口部を設けるなど通りの賑わいを創出する形態意匠とするものとする。
- (エ) 共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (オ) 建築物の駐車場及び駐輪場となる部分は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (カ) 建築物の駐車場の出入口となる部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (キ) 計画図1の2に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における建築物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

＜低層部のしつらえ・外構：工作物＞

- (ク) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、歩道状空地としての機能を阻害しない形態とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 計画図1の6に示す「壁面の位置の制限によって生じた空地を広場状空地とすることができる道路」沿いにおける広場状空地に設置するベンチなどの工作物の場合
 - b 壁面の位置の制限によって生じる空地において、当該工作物の設置により、空地の機能が阻害されないと市長が認めた場合
- (ケ) 壁面の位置の制限によって生じる空地に設置する工作物は、当該空地に接する隣地又は道路との間を一般の人が通常自由に通行又は利用できる形態とするものとする。
- (コ) 壁面の位置の制限によって生じる空地は、当該空地に接する歩道、隣接する敷地の歩道状空地及び広場状空地と同じ高さで接する形態とするものとする。ただし、敷地の周辺状況や当該空地の形態などから、やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (サ) 計画図1の2に示す「重点歩行者ネットワーク街路」に面する位置に設置する駐車場の出入口となる工作物の部分は、当該街路に面して設けないなど、連続した賑わいや街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (シ) 計画図1の2に示す「歩行者ネットワーク街路」に接する敷地内の共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、当該街路に面して設けないなど、賑わいを阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などにより、やむを得ずこれらの部分を当該街路に面して設ける場合は、「歩行者ネットワーク街路」における賑わいを阻害しない形態意匠とするものとする。
- (ス) 計画図1の2に示す「商業のネットワーク街路」に面する位置に設置する工作物は、通りの賑わいを創出するため、周囲の賑わいを遮断しないような開放的な形態意匠とするものとする。
- (セ) 共同住宅の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる工作物は、位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連續性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (ゾ) 駐車場及び駐輪場となる工作物は、当該施設の出入口から望める部分を除き、これらに駐車・駐輪している車両について、植栽や建築物などによって遮へいすることなどにより、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないような形態意匠とするものとする。
- (タ) 工作物の駐車場出入口の部分は、街並みや通りの賑わいを阻害しないように、道路に面する幅を小さくするなどの形態とするものとする。
- (チ) 計画図1の6に示す「広場状空地の設置が求められる位置」における工作物は、人々が集まり活動し、賑わいを形成し、交流が生まれるような快適な空地を確保する形態意匠とするものとする。

<色彩：建築物>

- (ツ) 建築物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。
- 建築物の1、2階の部分で、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めめた場合
 - 次のいずれかに該当するものの場合
 - 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
 - 計画図1の3に示す「後景エリア」内の建築物の場合
 - 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
 - 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
 - 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の建築物の場合
 - 景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項に基づく条例で定める区域の建築物の場合

別表1 明度・色相別彩度表

		色相				
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0
	高明度 (6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0
	中明度 (3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~2.0	0~2.0

- (テ) 建築物の高さ 31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図1の3に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
 - レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めめた場合
 - 次のいずれかに該当するものの場合
 - 建築物の高さ 31m以下の部分についての色彩の明度が3未満のもので、かつ、建築物

の高さ 31mを超える部分の明度が 6 以上のものの場合

- (b) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の場合
 - (c) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の場合
 - (d) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の建築物の場合
 - (e) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (f) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図 1 の 4 に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の建築物の場合
 - (g) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の建築物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (h) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の建築物の場合
 - (i) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 76 条第 1 項に基づく条例で定める区域の建築物の場合
- (ト) 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 3 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31mを超える部分についての色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。

別表 2 明度・色相別彩度表

		色相	
		YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	高明度(6.0~8.9)	1.0~4.0	1.0~4.0

別表 3 明度・色相別彩度表

		色相	
		R(赤)系	YR(黄赤)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0

- (ナ) 計画図 1 の 3 に示す「後景エリア」内の建築物の色彩は、マンセル表色系で別表 4 のものを基調とするものとし、かつ、建築物の高さ 31mを超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表4 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	1.0~2.0	1.0~2.0	1.0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	1.0~3.0	1.0~4.0	1.0~4.0

<色彩：工作物>

- (ニ) 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- a 当該工作物と同一敷地内の建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認められた場合
 - c 次のいずれかに該当する場合
 - (a) 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
 - (b) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
 - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の工作物の場合
 - (ヌ) 工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、マンセル表色系で別表1のうち、明度7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 工作物の一部に使用する場合で、工作物全体の形態意匠と調和し、かつ計画図1の3に示す「眺望の視点場」からの眺望を阻害しないと市長が認めた場合
 - b レンガなどの地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認められた場合
 - c 次のいずれかに該当する場合
 - (a) 計画図1の3に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に接する敷地内の工作物の場合
 - (b) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の場合
 - (c) 山下町特定地区の山下公園通りゾーン、水町通り及び海岸教会通りゾーン又は中華街中央ゾーンの敷地の工作物の場合
 - (d) 山下町特定地区の本町通りゾーンのうち、中華街中央ゾーン側に位置する街区の敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合

- (e) 山下町特定地区の大さん橋通りゾーンで計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」沿いの敷地の工作物の場合
 - (f) 山下町特定地区の中華街北辺ゾーン又は中華街南辺ゾーンの敷地内の工作物の一部分において、横浜中華街独自の景観や文化を反映させた場合
 - (g) 馬車道周辺特定地区、日本大通り特定地区、市庁舎前面特定地区の敷地の工作物の場合
- (ネ) 計画図1の3に示す日本郵船ビルを眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表2、赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する工作物の色彩は、マンセル表色系で別表3のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩の明度は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。
- (ノ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内の工作物の色彩は、マンセル表色系で別表4のものを基調とするものとし、かつ、工作物の地上からの高さが31mを超える部分の色彩は、当該部分より高さが低い部分の明度以上のものを基調とするものとする。ただし、レンガ等の地域の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<外壁>

- (ハ) 建築物は、景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項に基づく条例で定める区域の建築物の場合を除き、街並みの連續性を創出するため、高さが概ね31mの部分で形態意匠の分節を行うものとする。ただし、周辺の街並みの状況や建築物の形態意匠などから良好な景観が形成されると市長が認めた場合は、概ね31mから45mまでの高さの範囲内で形態意匠の分節を行うことができる。
- (ヒ) 共同住宅のバルコニーは、街並みと調和するため、バルコニーに接する柱の柱面から突出しない形態とするものとする。
- (フ) 共同住宅のバルコニーの手摺り及びこれに付属する部分は、柵状等の開放性のあるもの又はガラス等の透過性の高いものを用いず、外部から物干し施設や建築物の内部が見えない形態意匠とするものとする。
- (ヘ) 計画図1の3に示す「壁面の向きを概ね直角又は平行とする通り」に接する敷地の建築物は、壁面の向きを当該建築物が存する敷地が面する当該通りに対して概ね直角又は平行とし、港からの魅力ある眺望を形成する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置や形状などによりやむを得ず、かつ、大さん橋の「眺望の視点場」から見た眺望に支障を及ぼさないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ホ) 計画図1の3に示す「前景エリア」内の建築物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。
- (マ) 計画図1の3に示す「前景エリア」内の工作物は、大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から眺望対象が望める形態とするものとする。

＜中層部、高層部のしつらえ＞

- (ミ) 建築物の高さ 31mを超える部分は、眺望の魅力を阻害しないよう、計画図1の3に示す「眺望の視点場」から見たときの当該部分の見付の幅を小さくする形態とするものとする。
- (ム) 高さが 31mを超える建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど、計画図1の3に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めない形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (メ) 高さが 45mを超える建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物は、この限りでない。
- (モ) 計画図に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する設備は、ルーバーなどにより遮へいするなど大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の建築物の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- (ヤ) 計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めないので、良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ユ) 高さが 31mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、ルーバーなどにより遮へいするなど計画図1の3に示す「眺望の視点場」又は当該建築物の敷地の周辺の道路から容易に望めないようにする形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物又は設備などを遮へいする目的で設置する工作物については、この限りでない。
- (ヨ) 高さが 45mを超える建築物の屋上部分に設置する工作物は、これらが当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の形態意匠と同様のものとするものとする。ただし、計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、この限りでない。
- (ラ) 計画図1の3に示す「前景エリア」及び「後景エリア」内の建築物の屋上部分に設置する工作物は、次のいずれかの形態意匠とするものとする。ただし、計画図1の3に示すQ2の敷地（みなと大通りに接する敷地は除く。）内の高さ 31m以下の部分は、この限りでない。
- ルーバーなどにより遮へいするなど計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」から容易に望めない形態意匠のもの
 - 当該建築物の壁面の形態意匠と分離された乱雑な外観とならないよう、建築物の他の部分の形態意匠と同様のもの

イ 地区別の景観形成基準

(ア) 山下町特定地区

a 山下公園通りゾーン

(a) 建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物との調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。特に当該建築物の高さ概ね 15m以下の部分（山下公園通りに面する部分に限る。）は、魅力ある街並みの連続性や賑わいが生じるような形態意匠とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表5の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

(b) 建築物の山下公園通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置により山下公園通りの街並みを阻害しないように配慮するものとし、地上から高さ 15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、山下公園や山下公園通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、格調高い形態意匠とするものとする。

(c) 工作物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、当該ゾーンに存する歴史的建造物と調和のとれた格調高い意匠とし、かつ、色彩は次の各号に適合するものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど、山下公園通りの景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

[あ] マンセル表色系で別表5の色彩を基調とすること。

[い] 地上から高さ 15mを超える部分の明度は、7以上かつ当該部分より高さが低い部分の明度以上を基調とすること。

別表5 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~6.0

b 水町通り及び海岸教会通りゾーン

- (a) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地内の建築物は、レンガ調や御影石調を基調とするなど、歴史的建造物との調和のとれた格調高い形態意匠とするものとする。
- (b) 水町通りから山下公園通り側の街区の敷地及び水町通りに接する敷地内の建築物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (c) 水町通りから山下公園通り側の街区及び水町通りに面する位置に設置する工作物の当該通りに面する部分の色彩は、山下公園通りゾーンの景観と調和するものとし、かつ、マンセル表色系で別表5のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

c 本町通りゾーン

- (a) 本町通りに接する敷地の建築物の1、2階部分（本町通りに面する部分に限る。）は、柱廊風の形態とするなど、賑わいとゆとりある空地を創出する形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、道路に向かって壁や埠などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とする。特に共同住宅などの居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

d 中華街中央ゾーン

- (a) 建築物の1階部分は、道路に向かって壁や埠などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分は、居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。
- (b) 計画図1の4に示す「外部空間の確保が必要な街路」に接する敷地内の建築物の1階部分（当該街路に面する部分に限る。）は、建築物と当該街路との間にゆとりを持たせ、賑わいの創出や演出を図るため、当該街路との道路境界から0.5mの範囲を外部空間とする形態意匠とするものとする。

e 中華街北辺ゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や埠などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

f 中華街南辺ゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

g 大さん橋通りゾーン

建築物の1階部分は、道路に向かって壁や塀などの閉鎖的なものとせず、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。特に、計画図1の4に示す「中華街賑わい形成街路」に接する敷地内の共同住宅などの1階部分（当該街路に面する部分に限る。）の居住者出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物の部分は、それらの位置や規模を工夫し、周辺の賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

(イ) 馬車道周辺特定地区

- a 建築物の1、2階部分は、道路に向かって開口部を大きくするなど開放的なしつらえとし、賑わいを創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地の位置、形状、建築物の用途などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の色彩は、マンセル表色系で別表6のものを基調とするものとする。ただし、建築物の意匠にレンガなどの素材を使用するなど馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- c 工作物の色彩は、マンセル表色系で別表7のものを基調とするものとする。ただし、工作物の意匠にレンガなどの素材を使用する場合や馬車道周辺特定地区の良好な景観の形成に関する方針に適合した芸術作品等の場合で、馬車道周辺特定地区の景観に調和すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表6 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0

別表7 明度・色相別彩度表

		色相					
		R(赤)系	YR(黄赤)系	Y(黄)系	GY(緑黄)系	G(緑)系	BG(青緑)系
明度	白・オフホワイト(9.0~10.0)	0~2.0	0~2.0	0~2.0	0~1.0	0~1.0	0~1.0
	高明度(6.0~8.9)	0~3.0	0~4.0	0~4.0	0~2.0	0~2.0	0~2.0
	中明度(3.0~5.9)	0~4.0	0~6.0	0~6.0	0~4.0	0~4.0	0~4.0

(ウ) 日本大通り特定地区

- a 建築物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、建築物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 建築物の日本大通りに面する部分は、窓面看板（屋外から設置するものは除く。）の設置による日本大通りの街並みの阻害が生じないものとし、地上から高さ15m以下の部分に窓面看板を設置する場合は、日本大通りを効果的に演出し、開港の歴史を感じさせるなど、歴史的建造物と調和した形態意匠とするものとする。
- c 工作物は、御影石やスクラッチタイルなどの素材の使用や当該地区に存する歴史的建造物の軒の高さと調和したデザインなど、周辺の歴史的建造物の外観を基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表8のものを基調とするものとする。ただし、色彩については、工作物の意匠にレンガや御影石などの素材を使用するなど魅力ある景観の形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

別表8 明度・色相別彩度表

		色相			
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)	5.0Y(黄)
明度	白・オフホワイト(9.0～10.0)	0～2.0	0～2.0	0～2.0	0～2.0
	高明度(6.0～8.9)	0～3.0	0～4.0	0～4.0	0～4.0
	中明度(3.0～5.9)	0～4.0	0～6.0	0～6.0	0～6.0

(エ) 市庁舎前面特定地区

- a 建築物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、閑内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。
- b 工作物は、市庁舎の壁面やくすのき広場との調和を図り、閑内地区の歴史ある街並みを表現するため、レンガを基調とした形態意匠とし、かつ、色彩はマンセル表色系で別表9のものを基調とするものとする。

別表9 明度・色相別彩度表

		色相		
		R(赤)系	YR(黄赤)系	2.5Y(黄)
明度	白・オフホワイト(9.0～10.0)	0～2.0	0～2.0	0～2.0
	高明度(6.0～8.9)	0～3.0	0～4.0	0～4.0
	中明度(3.0～5.9)	0～4.0	0～6.0	0～6.0

(2) 最高高さ

建築物の最高高さは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、31m 以下とするものとする。ただし、計画図 1 の 5 に示す範囲ごとの数値以下のもので、かつ、閑内地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(3) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 1 の 6 に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
- イ 景観法の規定によって指定された景観重要建造物
- ウ 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- エ 公公用歩廊
- オ 公公用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
- カ 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

- ア 計画図 1 の 7 に示す「歴史的界隈形成エリア」内においては、歴史的建造物以外の建築物又は工作物は、投光器等で照らしてはならない。
- イ 計画図 1 の 3 に示す日本郵船ビル又は赤レンガ倉庫を眺望対象とする「見通し景観形成街路」に面する建築物及び工作物は、投光器等で照らしてはならない。

第3 景観重要建造物の指定の方針

関内地区は、開港を契機に発展を始めるが、震災、戦災で壊滅的な被害を受け、また、戦後の接收により都市の発展が妨げられた。しかし、これらの苦難の都度、新しい建造物が作られてきた。

現在の関内地区の景観は、建造された時代が異なる建造物が混じり合うことで構成され、古いものと新しいものの融合により作り上げられている。

このような関内地区の景観を形成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 港町の文化を伝える建造物
- (3) 異国文化を感じさせる建造物
- (4) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (5) 関内地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

関内地区における緑は、緑の軸線構想に代表されるような港に向かう街路の並木や横浜公園と山下公園の並木の存在が大きい。また、敷地内に設けられた樹木が道路や公園の樹木と相まって、都市に潤いを与えていている。一方で、関内地区の歴史を伝える樹木もある。

このような関内地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 関内地区の歴史を伝える樹木
- (4) 関内地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

閑内地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限は、次のとおりとする。

1 閑内地区全域の制限

映像装置を使用する屋外広告物は、2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあっては当該建築物の2階以下に、その他のものにあっては当該屋外広告物の上端の高さを地上5m以下に設置するものとする。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものについては、この限りでない。

2 地区別の制限

閑内地区全域の制限のほかに、計画図1の1に示す地区ごとの制限は、次のとおりとする。

(1) 山下町特定地区

ア 山下公園通りゾーン

<屋外広告物 共通>

(ア) 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5m²以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

<屋上看板>

(イ) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 山下公園通り又は大さん橋通りに面する位置に設置しないものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かつて設置しないものとする。

<壁面看板>

(ウ) 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 上端の高さを地上15m以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10m²以内の場合に限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - (b) 山下公園通りに面する位置に設置せず、かつ、山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めたもの

- b 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (a) 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5m²以内のもの
 - (b) 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

＜広告塔・広告板＞

- (エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
 - a 山下公園通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき1箇所とする。ただし、山下公園通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ1箇所設置することができるものとする。
 - b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。
 - c 高さを5m以下とする。
 - d 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他山下公園通りの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

＜そで看板＞

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、山下公園通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。
 - a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、山下公園通りに面する壁面から0.8m以下とし、その他の壁面からは1m以下とする。
 - b 上端の高さを地上15m以下とする。
 - c 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

＜照明装置・映像装置＞

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

イ 水町通り及び海岸教会通りゾーン

＜屋上看板＞

- (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は水町通り及び海岸通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
- a 水町通りから山下公園通り側の街区に設置するものである場合は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出する物件を設置するもの
 - b 計画図1の3に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
 - c 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの

＜壁面看板＞

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが 31m（水町通りから山下公園通り側の街区においては、15m）を超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの
- (ウ) 水町通りから山下公園通り側の街区で、山下公園通りに面する位置に設置する上端の高さが地上 15m以下の壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を 4 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合においては、一のテナント）につき表示面積の合計が 5 m²以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、水町通り及び海岸教会通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの
- (エ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。

＜広告塔・広告板＞

- (オ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
- a 高さを 5 m以下とする。
 - b 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

＜そで看板＞

- (カ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- a 上端の高さを地上 15m以下とする。
- b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が 5 m²以内のものは、この限りでない。

＜照明装置・映像装置＞

- (キ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (ク) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

ウ 本町通りゾーン

＜屋上看板＞

- (ア) 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は本町通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - a 計画図 1 の 3 に示す大さん橋、横浜外国人墓地若しくは山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置しないもの
 - b 大さん橋通りに面する位置に設置しないもの

＜壁面看板＞

- (イ) 壁面看板の上端の高さを地上 31m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが 31mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内の場合に限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図に示す大さん橋の「眺望の視点場」又は山下公園に向かって設置せず、かつ、大さん橋通りに面する位置に設置しないもの
- (ウ) 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、山下公園通りゾーンの魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

＜広告塔・広告板＞

- (エ) 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。
 - a 高さを 5 m以下とする。
 - b 計画図 1 の 3 に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

〈そで看板〉

- (オ) そで看板は、次の各号に適合するものとする。
- a 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から1m以下とする。
 - b 上端の高さを地上15m以下とする。
 - c 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する場合は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5m²以内のものは、この限りでない。

〈照明装置・映像装置〉

- (カ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (キ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

エ 中華街中央ゾーン

〈屋上看板〉

- (ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かつて設置しない。ただし、中華街中央ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

〈壁面看板〉

- (イ) 上端の高さが地上20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 地上からの高さが20mを超える部分の表示面積が10m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10m²以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かつて設置しないもの

〈映像装置〉

- (ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

オ 中華街北辺ゾーン

〈映像装置〉

- (ア) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

カ 中華街南辺ゾーン

<屋上看板>

(ア) 屋上看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しない。ただし、中華街南辺ゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

(イ) 上端の高さが地上 20mを超える壁面看板は、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- a 地上からの高さが 20mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内のものに限る。））に設置するもの
- b 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かつて設置しないもの

<映像装置>

(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

キ 大さん橋通りゾーン

<屋上看板>

(ア) 屋上看板は、次の各号に適合するものとする。ただし、大さん橋通りゾーンの個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。

- a 計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かつて設置しないものとする。
- b 大さん橋通りに面する位置に設置する屋上看板は、上端から下端までの高さを 4 m 以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするものとする。

<照明装置・映像装置>

(イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ウ) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 馬車道周辺特定地区

<屋外広告物 共通>

ア 馬車道に面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5m²以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、馬車道周辺特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

<屋上看板>

イ 馬車道に面する位置に、屋上看板は、設置することができない。ただし、馬車道周辺特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

<壁面看板>

ウ 建築物の3階以上の部分に、壁面看板は設置しないものとする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- (ア) 建築物又はテナントの名称等を単色で表示するもの
- (イ) 一の建築物につき1箇所とするもの

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板の表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で彩度を4以下とする。

<広告塔・広告板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

カ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 表示面の横幅は1m以下とする。
- (イ) 下端の高さを地上6.5m以上とする。
- (ウ) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5m²以内のものは、この限りでない。

<照明装置・映像装置>

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限つた内照方式その他並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。

(3) 日本大通り特定地区

<屋外広告物 共通>

ア 日本大通りに面する位置に設置する屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が5m²以下、かつ、上端の高さが地上5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、日本大通り特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。

<屋上看板>

イ 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は日本大通り特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和し、かつ、横浜公園からの眺望景観と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 日本大通りに面する位置に設置しないもの

(イ) 計画図1の3に示す大人橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(ウ) 横浜公園に面する位置に設置するものは、上端から下端までの高さを4m以下とし、かつ、表示面の背景色（地の色）をマンセル表色系で無彩色とするもの

<壁面看板>

ウ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10m²以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの

b 日本大通りに面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大人橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないもの

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5m²以内のもの

b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、日本大通り特定地区的魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

エ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものと

する。

- (ア) 日本大通りに面する位置に設置する場合は、一の敷地につき 1 箇所とする。ただし、日本大通りに接する敷地の間口が長く、広告塔及び広告板の視認性に支障が出る等の場合は、当該敷地の両端にそれぞれ 1 箇所設置することができるものとする。
- (イ) 高さを、5 m以下とする。
- (ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他日本大通りの魅力的な景観形成に寄与するものと市長が認めた場合は、この限りでない。

＜そで看板＞

オ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面のうち、日本大通りに面する壁面から 0.8m 以下とし、その他の壁面から 1 m 以下とする。
- (イ) 上端の高さを地上 15m 以下とする。
- (ウ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とする。

＜照明装置・映像装置＞

カ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めたものは、この限りでない。

(4) 市庁舎前面特定地区

＜屋上看板＞

ア 屋上看板は、くすのき広場又はみなと大通りに向かって設置することができない。ただし、市庁舎前面特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

＜壁面看板＞

イ 上端の高さが地上 15m を超える壁面看板は、くすのき広場、尾上町通り又はみなと大通りに面する位置に設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (ア) 地上からの高さが 15m を超える部分の表示面積が 10 m² 以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m² 以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
- (イ) くすのき広場又はみなと大通りに面する位置に設置しないもので、かつ、市庁舎前面の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの

＜広告塔・広告板＞

ウ 広告塔及び広告板は、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置し、次の各号に適合するものとする。

(ア) 高さを 5 m 以下とする。

(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で彩度を 4 以下とする。ただし、材質にアルミを使用するものその他市庁舎前面の街並み景観を阻害しないものと市長が認めた場合は、この限りでない。

＜そで看板＞

エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 壁面からの突出幅は、設置する建築物の壁面から 1 m 以下とする。

(イ) 上端の高さを地上 15m 以下とする。

＜照明装置・映像装置＞

オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

カ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(5) 北仲通り北準特定地区

＜屋上看板＞

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り北準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図 1 の 3 に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めたものは、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) 汽車道に面する位置に設置しないもの

(ウ) 計画図 1 の 3 に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

＜壁面看板＞

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上 15m を超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。

a 地上からの高さが 15m を超える部分の表示面積が 10 m² 以内で、1 箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2 箇所（各箇所の表示面積が 10 m² 以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの

- b 汽車道に面する位置に設置せず、かつ、計画図1の3に示す大人橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、汽車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの
- (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5m²以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り北準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

<広告塔・広告板>

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

<照明装置・映像装置>

- エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあっては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(6) 北仲通り南準特定地区

<屋上看板>

- ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は北仲通り南準特定地区的個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。
 - (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
 - (イ) 計画図1の3に示す大人橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもの

<壁面看板>

- イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。
 - (ア) 上端の高さが地上15mを超えるものは、設置しない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが15mを超える部分の表示面積が10m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が10m²以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b 計画図1の3に示す大人橋の「眺望の視点場」に向かって設置しないもので、汽車道及び港からの眺望を阻害しないと市長が認めたもの

- (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5m²以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、北仲通り南準特定地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

＜広告塔・広告板＞

ウ 広告塔及び広告板は、高さを5m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない場所に設置するものとする。

＜照明装置・映像装置＞

- エ 建築物に設置する屋外広告物にあっては当該建築物の3階以上に設置するもの、及びその他のものにあっては屋外広告物の上端の高さを地上5m以上に設置するものに、照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。
- オ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(7) 大さん橋及び象の鼻周辺準特定地区

＜屋上看板＞

- ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するものは、この限りでない。
- (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
 - (イ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「眺望の視点場」に向かって設置しないもの
 - (ウ) 海岸通りに面する位置に設置しないもの

＜映像装置＞

- イ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(8) 海岸通り準特定地区

＜屋上看板＞

- ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は海岸通り準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

- (ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの
- (イ) 海岸通り、みなと大通り又は万国橋通りに面する位置に設置しないもの
- (ウ) 計画図1の3に示す大さん橋又は赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かつて設置しないもの

＜壁面看板＞

イ 壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 上端の高さを地上 15m以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積が 10 m²以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するもの
 - b みなとみらい 21 新港地区又は計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かつて設置せず、かつ、海岸通り準特定地区の街並み景観を阻害しないと市長が認めたもの
- (イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を 4 以下とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - a 一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が 5 m²以内のもの
 - b 当該外壁のアクセントとするなど、外壁と一体となったデザインで、海岸通り準特定地区的魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたもの

＜広告塔・公告板＞

ウ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

＜そで看板＞

エ そで看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもの及び計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するものは、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩を、マンセル表色系で無彩色とする。ただし、「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するもので、表示面積の合計が 5 m²以内のものは、この限りでない。
- (イ) 計画図1の3に示す「後景エリア」内のみなと大通りに面する位置に設置するもので、上端の高さが地上 15mを超えるものは、表示面をみなとみらい 21 新港地区及び計画図1の3に示す大さん橋の「眺望の視点場」に向かつて設置しないものとする。

＜照明装置・映像装置＞

オ 屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合

は、この限りでない。

カ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

キ 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(9) 関内中央準特定地区

<屋上看板>

ア 南仲通りから海岸通り準特定地区側の街区では、屋上看板は、設置することができない。ただし、次の各号に適合するもの又は関内中央準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

(ア) 自己の住宅、店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するもの

(イ) みなと大通りに面する位置に設置しないもの

(ウ) 計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かつて設置しないもの

イ みなと大通りに接する敷地（本町通りに接する街区及び計画図1の3に示す「後景エリア」内は除く。）に設置する屋上看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 上端から下端までの高さを4m以下とする。

(イ) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で無彩色とする。

<壁面看板>

ウ 計画図1の3に示す「後景エリア」内又は計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

(ア) 表示面の背景色（地の色）は、マンセル表色系で建築物等の外壁と同一の色相とし、かつ、彩度を4以下とする。ただし、一の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、一のテナント）につき表示面積の合計が5m²以内のものは、この限りでない。

(イ) 「後景エリア」内で、上端の高さが地上15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かつて設置しない。ただし、地上15mを超える部分の表示面積の合計が10m²以内のもので、かつ、建築物の名称を単色で表示するものについては、この限りでない。

<広告塔・広告板>

エ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する広告塔及び広告板は、表示面の向きを当該「見通し景観形成街路」に対して概ね平行に設置するものとする。

<そで看板>

オ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置するそで看板は、表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分を無彩色とする。ただし、表示面積の合計が5m²以内のも

のは、この限りでない。

カ 計画図1の3に示す「後景エリア」のみならず大通りに面する位置に設置するので看板は、次各号に適合するものとする。

(ア) 上端の高さが地上 15mを超えるものは、表示面を計画図1の3に示す大さん橋及び赤レンガパークの「横浜三塔への眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。

(イ) 表示面の背景色（地の色）及び表示面以外の部分の色彩は、マンセル表色系で無彩色とするものとする。

＜照明装置・映像装置＞

キ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

ク 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、常時点滅する照明装置があるものを使用することができない。

ケ 計画図1の3に示す「見通し景観形成街路」に面する敷地に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催物等のために一時的に設置するもので、景観上支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(10) 吉浜町周辺準特定地区

＜屋上看板＞

ア 屋上看板は、設置することができない。ただし、吉浜町周辺準特定地区の個性を生かしたデザインなどで、魅力的な景観形成に寄与し、計画図1の3に示す眺望の視点場からの景観が周辺と調和していると市長が認めた場合は、この限りでない。

＜壁面看板＞

イ 上端の高さが地上 15mを超える壁面看板は、計画図1の3に示す横浜外国人墓地又は山手イタリア山庭園の「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、地上からの高さが 15mを超える部分の表示面積が 10 m²以内で、1箇所（隣接しない壁面に設置する場合にあっては、2箇所（各箇所の表示面積は 10 m²以内のものに限る。））に建築物の名称等を単色で表示するものはこの限りでない。

＜広告塔・広告板＞

ウ 広告塔及び広告板は、高さを 5 m以下とし、かつ、歩行者の歩行を阻害しない位置に設置するものとする。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

(1) 日本大通り

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは日本大通り特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、日本大通りの歴史的建造物やイチョウ並木と調和する錆御影石などの重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウは自然樹形を生かし、港に向かって連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(2) 山下公園通り

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは山下町特定地区山下公園通りゾーンの方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付隨する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付隨する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、山下公園や港に面した環境、歴史ある格調高い街並みと調和する重厚な素材のものを使用する。

オ イチョウはできる限り自然樹形に近いものとし、連続したイチョウ並木の景観を維持する。

(3) 馬車道

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは馬車道周辺特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、馬車道の個性を生かしたものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。
- エ 歩道の舗装は、馬車道の雰囲気にあつたレンガなどの素材のものを使用する。

(4) 関内駅南口前

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは市庁舎前面特定地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、関内地区の玄関口としてふさわしい落ち着きのあるものとする。
- イ さく、駒止、街灯、道路標識、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付隨する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。
- ウ 並木などの植栽により潤いのある歩行者空間を形成する。

(5) 見通し景観形成街路

整備に関する事項は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは「見通し景観」の形成を図ることを目的にデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付隨する柱等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とし、同一種類のものは同一の色彩を使用するものとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

(1) 横浜公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。

イ 公園周囲のスクラッチタイルの埠が形成する、周辺の建築物と調和した景観を維持する。

ウ 日本大通り及びみなと大通りに面している出入口部分は、人々が滞留することができるゆとりある空間を保全する。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(2) 山下公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

ア 公園内の設備及び施設などは、「見通し景観形成街路」からの山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気に調和した形態意匠とする。

イ インド水塔などの歴史的な建造物を保全する。

ウ 公園内の植栽は、「見通し景観形成街路」からの港や氷川丸への見通しに対して配慮した配置とする。

エ 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物は、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図1の8に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

(1) 日本大通り

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 良好的な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、廣告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加廣告及び上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- (ア) 既に占用許可を受けている廣告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加廣告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
- (イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加廣告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとすること。
- ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、歴史的建造物が多く立地し、開港の歴史を伝える格調高い街並みに調和するものとすること。
- エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、マンセル表色系で色相 2.5G、明度 4.0、彩度 1.0 を目安としたものを基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
- (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(2) 山下公園通り

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 良好的な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、廣告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加廣告又は上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- (ア) 既に占用許可を受けている廣告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加廣告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
- (イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加廣告で、それらのデザインが景観上支障のないもの

- イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形は、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとすること。
- ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山下公園や港、歴史ある格調高い街並みに調和するものとすること。
- エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの
- オ 日よけについては、設けることはできない。ただし、歴史的建造物又はその付属物として、周辺の街並みと調和する形態意匠と認められる場合は、この限りでない。

(3) 馬車道

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークグリーン（マンセル表色系で色相 2.5G、明度 3.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの
 - (イ) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - (ウ) 既に受けている占用許可の更新を行う物件（外観の変更を生じないものに限る。）で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(4) 関内駅南口前

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 良好的な街並みを維持するために、新たに設ける電柱・電線等、公衆電話所等、廣告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、添加廣告又は上空通路は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 既に占用許可を受けている廣告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加廣告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
 - (イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加廣告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- イ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、関内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとすること。

- ウ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、閑内地区の玄関口としての風格のある街並みに調和するものとすること。
- エ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）又はダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）を基調とすること。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(5) 「見通し景観形成街路」

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 「見通し景観」の確保のために、新たに設ける電柱等、公衆電話所等、廣告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板又は添加廣告は、設けることはできない。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 既に占用許可を受けている廣告塔、突出看板、立看板等、添加看板又は添加廣告の表示面の更新で、表示面の背景色（地の色）を無彩色とするもの
 - (イ) 催物等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加廣告で、それらのデザインが景観上支障のないもの
- イ 新たに設ける上空通路の壁面は透過性の高いものとし、通路の路面からの高さは 10m以上とすること。
- ウ 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等は、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- エ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、「見通し景観」の形成を阻害しない位置、規模及び形状とすること。
- オ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付隨する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10Y、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）を基調とすること。ただし、既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないものは、この限りでない。

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

(1) 横浜公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、横浜公園から港への通景の視点場や港から見た際のアイストップとして支障のない位置に配置し、関内地区の中心に立地する歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とすること。

- イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない
- (ア) 横浜スタジアム（横浜スタジアムに付属する人工台地を含む。）に設置するもの
 - (イ) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - (ウ) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(2) 山下公園

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

ア 公園内の設備、施設及び占用物は、山下公園通り又は「見通し景観形成街路」から山下公園を通して港や氷川丸への見通しや港からの眺望を妨げない配置とし、港の雰囲気に調和した形態意匠とする。

- イ 屋外広告物については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
- (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する屋外広告物で、広告面の背景色（地の色）を当該屋外広告物が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

第2章 みなとみらい21中央地区における景観計画

第1 良好的な景観の形成に関する方針

1 みなとみらい21中央地区全域の方針

みなとみらい21中央地区は、2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にある。また、横浜の自立性と都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っている。

当地区においては、これまで地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、街づくり基本協定に基づく街づくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観が形成されてきた。また、港や歴史を生かした景観形成など、当地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られている。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成される街のスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして、広く親しまれている。

当地区の景観形成については、さらに、低層部における「にぎわい空間」の創出を重要な景観要素と考え、地区全体で形成されているペデストリアンネットワーク沿いでこの「にぎわい空間」を連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行空間の形成を進めている。キング軸、クイーン軸、グランモール軸の3つの都市軸については、当地区的拠点となる駅や港への通景など、極めて重要な役割を持つ歩行空間ネットワークであり、この軸沿いの建物も含めた、総合的な景観形成を図ることが求められている。特に、キング軸については、今後の街づくりを進める上で要となる軸であり、それに相応しい歩行空間の形成が必要となっている。

これらの、街の特徴を伸長しつつ、次の3つの方針に基づき、みなとみらい21中央地区の街並みをさらに魅力的なものとし、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観形成を図る。

- I 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。
- II 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。
- III みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような風格ある街並みを創る。

また、みなとみらい21中央地区全域の方針のほかに、みなとみらい大通り沿道地区における方針を定める。

2 みなとみらい大通り沿道地区の方針

みなとみらい大通りは、横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ主要幹線道路であり、みなとみらい21地区の顔となる目抜き通りとなっている。

みなとみらい大通り沿道の地区は、目抜き通りとしての魅力ある景観形成を進めるほか、みなとみらい21中央地区のスカイラインを形成する上で重要な地区であることから、質の高い業務機能等の集積による積極的な超高層建築物の誘導など、風格ある沿道景観の形成を目指す。

第2 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為及び特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m²以上のもの

2 届出対象行為から除外する行為

公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為は、届出対象行為から除くものとする。

3 行為の制限

みなとみらい 21 中央地区における良好な景観の形成のための行為の制限の景観形成基準は、次の(1)のとおりとする。また、みなとみらい 21 中央地区のうち、みなとみらい大通り沿道地区においては(1)及び(2)のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。

(1) みなとみらい 21 中央地区全域の景観形成基準

＜形態意匠＞

建築物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表 1 のものを基調とするものとする。ただし、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めるものは、この限りでない。

別表 1

色相	明度	彩度
5 YR～5 Yの場合	6 以上 9.5 以下	3 以下
その他		0.5 以下

(2) みなとみらい大通り沿道地区的景観形成基準

＜高さ＞

みなとみらい大通り沿道地区内でみなとみらい大通りに面する敷地においては、超高層建築物が集積する風格ある沿道景観とするため、建築物の高さを 60m以上とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。

ア 敷地面積が 2,500 m²未満で、極端に低層ではなく周辺の景観と調和していると市長が認めるもの

イ 暫定土地利用施設

ウ 建築物に附属する小規模施設等

エ 街区（道路又は公園で囲まれた一団の土地をいう。以下同じ。）全体で沿道景観の形成を図るものとして、市長が超高層建築物敷地（みなとみらい大通りに面する敷地のうち、街区全体での

沿道景観の形成のために建築物の高さを 60m以上とする敷地をいう。以下同じ。) を指定した街区において、超高層建築物敷地以外の敷地に存する建築物で、高さが 31m以上のもの

＜壁面の位置の指定＞

みなとみらい大通りの通景を確保するため、建築物の高さ 31mを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 2 に示す壁面の位置を超えて建築してはならない。

第3 景観重要建造物の指定の方針

みなとみらい 21 中央地区は、埠頭や造船所等が存在していた歴史や、港等を尊重しながら、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。

このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) みなとみらい 21 中央地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

みなとみらい 21 中央地区における緑は、水際の臨港パークや日本丸メモリアルパーク、地区の南北を貫くグランモール公園などの都心部の憩いを創出する公園や、海に向かう街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。

このようなみなとみらい 21 中央地区の景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) みなとみらい 21 中央地区の歴史を伝える樹木
- (4) みなとみらい 21 中央地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第5 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図 2 に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- (1) 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状、色彩はみなとみらい 21 地区にふさわしいデザインとする。
- (2) 緑豊かな歩行空間を創出する。
- (3) 歩道部の舗装面の素材は、落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

(1) グランモール公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア 公園内の設備及び施設などは、みなとみらい 21 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、通景や歩行空間等へ配慮した形態意匠とする。
- イ 横浜美術館前における空間は、美術館との調和を配慮した設えとする。
- ウ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

(2) 高島中央公園

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

- ア 公園内の設備及び施設等は、キング軸の通景空間を妨げないよう配慮した形態意匠とする。
- イ 公園内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

3 港湾施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくはみなとみらい 21 中央地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 臨港パーク

- ア 緑地内の設備及び施設等は、キング軸の歩行空間を妨げないように配慮した配置とする。
- イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

(2) 日本丸メモリアルパーク

- ア 緑地内の設備及び施設等は、緑地の景観形成に配慮した配置とする。
- イ 緑地内の設備及び施設等は、みなとみらい 21 地区中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

第6 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図2に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、新たに設ける設備及び施設の形状、色彩について、みなとみらい 21 地区にふさわしい形態意匠とする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの、既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観変更を生じないものに限る。）又は催物等のために一時的に設けるものは、この限りでない。

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

(1) グランモール公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区の中心に立地しグランモール軸を形成する公園として、ふさわしい通景や歩行空間などへ配慮した形態意匠とする。
- イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

(2) 高島中央公園

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等、法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- ア 公園内の設備、施設及び占用物等は、キング軸の通景空間を妨げないよう配慮した形態意匠とする。
- イ 公園内の設備、施設及び占用物等は、みなとみらい 21 中央地区にふさわしい落ち着いたものを主体としてシンプルで格調高いデザインとする。

第3章 みなとみらい21新港地区における景観計画

第1 良好的な景観の形成に関する方針

みなとみらい21新港地区（以下「新港地区」という。）では、近代港湾発祥の地としての歴史性を活かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりをすすめてきた。また、中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい21中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しい街づくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きの感じられる景観をつくってきた。

新港地区の特徴としては、業務・商業が集積した中心地に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持つことが挙げられる。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるよう橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきた。

このようなこれまでの取り組みを発展させ、さらに、新港地区の特徴を活かした景観形成を図るために、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮などが必要となっている。

これら地区の特徴を伸長し、新港地区の街並みをさらに魅力的なものとするため、次の3つの方針に基づき、世界に誇れる横浜の顔となる都市景観づくりを行う。

I みなとの情景の演出

- ① 海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みをつくる。
- ② 開放的で居心地のよい水域・水際線の風景をつくる。

II 歴史の継承

- ③ 歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る。
- ④ 歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりのある街並み景観をつくる。

III “島”としての個性の演出

- ⑤ 歴史やみなとらしさを活かしたシークエンス景観をつくる。
- ⑥ 歩いて楽しく、賑わいのある街並みをつくる。
- ⑦ 周辺地区からの見下ろし景観を意識する。

第2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築又は改築は除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m^2 以上のもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が 10 m^2 以上のもの
- (5) 特定照明

2 届出対象行為から除外する行為

次に掲げる行為に該当する場合は、届出対象行為から除くものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供などが義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

3 行為の制限

新港地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めたものは、この限りでない。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

＜見通し景観の確保＞

ア 工作物（小規模で明らかに見通し景観を阻害しないものを除く。）は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けて設置し、赤レンガ倉庫への見通し景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

＜街並み形成＞

イ 歩道、計画図3の2に示す「水際線プロムナード」又は港湾緑地に接する空地等の舗装は、これらの舗装材と同様の素材、色又はパターンとするなど、一体的な歩行空間を創出する形態意匠とするものとする。

ウ ゴミ置き場等の付属施設や屋外階段などの建築物又は工作物は、周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地等から容易に望めないような位置に配置するなど、通りの賑わいの連続性を阻害しないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状などによりやむを得ないと市長が認めた場合で、植栽で覆うなど賑わいを阻害しない形態意匠とするものは、この限りでない。

＜色彩＞

エ 建築物の外壁の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものを基調とするものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア）建築物の外壁の一部に使用するもので、周辺の景観及び建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合

（イ）レンガなど地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合

（ウ）遊園地などで遊具等の建築物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

（エ）設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

（オ）設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

（カ）新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

オ 建築物の屋根・屋上の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（ア）設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

（イ）設置期間が30日を超え90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合

（ウ）新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

- カ 工作物の色彩は、蛍光色を用いず、かつ、マンセル表色系で別表1のものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (ア) 同一敷地内の建築物の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - (イ) 次のいずれかに該当すると市長が認めた場合
 - a 広域の範囲で統一してデザインされていて、新港地区の景観形成に寄与するもの
 - b 小規模なもので新港地区の街並みを阻害しないもの
 - (ウ) 新港地区にふさわしい低層部の賑わいに寄与するものと市長が認めた場合
 - (エ) 遊園地などで遊具等の工作物をまとめて設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (オ) 金属等の素材の色彩または、鋳物又はこれに類するもので、マンセル表色系で色相が5BG、明度が3、彩度が6程度で、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合。
 - (カ) 無彩色のうち、マンセル表色系でN3程度の場合
 - (キ) 設置期間が30日以下の催事等のために一時的に設置するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (ク) 設置期間が30日を超える90日以下の催事等のために一時的に設置するもので、無彩色を使用し、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合
 - (ケ) 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合

別表1

色相	明度	彩度
R、YR	9以上	1以上2以下
	4以上9未満	6以下

<屋根・屋上>

ク 建築物の屋上に設置する設備や工作物等は、周囲から容易に望見できない配置や、ルーバー等による遮蔽や形態意匠の工夫など、風格が感じられる見下ろし景観及び眺望景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 高さの最高限度

計画図3の2に示す「水際線プロムナード」に接する敷地においては、海への開放感を演出するため、当該水際線プロムナードの境界から奥行き10mの範囲については、建築物の高さの最高限度を10mとするものとする。

(3) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」内に建築してはならない。ただし、赤レンガ倉庫への見通し景観を著しく阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) 特定照明に関する良好な景観の形成のための制限

計画図3の2に示す「赤レンガ倉庫」は、歴史が感じられる魅力的な夜間景観を演出するため、投光器等で照らすものとする。

第3 景観重要建造物の指定の方針

新港地区は、近代港湾発祥の地としての歴史性と、島としての個性を活かした街づくりにより、横浜の顔となる代表的な都市景観を形成してきた。このような港や海、歴史が感じられる都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定する。

- (1) 港湾機能の歴史や文化を伝える建造物
- (2) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 新港地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

新港地区の景観形成の要素としては、新港パークや運河パーク、赤レンガパーク、汽車道などの緑地や、街路の並木、敷地内広場などを活用した植栽など、多様な緑の存在が大きい。このような新港地区的景観を形成している次のような樹木を景観重要樹木として指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 新港地区的歴史を伝える樹木
- (4) 新港地区的特徴的な街並みを構成する樹木

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

新港地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。ただし、新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

1 屋外広告物共通

屋外広告物の共通の制限は、次のとおりとする。

- (1) 屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は、自己の店舗、営業所、事業所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等（以下「自己用広告物」という。）を設置等するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 表示面積の合計が5m²以下、かつ、上端の高さが5m以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、新港地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めた場合
 - イ 設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が認めた場合
- (2) 屋外広告物に、映像装置を使用することができない。ただし、催事等のために一時的に設置等するなど、新港地区の魅力的な景観に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 表示面積の合計が10m²以内の自己用広告物を含む、全ての屋上看板（屋根面に設置するものを含む。）は、設置等することができない。
- (4) 表示面積の合計が10m²以内の自己用広告物を含む、全てのアドバルーンは利用することができない。
- (5) 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するもの（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）は設置等することができない。
- (6) 外構のフェンス、手摺り、その他これらに類するものに屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）を設置等することができない。

2 屋外広告物の種類ごとの規格

屋外広告物の共通の制限のほかに、屋外広告物（設置期間が90日以下の催事等のために一時的に設置等するものを除く。）の種類ごとに、特に定める規格は次のとおりとする。ただし、設置期間が90日を超える催事等のために一時的に設置等するもので、新港地区の魅力的な景観形成を阻害しないと市長が特に認めた場合は、この限りでない。

＜壁面看板（建築物と分離して設置されたパラペットや工作物を修景するものは壁面とみなさない）＞

- (1) 壁面看板の設置位置に応じた制限は次のとおりとする。ただし、次のアからウまでの各高さの範囲のうち2以上の高さの範囲にまたがる位置の場合は、いずれの基準にも適合するものとする。
 - ア 地上からの高さが10m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 1か所あたりの表示面積は 25 m²以下とすること。
- (イ) 屋外広告物を設置等する壁面における当該広告物の表示面積の合計を、当該壁面の面積の 10 分の 1.5 以下とすること。
- (ウ) 窓面に設置等するものは、窓面 1か所あたりの表示面積の合計を、当該窓面の面積の 10 分の 5 以下とすること。

イ 地上からの高さが 10mを超える 20m以下の部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 1か所あたりの表示面積を 50 m²以下とすること。
- (イ) 1か所あたりの幅は、設置等する位置における当該壁面の幅（複数ある場合は、その最小値とする。）の 10 分の 2 以下とすること。
- (ウ) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
- (エ) 窓面に設置等することができない。

ウ 地上からの高さが 20mを超える部分に設置等する壁面看板は、次の各号に適合するものとする。

- (ア) 箱文字又はロゴマーク等により表示し、背景は使用しない。
- (イ) 箱文字又はロゴマーク等の表示面の高さは 3 m以下とすること。
- (ウ) 窓面に設置等することができない。
- (エ) 建築物 1棟あたり、表示内容を 1種類とし、設置数を 2か所以内とすること。

＜そで看板＞

- (2) そで看板は、次の各号に適合するものとする。
 - ア 上端の高さを地上から 10m以下とすること。
 - イ 下端の高さを地上から 2.5m以上とすること。ただし、道路上に突出する場合は、広告物の下端は歩道にあっては路面から 2.5m以上、車道（歩道と車道の区別のない道路にあっては、車道とみなす。）にあっては、路面から 4.5m以上とすること。
 - ウ 出寸法は 1 m以下とすること。

＜広告塔、広告板＞

- (3) 広告塔、広告板は、次の各号に適合するものとする。
 - ア 1面当たりの表示面積は 10 m²以下とすること。
 - イ 上端の高さを地上から 5 m以下とすること。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 道路に関する共通事項

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は別表1を目安とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

(2) 道路ごとの整備に関する事項

- (1)のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

＜新港3号線＞

- ア 新港3号線の整備に関する事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はイチョウを配置する。
 - (イ) 歩道の舗装面の素材は、レンガとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、レンガと調和するものを使用する。
 - (ウ) 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

＜臨港幹線＞

- イ 臨港幹線の整備に関する事項は、次のとおりとする。
 - (ア) 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はクスノキを配置する。
 - (イ) 歩道の舗装面の素材は、石又は擬石平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、石又は擬石平板ブロックと調和するものを使用する。
 - (ウ) 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

＜その他の道路＞

- ウ 新港3号線及び臨港幹線以外の道路については、歩道の舗装面の素材は、土系平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、土系平板ブロックと調和するものを使用する。

<橋梁（新港橋、万国橋、国際橋）>

エ 橋梁（新港橋、万国橋、国際橋に限る。）の整備に関する事項は、次のとおりとする。

（ア）新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。

（イ）みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。

（ウ）水面から見上げる視線を意識した形態意匠とする。

2 港湾施設の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

（1）港湾緑地

ア 港湾緑地に関する共通事項

（ア）みなとらしさが感じられるよう、海に向かって視線がとおり開放感のある空間とする。

（イ）水際は、計画図3の2に示す「水際線プロムナード」と連續性の感じられるしつらえとする。

（ウ）緑地内の設備及び施設等は、新港地区にふさわしい落ち着いた形態意匠とする。

（エ）緑地内の設備及び施設等の色彩は、別表1を目安とする。

（オ）水際の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。

（カ）橋に接する部分において、特徴ある橋詰め広場を創出する。

イ 港湾緑地ごとの整備に関する事項

アのほか、港湾緑地ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

<赤レンガパーク>

（ア）赤レンガパークの整備に関する事項は、次のとおりとする。

a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫の2棟間から横浜港大さん橋国際客船ターミナル及び横浜ベイブリッジへの眺望を妨げないよう配慮した配置とする。

c 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

d 計画図3の2に示す「横浜三塔への眺望の視点場」及びその周辺は、魅力ある視点場を創出する形態意匠とする。

<汽車道>

（イ）汽車道の整備に関する事項は、次のとおりとする。

a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫への眺望を妨げないよう配慮した配置とする。

b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、橋梁や旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

<運河パーク>

- (ウ) 運河パークの整備に関する事項は、次のとおりとする。
- a 緑地内の設備、施設及び植栽等は、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - b 緑地内の設備、施設及び植栽等は、旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

<新港中央広場>

- (エ) 新港中央広場のうち、7街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。
- (オ) 新港中央広場のうち、8街区の整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、計画図3の2に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

<新港パーク>

- (カ) 新港パークの整備に関する事項は、緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい21中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。

(2) 港湾道路の整備に関する事項

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は別表1を目安とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図3の1に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

- (1) 良好的な街並みを維持するために、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、及び添加広告は、新たに設けることはできない。ただし、催事等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のない場合は、この限りでない。
- (2) 新たに設ける街灯等、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。
- (3) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小規模なものとし、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。
- (4) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2、彩度1を目安）、ダークグレー（マンセル表色系で色相10Y、明度3、彩度0.2を目安）を基調とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア フラワーポット、案内標識等で、催事等のために一時的に設ける場合
 - イ 既に受けている占用許可の更新を行う物件で、外観を変更することとなる行為が生じない場合

第4章 山手地区における景観計画

第1 良好的な景観の形成に関する方針

1 山手地区全域の方針

山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいべきものである。

当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。

このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。

- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。
- II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
- III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。
- IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
- V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

2 地区別の方針

山手地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山手町特定地区

ア 旧外国人居留地として形成された街の歴史や文化を継承し、ゆとりある敷地と緑豊かな街並みを形成する。

イ 住宅・文教地区としての良好な環境を保全し、来街者も歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

(2) 元町特定地区

横浜の開港以来発展してきた商店街の歴史や文化を継承し、連続した歩行者空間と秩序ある街並みを形成する。

(3) 石川町準特定地区

山手、中華街などの観光地への最寄り駅である起点としての地域の特性を生かし、元町と連続した歩行者空間と賑わいのある街並みを形成する。

第2 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項

1 届出対象行為及び特定届出対象行為

次に掲げる行為を届出対象行為とし、第1項から第4項までの行為を特定届出対象行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（増築又は改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（改築については、外観の変更を伴わないものを除く。）
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採

2 届出対象行為から除外する行為

届出対象行為が次のために行うものに該当する場合は、届出対象行為から除外るものとする。

- (1) 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (2) 法律により電気の供給又は電気通信役務の提供等が義務づけられている事業者が、当該事業の目的で設置する工作物の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- (3) 事故、火災等により第1項の施設又は第2項の工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転

3 行為の制限

山手地区における景観形成基準は、次のとおりとする。ただし、市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと認めた場合は、この限りでない。

なお、「ア 山手地区全域の景観形成基準」に加え、「イ 地区別の景観形成基準」が定められている場合は、どちらの景観形成基準も適用するものとする。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠

ア 山手地区全域の景観形成基準

<眺望景観の確保>

建築物の屋上に設置する設備及び工作物並びに土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」から望める位置に設置しないなど、港や海平面、市街地への眺望景観を阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。

<色彩>

建築物又は工作物の色彩は、蛍光色を用いてはならない。また、次のいずれかに該当する場合を除き、マンセル表色系でY R、Yは彩度6以下、Rは彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とするものとする。

- (ア) 建築物の外壁の一部に使用するものとして、建築物全体の形態意匠と調和していると市長が認めた場合
 - (イ) レンガなど、地区の個性にあった材料を使用し、周辺の景観と調和していると市長が認めた場合
 - (ウ) 次のいずれかに該当する歴史的な建造物及び土木遺構
 - a 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）又は横浜市文化財保護条例（昭和62年条例第53号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
 - b 景観法（平成16年法律第110号）の規定によって指定された景観重要建造物
 - c 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成18年条例第2号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物
 - d 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和63年都デ第214号）によって認定又は登録された歴史的建造物

イ 地区別の景観形成基準

(7) 山手町特定地区

<街並み形成>

- a 山手本通りに面して設ける塀などの工作物は、緑化を行う又は生垣とするなど、緑豊かな街路景観を形成する形態意匠とするものとする。
- b 道路に面して設ける擁壁などの工作物は、当該工作物の上部に植栽を行うなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。
- c 道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする。
- d 駐車場及び駐輪場の道路境界に面する部分は、植栽又は工作物などで修景を行うなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。
- e 駐車場（一戸建の住宅は除く。）の出入口となる部分は、道路に面する幅を小さくするなど、通りの連続した街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ない場合はこの限りでない。
- f ゴミ置き場及び自動販売機などの工作物は、道路に面して設けないものとする。ただし、敷地周辺の状況、敷地の規模、形状等により、やむを得ず道路に面してゴミ置き場を設ける場合は、植栽又は工作物などで修景を行うなど、閑静な住宅地の街並みを阻害しない形態意匠とするものとする。

(1) 元町特定地区

<街並み形成>

- a 共同住宅の居住者用出入口、駐輪場出入口、ゴミ置き場などとなる建築物又は工作物の部分は、位置や規模を工夫し、通りの賑わいの連続性を妨げない形態意匠とするものとする。

(2) 樹木・緑地の保全

- ア 敷地内の既存樹木（樹高 5 m 又は高さ 1.2m の幹の周囲が 1.5m を超える樹木）は保全するものとする。ただし、やむを得ず伐採を行う必要があり、必要最小限度であると市長が認めた場合は、山手らしさを形成する樹木をシンボルツリーとして道路から望見できる位置に植樹するなど、補植を行うものとする。
- イ 斜面緑地は保全するものとする。ただし、管理上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、法面を緑化するなど、緑の補植を行うものとする。

(3) 最高高さ

建築物の最高高さは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 9 項に規定する地区計画等に、建築物の最高高さに関する定めがある場合を除き、計画図 4 の 3 に示す数値以下とするものとする。なお、建築物の昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分は、面積に関わらず建築物の高さに含めるものとする（ただし、屋上突出物は含めない。）。また、計画図 4 の 3 に示す斜線のかかる区域における建築物においては、建築物が周囲の地面と接する最も低い位置からの高さで計画図 4 の 3 に示す数値以下とするものとする。

ただし、この規定の施行の際、現に建築物が存する敷地において、同種の用途に供する建築物を建てる場合であり、山手地区の良好な景観の形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

(4) 壁面の位置の指定

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図 4 の 4 に示す壁面後退の位置を超えて建築してはならない。ただし、この制限を超えた位置にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財として指定された建造物、同法の規定によって文化財に登録された建造物、神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年神奈川県条例第 13 号）又は横浜市文化財保護条例（昭和 62 年条例第 53 号）の規定によって文化財として指定された建造物及びその他歴史的景観を保全するため市長が認めたもの
- イ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定によって指定された景観重要建造物
- ウ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例（平成 18 年条例第 2 号）の規定によって指定された特定景観形成歴史的建造物
- エ 歴史を生かしたまちづくり要綱（昭和 63 年都デ第 214 号）によって認定又は登録された歴史的建造物
- オ 公衆便所、巡回派出所その他これらに類する公益上必要なもの
- カ 公公用歩廊
- キ 公公用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
- ク 壁面の位置の制限によって生じる空地において、空地の機能を阻害しないと市長が認めたもの

第3 景観重要建造物の指定の方針

山手地区は、旧外国人居留地としての歴史性を象徴する建造物や住宅・文教地区を形成する文化資源などにより、歴史ある街並みが継承されている。

このような歴史や文化を感じられる都市景観を構成している次のような建造物を指定する。

- (1) 開港の歴史を伝える建造物
- (2) 異国情緒を感じさせる建造物
- (3) 都市の発展の歴史を伝える建造物
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する形態意匠の建造物

第4 景観重要樹木の指定の方針

山手地区は、公園、斜面緑地、宅地内などの豊かな緑に囲まれている。地区全域に点在している大木及び古木は、街の景観を特徴づける貴重な存在であり、長い年月をかけて形成された歴史と文化のある街並みと共に存し、山手地区の街並みの形成に欠かせないものとなっている。

このような山手地区の景観を形成している次のような樹木を指定する。

- (1) 公共施設の緑を補完し、緑の連担を形成している樹木
- (2) 木陰をつくり、やすらぎや憩いの空間を創出している樹木
- (3) 山手地区の歴史を伝える樹木
- (4) 山手地区の特徴的な街並みを構成する樹木

第5 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

山手地区にふさわしい秩序ある広告景観を形成するため、特に定める屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置（以下「設置等」という。）に関する行為の制限は、次のとおりとする。

1 山手地区全域の制限

屋外広告物は、計画図4の2に示す「眺望の視点場」に向かって設置しないものとする。ただし、「眺望の視点場」から見通すことができないなど、「眺望の視点場」からの景観を阻害しないと市長が認めた場合は、この限りでない。

2 地区別の制限

(1) 山手町特定地区

- ア 屋上看板は、設置することができない。
- イ 屋外広告物は、自己の住宅、店舗、事業所、営業所等又はこれらの敷地内に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等の表示、又は掲出する物件の設置に限り、設置等できるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (ア) 営造物、施設、記念物等の由来等を説明する広告物等
 - (イ) 公共的な目的又は公衆の利便に供する目的で設置等する広告物等
 - (ウ) 宣伝、集会、行事、催物等のために一時的に設置等する広告物等
 - (エ) 電柱又は消火栓標識を利用する広告物等で、表示面積が1m²以下の広告物等

(2) 元町特定地区

屋上看板は、設置することができない。

(3) 石川町準特定地区

屋上看板は、設置することができない。

第6 景観重要公共施設の整備に関する事項

計画図4の5に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、整備に関する事項を定めるものとする。

1 道路の整備に関する事項

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めのあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一されているもの若しくは山手地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 山手本通り

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 山手本通りの旧横浜市電の敷石を石畳として再利用してきた歴史を踏まえ、歩道の舗装は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みと調和するものとする。

(2) 谷戸坂

ア さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物及びこれらに付随する柱等の形状は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みに調和するものとする。

イ さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相 10YR、明度 3.0、彩度 0.2 を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相 10YR、明度 2.0、彩度 1.0 を目安）とする。

ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

エ 歩道の舗装は、山手地区の緑豊かな環境と歴史ある街並みと調和するものとする。

2 都市公園の整備に関する事項及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項の許可の基準

整備に関する事項及び都市公園法第 5 条第 1 項の許可の基準は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているものを整備する行為、通常の管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は原状復旧にかかる行為は、この限りでない。

(1) 港の見える丘公園（プラフ 99 ガーデン・税関跡地含む）

- ア 公園内の設備及び施設などは、山手の丘の顔となる歴史ある公園としてふさわしいものとし、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の植栽は、港や市街地への眺望に対して配慮した配置とする。
- エ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- オ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(2) 元町公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、豊かな緑や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(3) 山手公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、国内初の洋式公園として整備された歴史を継承し、歴史ある公園としてふさわしい形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。特に、日本で初めて植えられたヒマラヤスギを保全していくものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(4) アメリカ山公園

- ア 公園内の設備及び施設などは、港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内のプラフ積などの土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

(5) 山手イタリア山庭園

- ア 公園内の設備及び施設などは、格調高いデザインの庭園や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 公園内の西洋館などの歴史的な建造物及び土木遺構を保全するものとする。
- ウ 公園内の樹木は極力保全するものとする。
- エ 公園内の設備及び施設などに設置する広告は、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色とする。

第7 景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

計画図4の5に示す景観重要公共施設については、バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成に向け、占用許可の基準等を定めるものとする。

1 道路に関する事項（道路法（昭和27年法律第180号）第32条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外観の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

(1) 山手本通り

- ア 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山手地区の歴史的な街並みに調和するものとする。
- ウ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10YR、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）を基調とする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (ア) 公衆用ごみ容器、フラワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
 - (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

(2) 谷戸坂

- ア 新たに設ける街灯等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- イ 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で、山手地区の歴史ある街並みに調和するものとする。
- ウ 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、公衆用ごみ容器、フラワーポット、ベンチ、掲示板（表示面は除く。）、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付隨する柱等及び器具の色彩は、ダークグレー（マンセル表色系で色相10YR、明度3.0、彩度0.2を目安）又はダークブラウン（マンセル表色系で色相10YR、明度2.0、彩度1.0を目安）を基調とする。ただし、次の

いずれかに該当するものは、この限りでない。

- (ア) 公衆用ごみ容器、フ拉ワーポット、案内標識等で、催物等のために一時的に設けるもの
- (イ) 既に占用許可を受けている物件で、外観を変更することとなる行為が生じないもの

2 都市公園に関する事項（都市公園法第7条の占用許可の基準）

占用許可の基準は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令で定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの（外壁の変更を生じないものに限る。）は、この限りでない。

(1) 港の見える丘公園（ブラフ99ガーデン・税関跡地含む）

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、山手の丘の顔となる歴史ある公園としてふさわしいものとし、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景觀上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(2) 元町公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、豊かな緑や歴史的な建造物と調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景觀上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(3) 山手公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、国内初の洋式公園として整備された歴史を継承した形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景觀上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(4) アメリカ山公園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
 - (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景觀上支障のないもの
 - (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

(5) 山手イタリア山庭園

- ア 公園内の設備、施設及び占用物は、格調高いデザインの庭園や歴史的な建造物などと調和し、かつ港や市街地への眺望を妨げない形態意匠とする。
- イ 広告については、次に掲げるものを除き設けることはできない。
- (ア) 催物等のために一時的に設けるもので、景観上支障のないもの
- (イ) 公園内の設備及び施設などに設置する広告で、広告面の背景色（地の色）を当該広告が設置される外壁と同じ色又は無彩色としたもの

山手地区都市景観協議地区 (案)

平成31年3月 横浜市都市整備局

— 目 次 —

第 1 都市景観協議地区の名称	p1
第 2 都市景観協議地区の位置及び区域	p1
第 3 魅力ある都市景観を創造するための方針	p1
第 4 都市景観形成行為	p2
第 5 特定都市景観形成行為	p2
第 6 行為指針	p3

第1 都市景観協議地区の名称

山手地区都市景観協議地区

第2 都市景観協議地区の位置及び区域

都市景観協議地区図1に示す区域とする。

第3 魅力ある都市景観を創造するための方針

1 山手地区全域の方針

山手地区では、旧外国人居留地としての国際性が今なお色濃く残されており、それらを形成する西洋館や外国人墓地などの歴史的資産を保全及び活用したまちづくりを進めてきている。異国情緒を感じる景観や開港以来の文化が継承されている山手地区は、横浜を代表する住宅・文教地区であり、この良好な環境は地区全域の財産であると同時に、市民から広く親しまれている横浜全体の市民の共有財産ともいべきものである。

当地区においては、昭和47年に「山手地区景観風致保全要綱」を策定し、港の見える丘公園などからベイブリッジ、港及び市街地への眺望景観の確保や、緑豊かな住宅・文教地区としての景観を形成している建造物や大木などの保全を行ってきた。また、山手本通り、元町通りなどの個性的な通りの魅力的な歩行者空間の形成や山手公園、元町公園などの緑豊かで歴史を感じる憩いの空間の創出など、地元まちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきた。

このような歴史を残した街並みや良好な地区環境を維持している山手地区の特徴を伸長しつつ、次の5つの方針に基づいて、山手地区の街並みをさらに魅力的なものとし、国際色豊かな特色を発信するまちづくりを行う。

- I 山手の丘から港や市街地への良好な眺望を保全し、ミナト横浜を感じる眺望景観の形成を図る。
- II 樹木やまとまりのある緑の保全により、緑豊かな地区の環境を維持する。
- III 居留地時代から継承された歴史的な建造物や土木遺構などによる歴史や異国情緒を感じる景観を保全し、活用する。
- IV 緑豊かでゆとりと落ち着きのある街並みを形成する。
- V 地区ごとの魅力ある通りを軸線とした、歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

2 地区別の方針

山手地区全域の方針のほかに、地区ごとの方針は次のとおりとする。

(1) 山手町特定地区

- ア 旧外国人居留地として形成された街の歴史や文化を継承し、ゆとりある敷地と緑豊かな街並みを形成する。
- イ 住宅・文教地区としての良好な環境を保全し、来街者も歩いて楽しめる歩行者空間を形成する。

(2) 元町特定地区

横浜の開港以来発展してきた商店街の歴史や文化を継承し、連続した歩行者空間と秩序ある街並みを形成する。

(3) 石川町準特定地区

山手、中華街などの観光地への最寄り駅である起点としての地域の特性を生かし、元町と連続した歩行者空間と賑わいのある街並みを形成する。

第4 都市景観形成行為

次に掲げる行為を都市景観形成行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (3) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）の新設、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない改築は除く。）
- (4) 土地に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）又は建築物に定着する工作物（鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。）で、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (5) 屋上看板、壁面看板、そで看板又は広告塔及び広告板の屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置（催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）

第5 特定都市景観形成行為

次に掲げる行為を特定都市景観形成行為とする。ただし、周辺の景観に与える影響が少ないもの又は一戸建の住宅で、山手地区の魅力的な景観形成に支障がないと市長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 山手町特定地区において、都市景観協議地区図2に示す主要道路に面する敷地内の建築物で、建築面積が400m²を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）
- (2) 都市景観協議地区内の建築物で、建築面積が1,000m²を超える建築物の新築、増築、改築又は移転（外観の変更を伴わない増築若しくは改築又は仮設建築物のうち工事現場事務所若しくは催事等のために一時的に設置するもので景観への影響が少ないと市長が認めるものは除く。）

第6 行為指針

1 山手地区全域の行為指針

(1) 眺望景観の確保に関する事項

- ア 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの眺望の魅力を高めるよう、建築物などの壁面の向きや幅、形態、色彩などのデザインを工夫する。
- イ 都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」からの眺望景観を阻害しないよう、工作物は高さやデザインを工夫する。

(2) 色彩に関する事項

建築物などの色彩は、周囲の緑豊かな環境や景観と調和した落ち着いた色彩とする。

(3) 屋外広告物に関する事項

- ア 屋外広告物は、都市景観協議地区図3に示す「眺望の視点場」に向かって設置せず、山手の丘からの眺望に十分配慮する。
- イ 魅力的な街路景観を形成するよう、秩序ある広告景観を創出する。

2 地区別の行為指針

(1) 山手町特定地区

ア 街並み形成に関する事項

- (ア) 山手町特定地区の異国情緒ある街並みを継承し、ゆとりある敷地による閑静な住宅地を形成する。
- (イ) 山手町特定地区の骨格となる山手本通り及び坂道に沿っては、見通し景観に配慮する。
- (ウ) 建築物などは、敷地内の既存樹木を極力保存することを前提とした配置とする。
- (エ) 敷地内の緑化により、緑豊かな街並みを創出する。
- (オ) 建築物などは、地区の歴史的な景観や街並みに配慮したデザインとする。
- (カ) 駐車場及び駐輪場は、街並みを阻害しないよう配置やデザインを工夫する。
- (キ) 西洋館や歴史的な建造物を改修する場合は、従前の外観を継承したデザインとする。
- (ク) 山手本通りに面する敷地以外での飲食店などの営業は避ける。また、山手本通りに面する敷地での飲食店の営業時間は住居専用地域にふさわしい時間帯とし、夜間照明などは周辺に配慮したものとする。

イ 屋外広告物に関する事項

- (ア) 山手の歴史的な景観と調和し、閑静な住宅地の環境に配慮した規模、位置、色彩、照明などをとする。

(2) 元町特定地区

ア 街並み形成に関する事項

- (ア) 元町特定地区の歴史や文化を大切にし、個性的で魅力ある街並みを形成する。
- (イ) 元町通りに面する建築物の低層部は、店舗・飲食店などの賑わいのある機能の導入を推進する。
- (ウ) 元町仲通りに面する建築物の低層部は、店舗・飲食店、作業所などの賑わいのある機能の導入を推進する。
- (エ) 元町特定地区にふさわしくない機能の立地は避ける。(例として、風俗営業等の施設など)
- (オ) 元町通りに面する1階部分には、駐車場、駐輪場、車路の設置は避ける。
- (カ) 元町仲通りに面しては、月極駐車場、時間貸駐車場の設置は避ける。
- (キ) 店舗などには夜間でも歩いて楽しめるよう、軒下などに夜間照明を設置する。

イ 屋外広告物に関する事項

- (ア) 屋外広告物の大きさは最小限とし、特徴的な通りの街並みに調和した規模、位置、色彩などをとする。
- (イ) 屋外広告物に照明装置を使用する場合は、内照方式を避けるなど、しつらえを工夫する。

(3) 石川町準特定地区

ア 街並み形成に関する事項

- (ア) 山手地区の玄関口として、活気と賑わいのある景観を創出する。
- (イ) 建築物の低層部は、商業、業務、サービス施設などの賑わいのある機能の導入を推進する。
- (ウ) 石川町準特定地区にふさわしくない機能の立地は避ける。(例として、風俗営業等の施設など)
- (エ) 敷地内の建築物の外壁は、茶系又は白系などの周辺と調和した色彩を基調とする。

意見の要旨と景観行政団体（市）の見解

横浜市景観計画

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
反対	行為の制限（建築物及び工作物の形態意匠） 「イ地区別の景観形成基準（ア）山手町特定地区<街並み形成>」に「c 道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする。」と記載されているが、大規模開発では、ブラフ積は利活用されず、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲されていない。現在進行中の宅地造成のための擁壁設置工事においても、住民の反対をよそに、一角にあるブラフ積石垣は解体予定である。このように、宅地造成のための擁壁設置には法的制限がない。擁壁の設置条件として、例外なく景観保全を基本目的とした法的規制を設けてほしい。	1 (1)	山手地区における景観計画では、ブラフ積の景観保全を、「イ地区別の景観形成基準（ア）山手町特定地区<街並み形成>」の「c 道路に面してブラフ積などの歴史的な土木遺構が敷地内にある場合は、積極的に利活用し、擁壁などの工作物は土木遺構の形状を踏襲するなど、歴史ある街並みを継承する形態意匠とするものとする。」と明確に示したうえで、ブラフ積が今後も地区内の景観要素として残されるよう求めていきます。 また、ブラフ積が敷地内にない場合においても、擁壁などの新設の届出がなされた際には、擁壁の上部に植栽を行う、下垂れ性の植栽や擁壁の根締めに登はん性の植栽を行うなど、緑豊かな街路景観と調和させることを求めていきます。
	樹木・緑地の保全 ヒマラヤスギを始めとした多くの大木がマンション建設、駐車場建設、宅地開発のため伐採されてきた。「樹高5mを超える既存樹木は保全するものとする」とあるが、大規模開発において既存樹木の伐採が容認され続けている。現在進行中の宅地造成のための擁壁設置工事においても、住民の反対をよそに、残すと約束された木々が既に無くなっている。木々の伐採に関して、前述のような例外をこれ以上認めないよう、法的規制を設けてほしい。	1 (1)	樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採については届出対象行為としており、既存樹木の保全を求めていきます。やむを得ず伐採を行う必要があり、かつ必要最小限度として認めた場合においても、山手らしさを形成する樹木を宅地のシンボルツリーとして道路から望見できる位置に植樹するなど、通りの連続性へ配慮した緑化を求めていきます。
	最高高さ 計画図4の3（建築物の最高高さ）において、地区計画に建築物の最高高さに関する定めがあるうち、③元町地区地区計画の区域のみが最高高さ25m以下と規定されており、その他の地区計画区域における最高高さについては規定されていない。景観法施行令第5条第1項に、「建築物の高さの最高限度は、建築物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。」と明記されているものの、これでは景観計画において建築物の最高高さは、地域の特性にふさわしいものとなるようには定められていない。したがって、計画図4の3において、①山手町地区地区計画、②山手町西部文教地区地区計画、④元町仲通り街並み誘導地区地区計画の区域についても、地区計画で定めたとおりの高さの最高限度を定義し、色塗りすべきである。	1 (1)	山手地区景観風致保全要綱では、保全区域内の建物の高さについて、「建物が周囲と接する最も低い所からの高さ」としていますが、地区計画を定めている区域内では、これまで地区計画の制限を適用しています。また、地区計画区域内で定める建築物の最高高さ等は、都市計画法施行令第7条の7に基づき、一体として当該区域の特性にふさわしいものになるよう定められています。 したがって、景観計画に移行した後も、これまでの運用通り、地区計画区域内は地区計画の制限によるものとし、景観計画計画図4の3では、地区計画区域を白抜きにして表示します。白抜きにした区域では、地区計画で定める最高高さの制限がかかるため、その高さ以内で建築物の建築等がされることになります。なお、今後、仮に地区計画で定める内容が見直される場合には、景観計画で定められている内容をふまえて、見直しを行うことになります。
	山手地区景観風致保全要綱の主な審査内容における「(2) 建築物の高さ」では、建築物の最高の高さは、「地区計画により高さの制限が定められた区域については、地区計画の制限によります。」と記載されているが、建物の高さについては、「建物が周囲と接する最も低い所からの高さで、建築物の屋上構造物を含みます。」とあり、地区計画の制限による高さの制限とは区別されている。したがって、建築物の高さの算定方法は、地区計画により高さの制限が定められた区域も含め、計画区域全域に対して、「建物が周囲と接する最も低い所からの高さ」とすべきである。（原案の規定では、当該地区計画が改廃されると、山手地区景観風致保全要綱の高さの規定が適用されず、高さの限度が、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしくなくなってしまい、景観法施行令に反する恐れがあるのではないか。）		

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	景観行政団体（横浜市）の見解
その他	宅地の細分化 大規模開発によって宅地が細分化されている。例外をこれ以上認めないよう、法的規制を設けてほしい。	1	(1) 宅地の細分化に対しては、地域特性に応じて建築物の敷地面積の最低限度を定めるなどの制限を付加することも考えられますが、その場合、地権者の方の私権を制限することになるため、地権者の方々の間で合意形成を図っていく必要があります。今後地域の皆様で合意形成を図っていく意向があれば、都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく建築協定等、状況に応じた適切な手法により、敷地面積の最低限度を検討する支援を市も行っていきたいと考えています。また、山手地区における景観計画・都市景観協議地区を補完するものとして策定予定の山手地区都市景観形成ガイドラインでは、ゆとりある敷地と緑豊かな街並みの形成をまちづくりの方針として明確にしていきます。
	騒音・日照問題 擁壁設置工事に伴い、周辺住民は長期間、騒音や振動に悩まされている。また、結果生じる周辺に及ぼす日照問題について法的規制を設けてほしい。	1	(1) 今回の横浜市景観計画の変更及び山手地区都市景観協議地区の策定は、これまで当該地区で運用してきた山手地区景観風致保全要綱（昭和47年策定）を現状に合わせて整理し、制度移行を行うものです。 したがって、日照に影響を与える一要素である建築物の最高高さについては、現行の山手地区景観風致保全要綱に規定があることから、景観計画においても規定します。一方で、工作物の高さについては規定されていないため、今回の制度移行では規定しませんが、擁壁などの工作物に対しては、緑豊かな街路景観と調和させる意匠についての基準を設けることで、周辺への配慮を求めていきます。 近隣の建設工事の騒音・振動に関する御相談については、環境創造局大気・音環境課にお問合せください。

分類	意見の要旨	延べ数 (内訳)	横浜市の見解
反対	都市景観形成行為 都市景観形成行為として「土地に定着する工作物又は建築物に定着する工作物の新設、増築、改築又は移転」が定められているものの、その対象となる工作物は「鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。」とされており、それ以外のものは除外されている。一方、現行の山手地区景観風致保全要綱では、「建築物、工作物、土木建築物などの新築、増改築等」、「建築物の外壁、工作物の構造物の改修、塗装の塗り替え等」、「都市計画法に基づく開発許可」、「宅地造成等規制法に基づく申請」が対象行為に含まれている。したがって、行為後の地貌が地域の景観と著しく不調和とならないように、切土若しくは盛土によって生じる法の高さの最高限度を明確に定めるべきである。	2 (1)	都市景観形成行為とは、景観計画における届出対象行為のうち、魅力ある都市景観の形成に影響を与えると認められるものを定めるもので、該当する行為を行う者に対して、届出前に横浜市と協議をすることを義務付け、より質の高い景観形成を図ることを目的としています。山手地区都市景観協議地区では、協議対象となる工作物を「鉄塔、装飾塔、物見塔その他これらに類するものに限る。」としていますが、山手地区における景観計画では、開発行為や宅地造成において新設することになる擁壁等の工作物についても、新設、増築等を行う場合、届出対象としています。 景観計画では、山手町特定地区において、道路に面して設ける擁壁や埠などの工作物に対して、工作物の上部に植栽を行う等の基準を定めており、擁壁等の新設、増築等の届出があった場合には、工作物の形態意匠について景観上の配慮を求めて周辺との調和を図るよう誘導していきます。
	都市景観形成行為として、外観の変更を伴わない増築や改築が除外されているが、既存不適格となる建築物や工作物は、外観の変更を伴わない改築であっても、行為後の状況が地域の景観と著しく不調和とならないようにするため、対象行為とすべきである。		(1) 横浜市景観計画においては、他の景観推進地区においても外観変更を伴わないものは届出対象としておらず、山手地区においても同様の取扱とします。
行為指針	「2 地区別の行為指針 (1) 山手町特定地区 ア街並み形成に関する事項」に「(イ) 山手町特定地区的骨格となる山手本通り及び坂道に沿っては、見通し景観に配慮する。」と記載されているが、「山手町特定地区の骨格となる坂道」とは、地区内にある全ての坂道が対象であると解するものの、どの範囲が対象となり得るのかが明確に定義されていないため、明確に示すべきである。	2 (1)	「2 地区別の行為指針 (1) 山手町特定地区 ア街並みの形成に関する事項 (イ)」で示す「坂道」とは、地区の骨格となる山手本通りと交わる坂道で、主に代官坂などを指します。この指針に基づき、周辺の市街地等に向けての見通し景観の配慮を求めていくのですが、具体的な「坂道」については、山手地区都市景観協議地区を補完する山手地区都市景観形成ガイドラインの中で分かりやすく示していきます。
	「2 地区別の行為指針 (1) 山手町特定地区 ア街並み形成に関する事項」の「(ク) 山手本通りに面する敷地以外での飲食店などの営業は避ける。」という記載は、山手本通り沿いの飲食店の営業を積極的に誘致しており、第一種低層住居専用地域で、原則として飲食店を不可としてきた山手地区景観風致保全要綱の記載と相反しているのではないか。		(1) 山手地区景観風致保全要綱においては、第一種低層住居専用地域では原則として飲食店を不可としていますが、山手地区の主要な道路に面し、現在営業している飲食店については、住環境等に大きな影響を及ぼしていないと判断しています。地域のまちづくりの協定においても、山手本通り沿い以外での飲食店等の営業は行わないこととする規定があり、これまでのまちづくりの考え方を踏襲しています。

横浜市景観ビジョンの改定について

平成27年度からご審議いただいた「横浜市景観ビジョン」改定版について、市民意見募集等を経て発行に至りましたので、ご報告します。

1. これまでの検討経過

平成27年度～29年度 改定内容検討、都市美対策審議会（政策検討部会）での審議

平成30年度 庁内検討、素案作成、市民意見募集

改定・公表（平成31年3月28日）

2. 市民意見募集結果の概要と修正について

（1）意見募集期間

平成30年10月3日～17日

（2）意見提出者数

21名（電子申請4名、メール1名、郵送3名、持参13名）

（3）意見数

68件

（4）主なご意見の概要

- ・「新たな水と緑の創出」とありとても良い
- ・公共空間の活用支援を強化してほしい
- ・みなとみらいも横浜駅周辺も緑地を増やしてほしい
- ・日本大通りのようなオープンテラスを広げてほしい
- ・広告物について、全市的にもう少し規制が強くて良いと思う
- ・市民がもっと横浜の取組みを知り、これからを考えていける場が欲しい
- ・図の表現が分かりづらい箇所があるので修正して欲しい 等

（5）ご意見を踏まえた修正について

- ・横浜駅周辺地区への緑に関する記載の追加
- ・図表の表現を分かりやすく修正

3. 景観ビジョン（改定版）の活用について

改定した景観ビジョン及び実践ガイド（事例集）を活用し、

（1）郊外部における、地域から愛される魅力ある景観づくり

人口減少による地域活力の低下が懸念される中、誰もが住みたい・住み続けたいと思える地域から愛着をもたれるような、魅力ある景観づくりを進めます。

- 新たな地域資源としての歴史的建造物の活用による、愛着を深める景観づくり

例歴史的建造物：相続等をきっかけとした個人宅の活用支援による地域の魅力形成



地域の資源として活用されている歴史的な建造物
【長屋門公園】

- 地域資源の発見や、地域への想いを深めることから始める景観づくり

例景観教育：総合学習検討チームと連携した景観教育のシステム化



先生へのガイダンスや
景観教育ガイド等の作成
【景観教育】

（2）都心部における、きめ細かい景観づくり

国内外から多くの企業や人が訪れ、魅力と活力にあふれる「選ばれる都市」を目指し、今まで進めてきた横浜の顔となる景観づくりに加えて、来街者等の視点を踏まえたきめ細かい景観づくりを進めます。

- 企業等と連携した、都心部における新たな魅力要素を発信する景観づくり

例屋外広告物等：シンボル的施設の仮囲い等を活用した、新たな魅力創出



工事中の仮囲いを活用した、街の賑わいの演出
【JR横浜駅西口仮囲いプロジェクト】

- 公共空間等を活用した、人々の交流や賑わいを新たに生み出す景観づくり

例東横線跡地利活用：MM21 地区と旧市街地を結ぶ立地特性を活用した新たな拠点創出



供用開始に向け整備中の公共空間（歩行者専用道路）【東横線跡地】

（3）景観づくりの周知・啓発

市民・事業者・行政における様々な部署において景観づくりについて理解し、取り組んでいただくため、様々な機会を捉えて周知等を行っていきます。

- 府内関係部署や18区の職員を対象とした周知、連携等

- 開発調整の機会を捉えた民間企業との調整や計画への反映

- 企業や市民の方々を対象とした景観に関するシンポジウム等の開催

- 特定エリアにおける様々な魅力資源を活用したエリア再生に向けた勉強会の開催

第4章：景観づくりに関する取組

市民・事業者・行政が連携して、円滑に景観づくりを進めていくために、行政が取り組む景観づくりの方針を示しています。

1. 創造的協議により質を高める景観づくり



- 景観条例の活用
- 協議の機会の創出
- 協議の円滑化

2. 制度の活用により質を担保する景観づくり



- 景観計画の運用
- 地区計画の活用
- 景観協定の活用
- 景観関連制度の連携活用

3. 景観に係わる事業の実施と調整



- 公共空間や公共施設のデザイン調整
- 景観資源の保全と活用
- 空間の活用等による都市景観の演出
- 景観行政の総合的な体制強化

4. 景観づくりの普及と協働



- 景観づくりの普及と発信
- 景観づくりの担い手の充実
- 市民・事業者の取組への支援

別冊：実践ガイド

事業者や市民の皆さんが景観づくりを進める際に参考となる事例を集めた「実践ガイド」を作成しています。具体的な事業の中で景観ビジョンの考えが実践されている事例や、身近な場所でより良い景観づくりを進める際のヒントとなる、まちづくりの事例を紹介しています。

1. 事業を通じた景観づくりの実録集

主に事業者の皆さん向けの、建築行為等の事業における積極的な景観づくりの意図や工夫を記載しています。



人の活動を考えたデザインにより、賑わいが生まれた駅前広場【みなまきみんなのひろば】



ウォーターフロントエリアの特色をいかした新たな景観を形成する建築物群【北仲通北地区再開発】



工事中の仮囲いを活用した、街の賑わい性を高める演出【JR横浜駅西口仮囲いプロジェクト】



どんな景観を目指したの？

景観づくりの考え方

景観づくりへの想い

どうやってその景観をつくったの？

2. 身近な景観づくりのヒント集

主に市民の皆さん向けの、身近なまちづくりから景観を良くする手がかりをまとめています。



テラスを取り入れたリノベーションにより、地域に開かれた多世代・多文化交流拠点【casaco(カサコ)】



リノベーションにより団地住民の新たな交流の場となった広場【左近山団地】



市民の手により維持管理され、地域への愛着を生んでいる桜並木【柏尾川】

景観を良くするポイントは？

どうやってその景観をつくったの？

景観の魅力と個性を見出すためのキーワード

横浜市景観ビジョン

景観づくりが、横浜を豊かにする



横浜市では、市民・事業者・行政が協力しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑環境や歴史的建造物などをいかした先進的なまちづくりを進めてきました。その取組の結果として形成された景観は、横浜固有の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

これからも「住みたい」「働きたい」「訪れたい」と思える豊かな横浜であり続けるため、互いに協力し、景観づくりを絶え間なく、力強く進めていく必要があります。

横浜市景観ビジョン

「横浜市景観ビジョン」は、横浜市の景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示す、景観づくりの指針です。平成16年に「景観法」が制定され、「景観計画」や「景観条例」等の景観施策を体系化するにあたり、「地域ごとに特徴ある歴史や文化」「魅力的な街並みの形成」「水や緑をいかしたまちづくり」など、景観づくりで大切な理念を示すため、景観ビジョンを平成18年に策定、平成31年に改定しました。



色彩やスカイラインの調和により形成された魅力的な街並み



歴史的建造物や銀杏並木をいかした風格ある歩行者空間の形成



長年地域に親しまれた歴史的建造物をいかしたまちづくり

横浜市では景観ビジョンを活用し、これからも市民・事業者の皆さんとともに、より一層きめ細かく景観づくりを進めます。

■郊外部における、地域から愛される魅力ある景観づくり

駅前再開発など地域の新たな魅力となる景観づくりや、地域の自然や歴史、広場等の資源をいかしたまちづくりにおいて身近な景観づくりを進めます。これにより、郊外部においても、地域から愛着をもたれるような、魅力ある景観づくりを進めます。

■都心部における、きめ細かい景観づくり

今まで進めてきた横浜の顔となる都市景観形成を進めつつ、多くの来街者の目に触れる空間にも着目し、都心部ならではの個性をより一層引き出す、きめ細かい景観づくりを進めます。※参考となる事例は実践ガイドに掲載して紹介しています。

第1章：横浜の景観づくりと課題

第1章では、横浜市がまちづくりの中で取り組んできた景観づくりの流れや創造的協議についてまとめています。

現在、景観は横浜の特徴かつ最大の魅力として評価され、多くの観光客を呼び寄せ、市民の愛着も育んでいます。

一方で、今後想定される人口減少や世界規模の競争社会などに対応し、市民生活の豊かさや観光振興・企業誘致の観点からも「選ばれる都市」になるためには、制限による景観の保全と同時に、市民や事業者の創意工夫をいかした景観づくりが必要です。

■創造的協議

私たち市民・事業者・行政が共に議論することにより、具体的な場所における横浜らしい景観や共通の目標を設定し、様々なアイデアを出し合いながら、魅力と個性ある質の高い景観づくりを行う手法を「創造的協議」と呼びます。

この「創造的協議」の手法そのものが横浜の景観づくりを行う上での最大の特色といえ、今後も横浜市は、「創造的協議」による景観づくりを進めていきます。

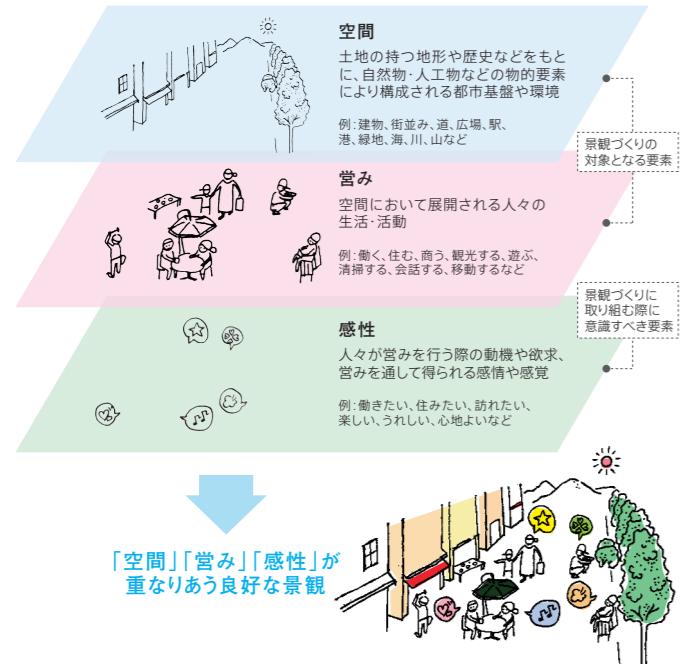
第2章：景観を考える際の基本的事項

第2章では、景観と景観づくりの捉え方や景観づくりの意義、景観づくりを進める市民・事業者・行政の役割等を示しています。

■景観と景観づくり

景観ビジョンでは、街並みや緑地などの「空間」とそこで住む、働く、活動する人の「営み」が重なり合い、目に見えるかたちとなってあらわれたものを「景観」としてとらえます。

景観は、横浜の中でも地域ごとに異なるものであり、地域ごとの魅力と個性のある景観（＝「良好な景観」）を保全・創出する手法を「景観づくり」とします。景観づくりを行う上では、空間だけでなく人々の生活や活動、感情や感覚も意識して景観づくりを進めることが重要です。



■市民・事業者・行政の役割

市民は個人からできる身近な景観づくりの担い手です。市民自らが主体となって景観づくりに取り組むことにより、各地域の多様な景観を一層魅力的なものにすることが期待されます。



事業者は地域の一員として地域の魅力づくりに参加することや、事業者ならではの専門性をいかした創造力を発揮することが期待されます。



行政は自ら行う事業において良好な景観の形成を図るとともに、市民・事業者が主体となった活動と協働して景観づくりを行っていきます。

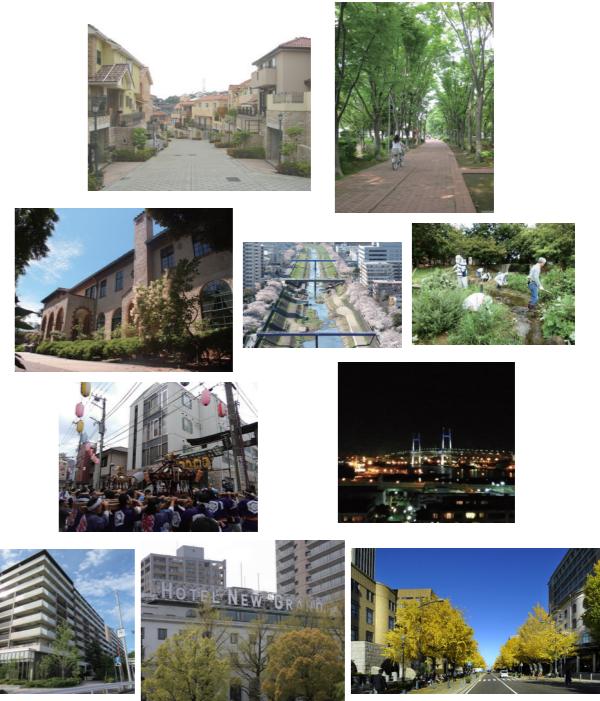
第3章：景観づくりの方向性

第3章では、目指したい景観や身近な景観を考える手がかりとなる、景観づくりの方向性を示しています。

■横浜らしい景観をつくるポイント

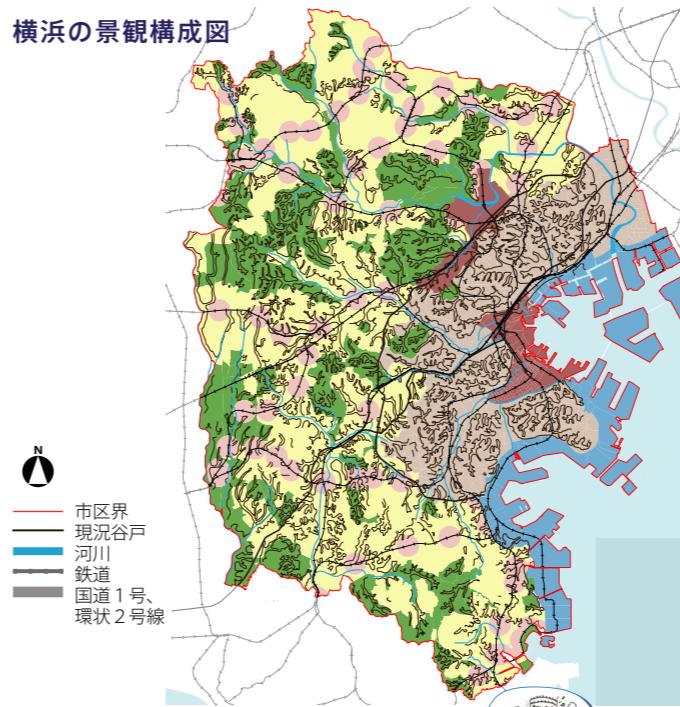
今ある景観と調和しながら、新たな魅力となる「横浜らしい景観」を生み出していくために、景観づくりにおいて大事なポイントをまとめています。このポイントは複合的に重なり合うもので、いくつかのポイントを組み合わせた景観もあれば、1つのポイントに特化した景観も考えられます。

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性を感じられる景観づくり



■地域ごとの景観づくりの方向性

都市として広大な横浜の景観的特徴は、地形、歴史、都市機能、計画上の位置づけなどから大きく6つのエリアに分類できます。横浜ではモザイク状に景観が混ざり合い、それぞれのエリア内においても地域ごとに様子は異なります。分類したエリアの景観がイメージできる断面スケッチと、各エリアが今後目指す景観づくりの方向性を示します。景観づくりに取り組む地域に近いエリアを参照することで、具体的な景観の将来像を考える手がかりとなります。



■臨海部

物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、スケールの大きさをいかした景観づくりを進めています。

■都心部

多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の2大拠点の景観づくりを進めています。

■高密度な既成市街地

親しみのある街並みや高低差をいかした景観づくりを進めています。

■郊外駅前および周辺

地域住民が街への誇りや愛着を深め、来街者と共に賑わうなど、様々な人の交流をいかした景観づくりを進めています。

■郊外住宅地

年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による身近な景観づくりを進めています。

■水・緑と農のある郊外

身近にある自然環境を実感できる、水・緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めています。

横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について

＜景観審査部会＞

○港北箕輪町二丁目地区地区計画内の建築物等の計画の形態意匠に関する認定に対する意見

について（審議）（平成 30 年 9 月 14 日、平成 31 年 3 月 19 日）

【資料 3-1】

【付議理由】

地区計画条例では、「市長が地区計画条例による形態意匠の認定をしようとする場合、規模等に照らし必要があると認めるときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会の意見を聴くことができる」としており、本計画は「2号再開発促進地区以外に建築するもので、高さが市街地環境設計制度の緩和限界を超えるもの」であり、これに該当する。また、第 99 回都市美対策審議会にて「地区計画の制限内容などを定める際には作成段階も意見を聴く」としている。

本件は、地区計画の形態意匠に関する認定に対してご意見を伺うために付議した。

【計画概要】

- ・東急東横線日吉駅と綱島駅の間に位置する最高高さ 60m のマンション・低層商業系の複合開発計画
- ・周辺へ開かれた低層部のにぎわい形成と周辺環境へ配慮し中高層部の圧迫感・長大感を抑えた計画を行う。

【結論】

9 月の部会では、「事業者より申請された B 工区の建築物の計画内容については、市の考え方のとおり形態意匠制限の内容に適合している。なお、遊歩道まわりのランドスケープや商業棟のファサードに関して歩く人が心地よさを感じる空間にすること、接地型住戸と中央広場の境界の設えに関して中央広場に対して柔らかい印象になるようにすること等については、引き続き検討していただき、今後報告していただきたい。」という結論となった。

3 月の部会では、「事業者より申請された C 工区の建築物の計画内容については、市の考え方のとおり形態意匠制限の内容に適合している。なお、中央広場の設え及び B 工区における接地型住戸の使われ方については、本日の意見を参考に、より良いものとなるよう検討していただきたい。」という結論となった。

○みなとみらい 21 中央地区都市景観協議地区(西区高島 1 丁目 2 番)における景観形成について(報告)

（平成 30 年 9 月 14 日）

【資料 3-2、3-3】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなとみらい 21 中央地区の場合、高さが 100m を超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

本件は 5 月の第 43 回の部会にて協議事項及び協議の方針については了承いただいたが、その後の協議状況の報告と、キング軸の延長となる地区施設含め、みなとみらい地区全体の歩行者空間のあり方や動線計画、高層建築物群による景観形成の市の考え方を提示することになっていたため、合わせて報告を行った。

【計画概要】

- ・58 街区に位置する、最高高さ約 110m のオフィス・店舗等の開発計画。
- ・みなとみらい大通り沿道地区に位置しており、超高層建築物の建ち並ぶ風格ある沿道景観の一旦を担うものとしてふさわしい景観形成を行うと共に、横浜駅方面からの来街者に対するみなとみらい 21 地区の新たなゲートを創出する。

- ・低層棟は、キング軸の延長上の地区施設と連続性のあるにぎわい創出を行う。

【結論】

報告内容について了承するが、出た意見をふまえて、引き続き協議を進めること。

○みなどみらい 21 中央地区都市景観協議地区（西区みなどみらい3丁目3番）における景観形成について（報告）（平成30年9月14日）

【資料3－2、3－4】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなどみらい 21 中央地区の場合、高さが100mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしている。

本件は5月の第43回の部会にて協議事項及び協議の方針については了承いただいたが、その後の協議状況の報告と、みなどみらい地区全体の歩行者空間や動線計画のあり方、高層建築物群による景観形成の市の考え方の提示をすることになっていたため、合わせて報告を行った。

【計画概要】

- ・37街区に位置する、最高高さ約150mのオフィス・ホテル・店舗の複合用途の開発計画。
- ・みなどみらい大通り沿道地区に位置しており、超高層建築物の建ち並ぶ風格ある沿道景観の一旦を担うものとしてふさわしい景観形成を行う。
- ・ペデストリアンネットワークを構成する地区施設を中心に、横浜美術館へ抜ける象徴的な軸を創出する等、にぎわいのある低層部を形成する。

【結論】

報告内容について了承するが、出た意見をふまえて、引き続き協議を進めること。

○広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における景観形成について（審議）

（平成30年12月11日、平成31年1月25日）

【資料3－5】

【付議理由及び経緯】

歩行者系案内誘導サインの整備については、平成28年度末から3回、都市美対策審議会の本会に付議し、事業内容や公募結果とその提案内容について説明していた。その後、事業者提案に対して具体的に検討する中で、景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限について一部ただし書きを適用することを考え、その景観形成の考え方について付議した。

【計画概要】

- ・広告付案内サイン150基をラグビーワールドカップ2019までを目標に整備。（公衆無線LANについては60基を目標に整備。※今後の事業者との協議により決定。）
- ・整備対象範囲：横浜駅周辺地区、みなどみらい21地区、関内・関外地区、新横浜駅周辺地区
- ・関内地区の一部及びみなどみらい21新港地区における景観計画の、第三者広告物の掲出制限及び内照方式の照明装置の使用制限について、ただし書きを適用する。

【結論】

12月の部会では、「事業の景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書き適用について、いただいた意見をふまえ、第三者広告物及び内照方式の照明装置の制限エリアの制度設計の趣旨や当時と現在の地域の状況、内照方式の屋外広告物の夜間景観に対する影響を再整理し、検証した上で再度付議する。」という結論になった。その後検証を深め、再度付議した1月の部会では、「本事業の必要性については理解したため、景観計画における屋外広告物の設置

等に関する行為の制限のただし書き適用について大枠は認めるが、設置箇所1つ1つについて場所に応じた景観配慮を慎重に検証した上で進め、進捗にあたっては、報告すること。」という結論になった。

○「まちを楽しむ多彩な交通」における景観形成について（審議）

(平成31年2月18日、平成31年3月19日)

【資料3－6】

【付議理由】

市として、施設の立地から、景観に与える影響の大きな事業と認識しており、景観条例に基づく「特定都市景観形成行為」には該当しないものの、景観審査部会設置要綱第3条第5項に規定される「その他市長が必要と認める事項」として、本事業における景観形成について付議した。

【計画概要】

- ・桜木町駅前広場から運河パークを結ぶ延長約630mのロープウェイ
- ・駅舎：桜木町駅側（みなとみらい21中央地区内、ピロティ形式、鉄骨造2階）
　　運河パーク側（みなとみらい21新港地区内、鉄骨造2階）
- ・支柱：地上2基（みなとみらい21中央・新港地区内にそれぞれ1基、高さ約10m）
　　海上3基（汽車道沿い水域内、高さ約30～40m）
- ・ゴンドラ：乗車定員8名、36台

【結論】

2月の部会では、「駅舎、支柱、ゴンドラのデザインについては、本日出た意見をふまえ、より魅力的なものになるよう引き続き検討を進め、再度付議すること。夜間景観や屋外広告物についても検討し、今後提案すること。」という結論となった。その後協議を進め、再度付議した3月の部会では、「駅舎・支柱・ゴンドラの形態については、提案の方向で概ね良いが、色彩については、本日出た意見をふまえ、引き続き検討し、報告すること。また、屋外広告物や夜間景観についても検討し、今後提案すること。」という結論となった。

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について

(関内地区都市景観協議地区中区山下町282番) (審議) (平成31年3月19日)

【資料3－7】

【付議理由】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」(関内地区の場合、高さが45mを超える建築物の新築又は移転等)に該当する行為に関し、協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならないとしているため。

【計画概要】

- ・建築物の高さ約75m（地下1階、地上19階）のホテル（低層部にレストラン・カフェ・オフィス）の新築計画。
- ・本町通り沿いについて、快適な歩行者空間の確保と賑わいの演出を行う。また、本町通り沿いの街並みの調和と連続性を配慮した外観デザインとする。
- ・神奈川芸術劇場側に、神奈川芸術劇場の遺構展示を生かした貫通通路を整備する。

【結論】

申出者の考え方に対する市の協議方針及び協議事項については概ね了承するが、本町通り沿いの歩行空間と車寄せの関係性や貫通通路の設え、建物外観の演出などについては、今回出た意見をふまえて引き続き協議の中で検討し、今後報告すること。

(参考)

○エキサイトよこはま 22 ガイドライン検討会 アーバンデザイン部会の開催状況

※エキサイトよこはま 22 エリア内の形態意匠の認定においては、専門的な観点から景観に関する意見を伺う場であるアーバンデザイン部会にて審議することを本審議会において了承をいただいております。

【内容】

●地区計画の形態意匠制限の認定に関する事項（第 29 回：平成 30 年 8 月 22 日）

- ・ 横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業の地区計画形態意匠の制限の適合確認について報告（第 28 回に適合判定について意見聴取済）

●地区計画の形態意匠制限の認定に関する事項（第 30 回：平成 30 年 10 月 17 日）

- ・ エキサイトよこはま 22 横浜駅西口駅前・鶴屋町地区地区計画に定める歩行者用通路 F に係る地区計画形態意匠の制限の適合判定について意見聴取

<表彰広報部会>

【資料 3-8】

平成 30 年 12 月 7 日：応募物件の現地調査（第 16 回部会）

平成 30 年 12 月 14 日：応募物件の審査（第 17 回部会）

平成 31 年 5 月 9 日：表彰式

【政策検討部会の審議事項について】

今年度の政策検討部会の開催は 5 月に「景観ビジョンの改定について」の審議 1 件のみでしたが、来年度以降の審議事項の予定はありません。

今後も引き続き、必要に応じて都市デザインの施策に関する事項の議論の場としながら、次期（8 月）の部会再編成に合わせ、「大規模な開発事業等、主要プロジェクト※」については、政策検討部会で審議していきたいと考えます。

※大規模な開発事業等、主要プロジェクトの考え方

周辺に与える影響が特に大きく、周辺の活性化やプランディング、エリアマネジメント等の広い視野に立った審議が必要なもの

[参考 現行の政策検討部会設置要綱]

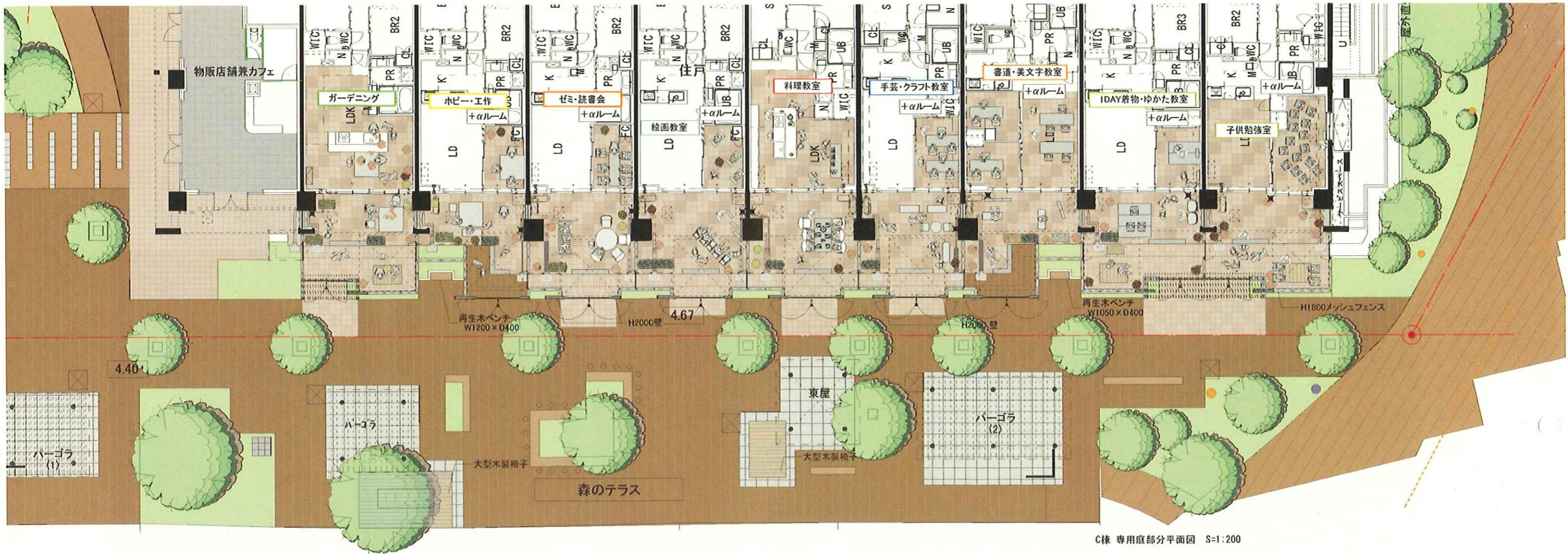
第 3 条 政策検討部会は、次に定める事項について審議する。

- (1) 都市デザイン施策に関する事項
- (2) 大規模な開発事業等、主要プロジェクトにおける都市デザイン調整に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項









みなとみらい21中央地区の景観形成について

【報告1】高層建築物による景観形成の考え方

■1 みなとみらい大通り沿道地区における建築物ボリューム

①大街区を活かして誘導すべき機能

【特定都市再生緊急整備地域】

→国際競争力強化に資する開発を
誘導すべき地域

【みなとみらい21中央地区地区計画】

ビジネスゾーン

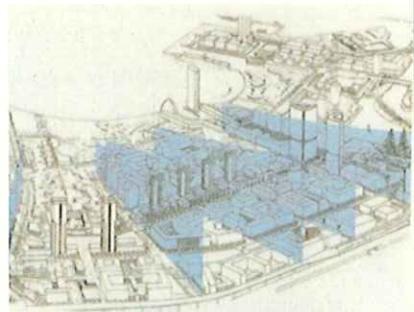
→本社機能等が集積する
質の高い業務地区

競争力の高い業務機能の導入のために
フットプリントの大きな建築物となる

②超高層建築物の集積

【景観計画】

→超高層建築物が集積する
風格ある沿道景観



③スカイラインの頂点

スカイラインの頂点に位置し、
超高層建築物の集積を進める地区

地区内でも特に建築物全体のボリュームが大きくなる

■2 ボリュームの大きな建築物に求める配慮

①港や海に向かっての通景

●街の主要なピスタボポイントから海に向かっての通景
空間を設けるとともに、各建物の建て方の工夫によつて、まちの奥深くまで海が感じられるよう配慮する。
(みなとみらい21街づくり基本協定)

⇒みなとみらい21中央地区地区計画(別紙)
外壁後退及びキング軸のオープンモール部分で担保
⇒風通しや視線の抜け、街並みの奥行きを創出するよう
な配棟計画となるよう協議

②圧迫感の軽減

●街並みにおける建築物の圧迫感を低減するよう、
デザイン・配置等を工夫する。
●建築物の外壁は板状などの閉塞的で単調な形態意匠を避け、分節化や適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫する。
(みなとみらい21中央地区景観形成ガイドライン)

⇒建物配置・ボリューム組合せ・ファサードの分節化に
より圧迫感を軽減させる

③なめらかなスカイライン・周辺建築物との調和

●みなとみらい大通りに沿った軸では、超高層の建築物を誘導し、スカイラインにおいては、隣接する建築物との関係性を意識し、群として高低差の少ないスムーズな連続性のある流れをもった建築スカイラインの形成
●街区ごとにビル群としての造形や眺望に配慮した景観づくり
(みなとみらい21中央地区景観形成ガイドライン)

⇒スカイラインや周辺建物との調和を意識する



みなとみらい大通り沿いでは通景や圧迫感等への配慮をできる限り行った上で競争力の高い業務機能を誘導する

【報告2】都市軸・歩行者動線の考え方

■1 歩行者ネットワークの中心となる3つの都市軸

①クイーン軸

⇒地区の南側の商業空間を貫く賑やかなインナーモール

②グランモール軸

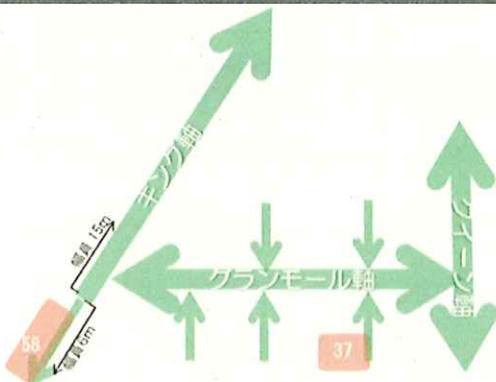
⇒グランモール公園を中心とした緑豊かな都市軸
にぎわい創出の中心として歩行者を集める

③キング軸

⇒多様な土地利用ゾーンを貫く都市軸

幅員15mの部分：オープンモール 歩行者通行機能+にぎわい・ビスタの確保

幅員6mの部分：歩行者通行機能が主（※58街区部分では地上レベル）



■2 都市内幹線軸としてのみとみらい大通り

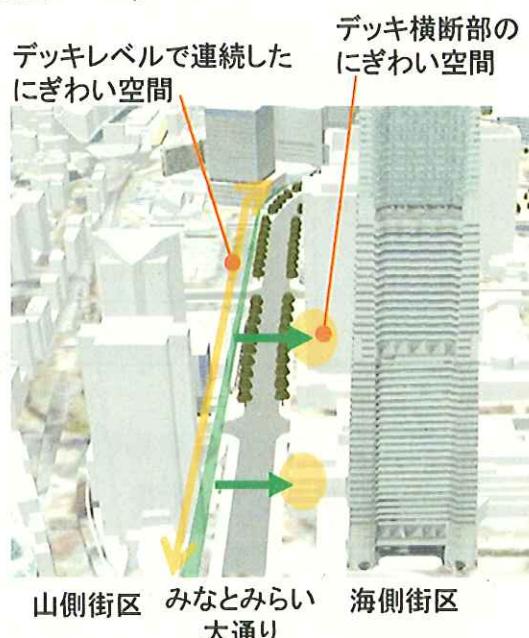
①自動車交通が主

⇒都市内幹線軸として位置付けられ、自動車交通が主となる。

②デッキレベルで連続したにぎわいを海側へ引き込む

⇒みなとみらい大通り沿いの山側街区ではペデネットワークとしてデッキレベルで歩行者空間とアクティビティフロアを連続させ、要所においてデッキが大通りを横断する。

⇒広幅員の車道となっているため、大通りで地区が分断されないよう、特にデッキ横断部において歩行者を海側街区へ引き込むようににぎわい空間が求められる。



■3 各街区の歩行者動線の考え方

①58街区

⇒はまみらいウォークやグランモール軸、みなとみらい大通りの歩行者量が多くなることが見込まれ、段差の少ない別のルートで横浜駅と地区内を結ぶ連絡口として重要な位置となっている。



②37街区

⇒みなとみらい大通り沿いの開発動向により、一定程度の歩行者量が見込まれる。

⇒特に38街区のアリーナ計画により歩行者が増加することが想定され、デッキを介してグランモール軸、みなとみらい駅へ歩行者を誘う部分として地区施設が重要視される。



←→歩行者の増加が見込まれる部分
-----各計画において重要な動線

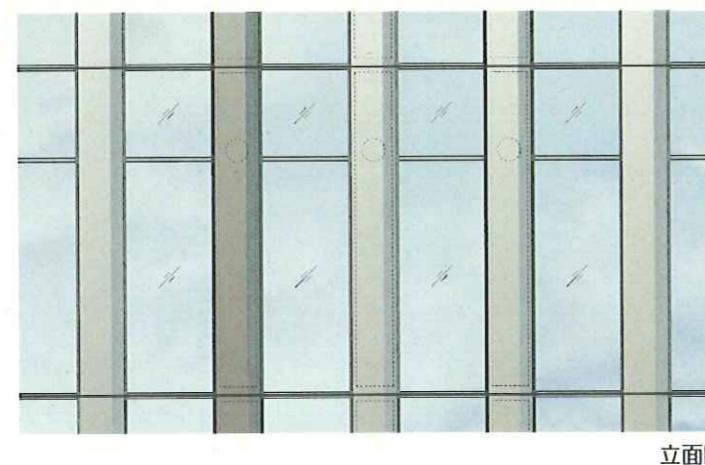
【指摘事項1】
高層棟ファサードの分節化を検討すること



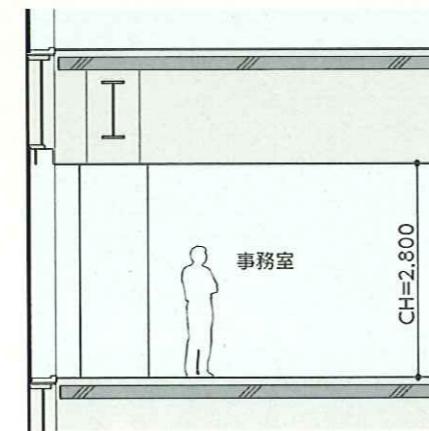
南側ファサード



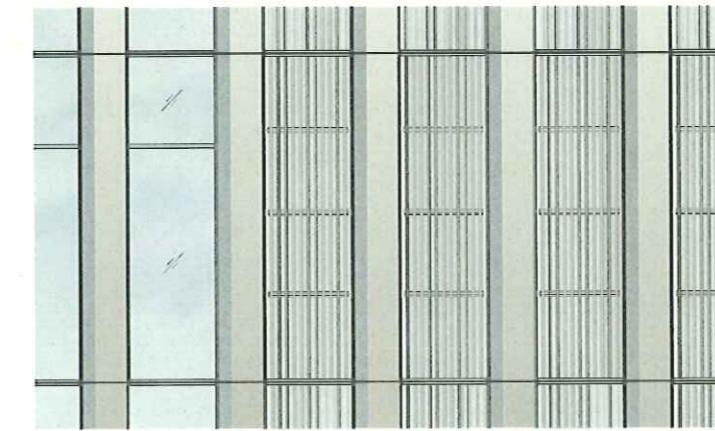
北側ファサード



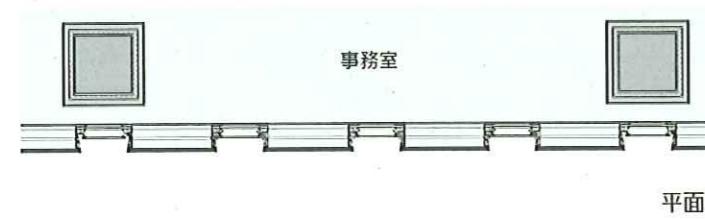
立面図



断面図

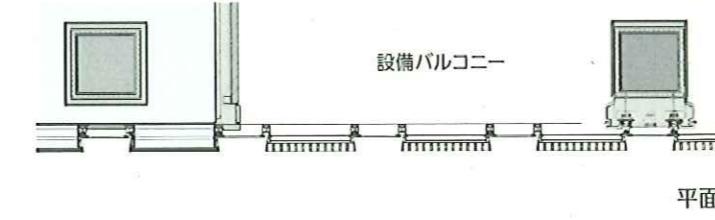


立面図



平面図

ガラスとアルミニパネルで凹凸をつけ
て陰影を表現することで、季節や時
間の変化とともに空の映り込みが変
化していくなど、豊かな表情を創出
します。

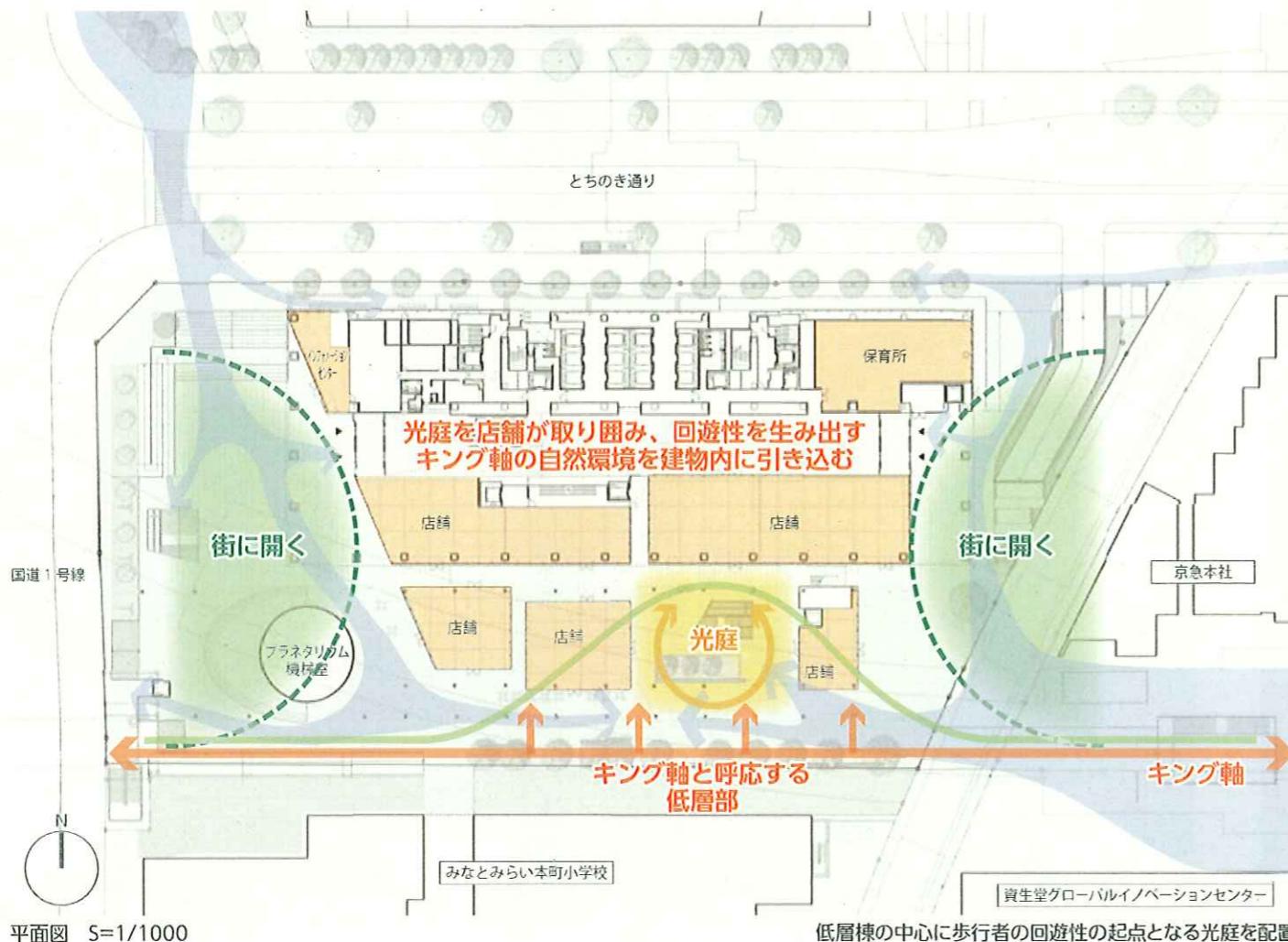


平面図

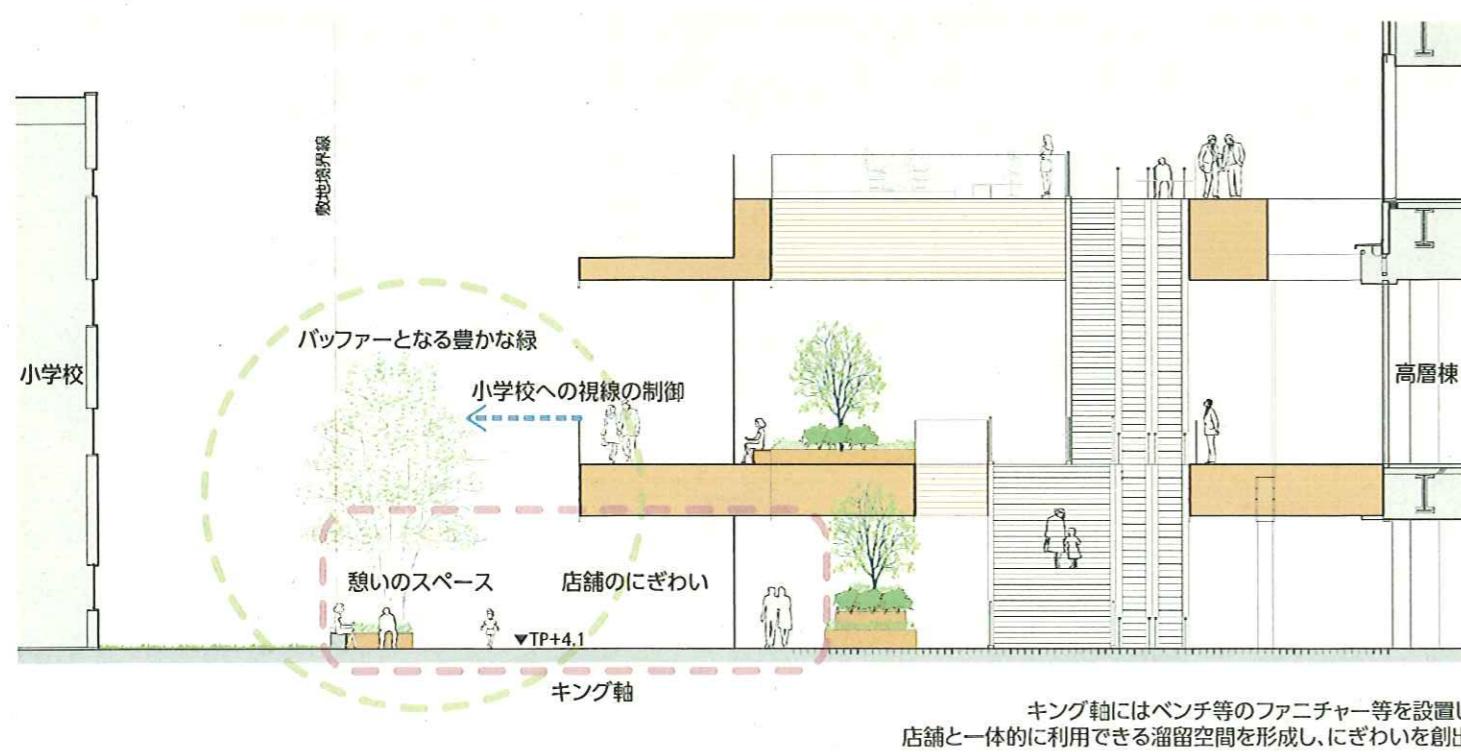
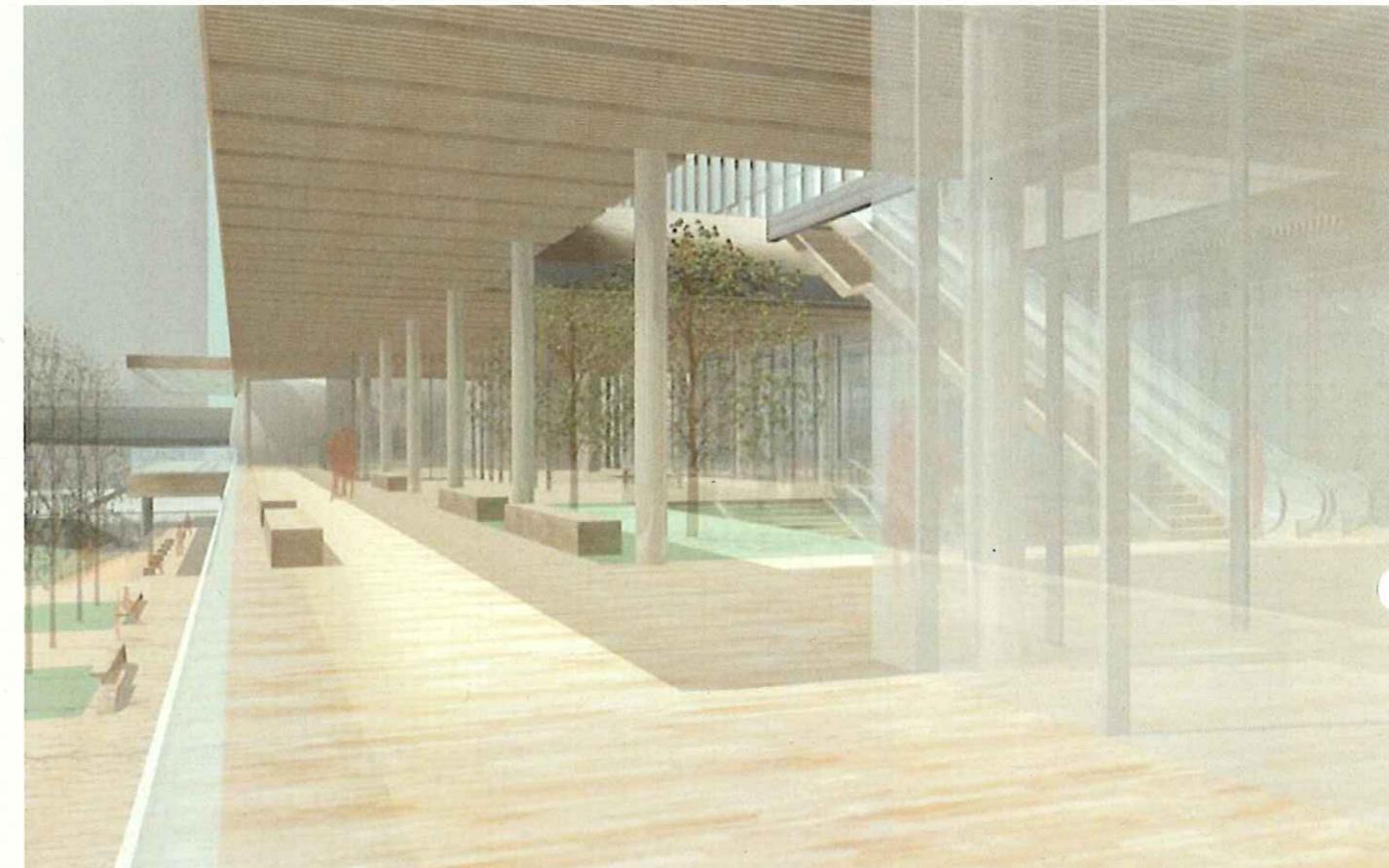
「横浜駅側のゲート」に相応しい、端正かつ風格ある構え

【指摘事項2】

キング軸の位置づけ、コモンスペースの考え方について検討すること



キング軸と呼応する低層部(テラスマール)を創る



【指摘事項3】
低層棟や高層棟低層部のファサードについて検討すること

人の流れを自然に受け入れる「開放系の環境づくり」



横浜駅側からのアプローチ：エントランスプラザ シンボルとなる球体を際立たせるかたち



新高島駅側からのアプローチ：ヒストリカルプラザ 街に開き人を受けとめるかたち



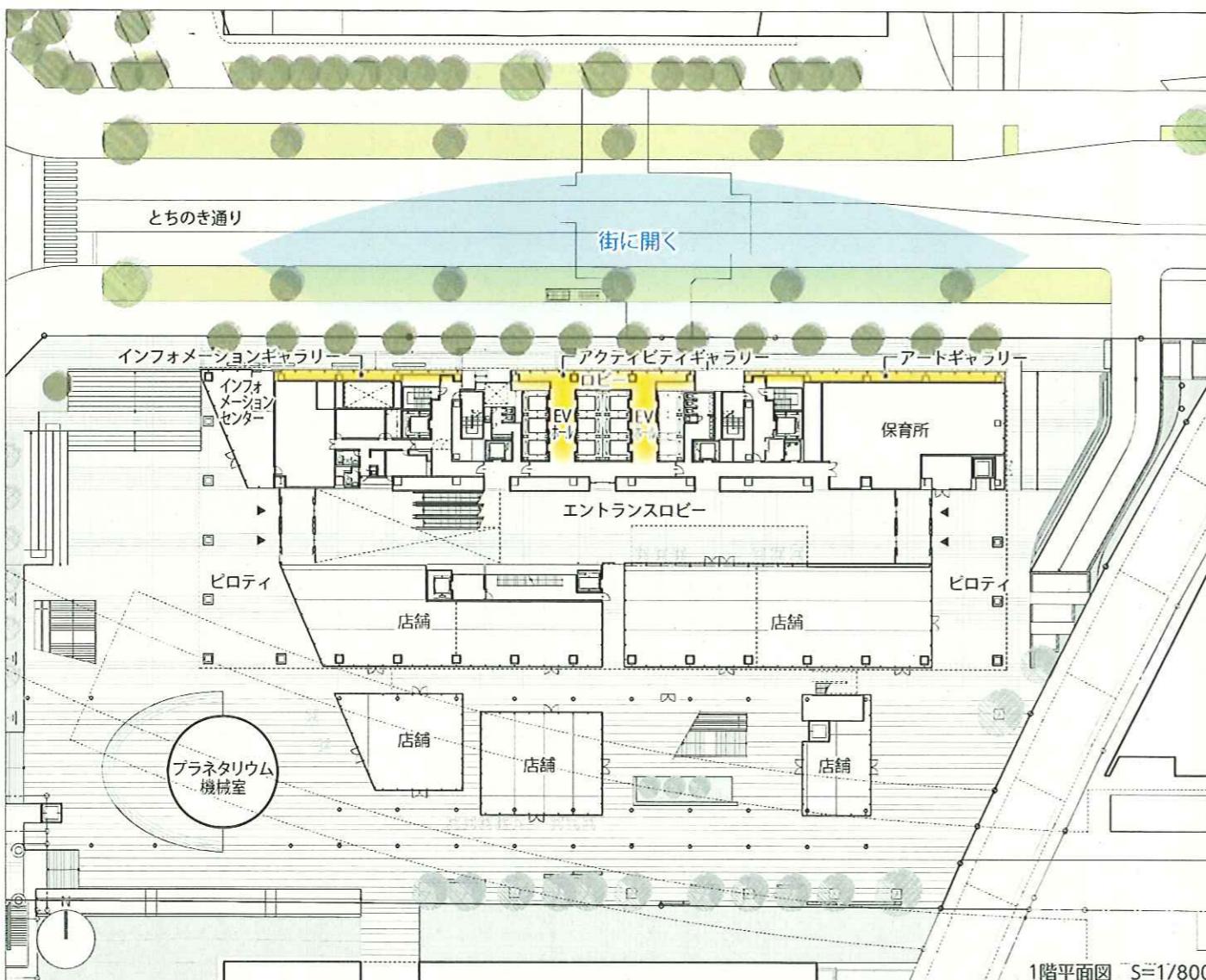
南側全景：キング軸と融合し高層棟と呼応するかたち

※今後、高島二丁目歩道橋接続協議により、デザイン、仕上、仕様は変更となる可能性があります。

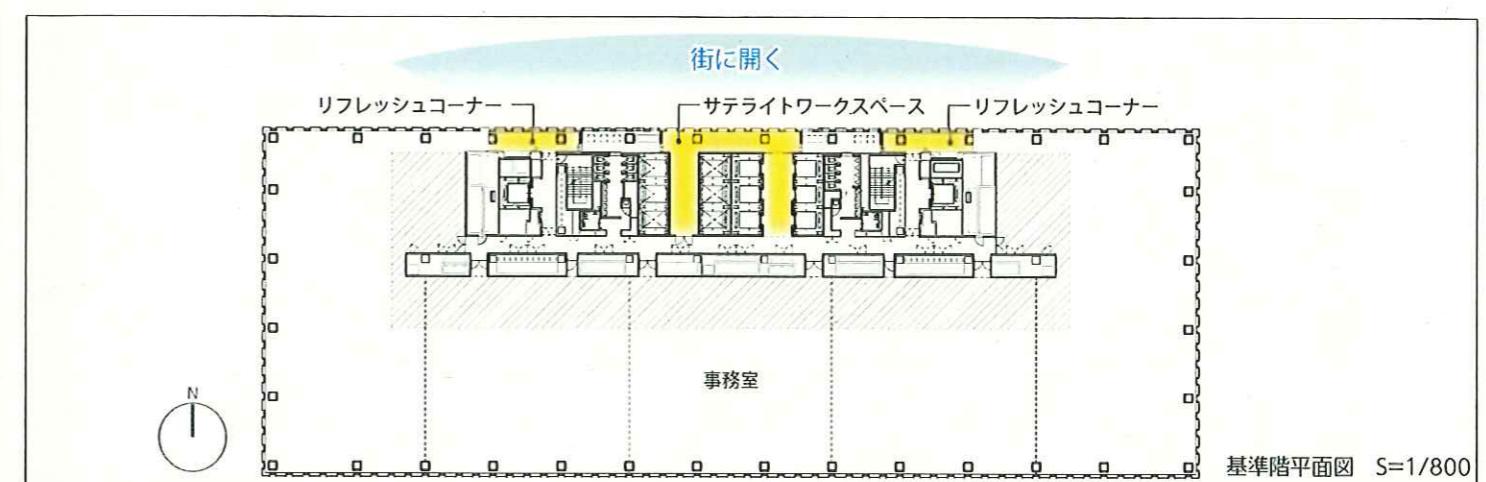
【指摘事項4】

とちのき通り沿いにぎわい創出について検討すること

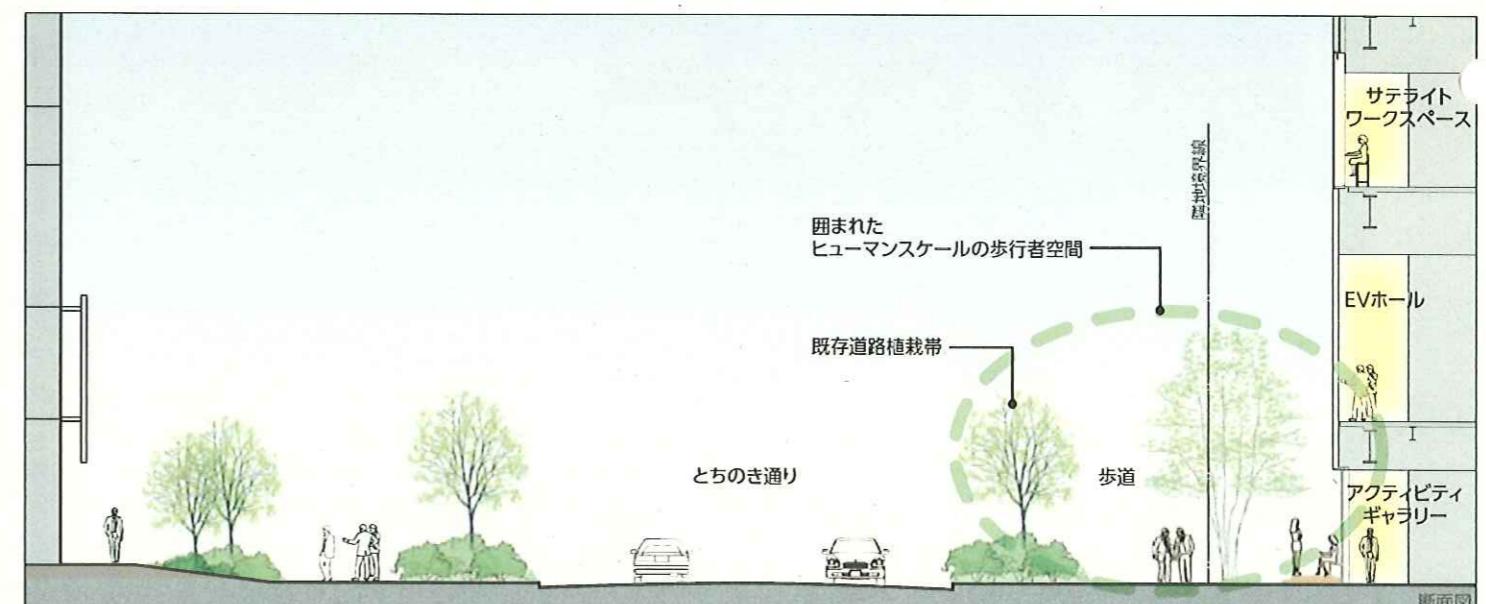
内部機能を街に開き、外構に滞留スペースを整備する



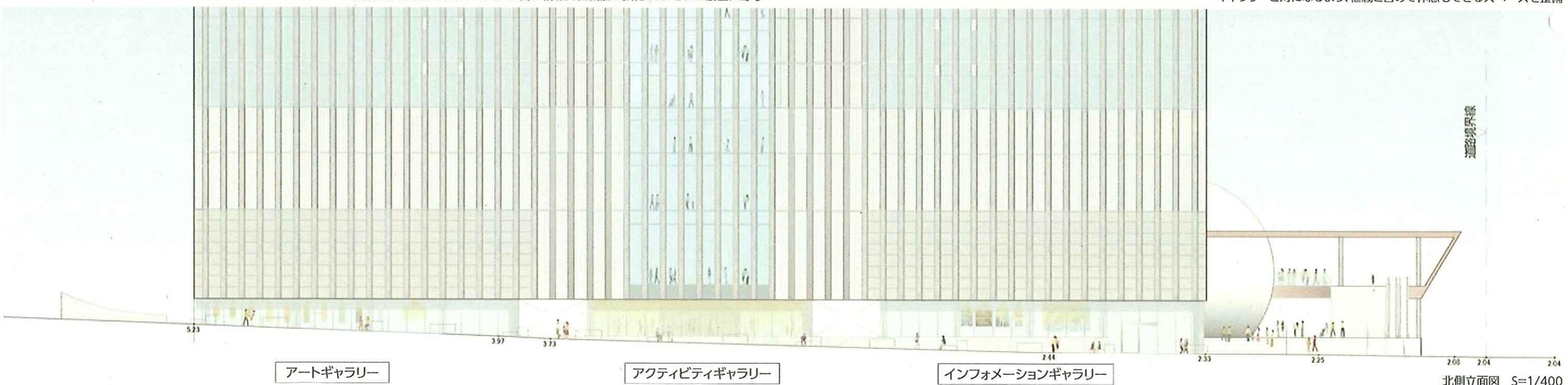
性格分けされたギャラリーにより、街の情報発信機能を強化し、にぎわい創出に寄与



北面にリフレッシュコーナー・サテライトワークスペース・EVホールを配するようコアプランを整理



ギャラリーと対になるよう、植栽と含めて休息もできるスペースを整備



指摘事項①
分節化による圧迫感の低減 01

■ グランモール方面の街並みと調和した景観の形成

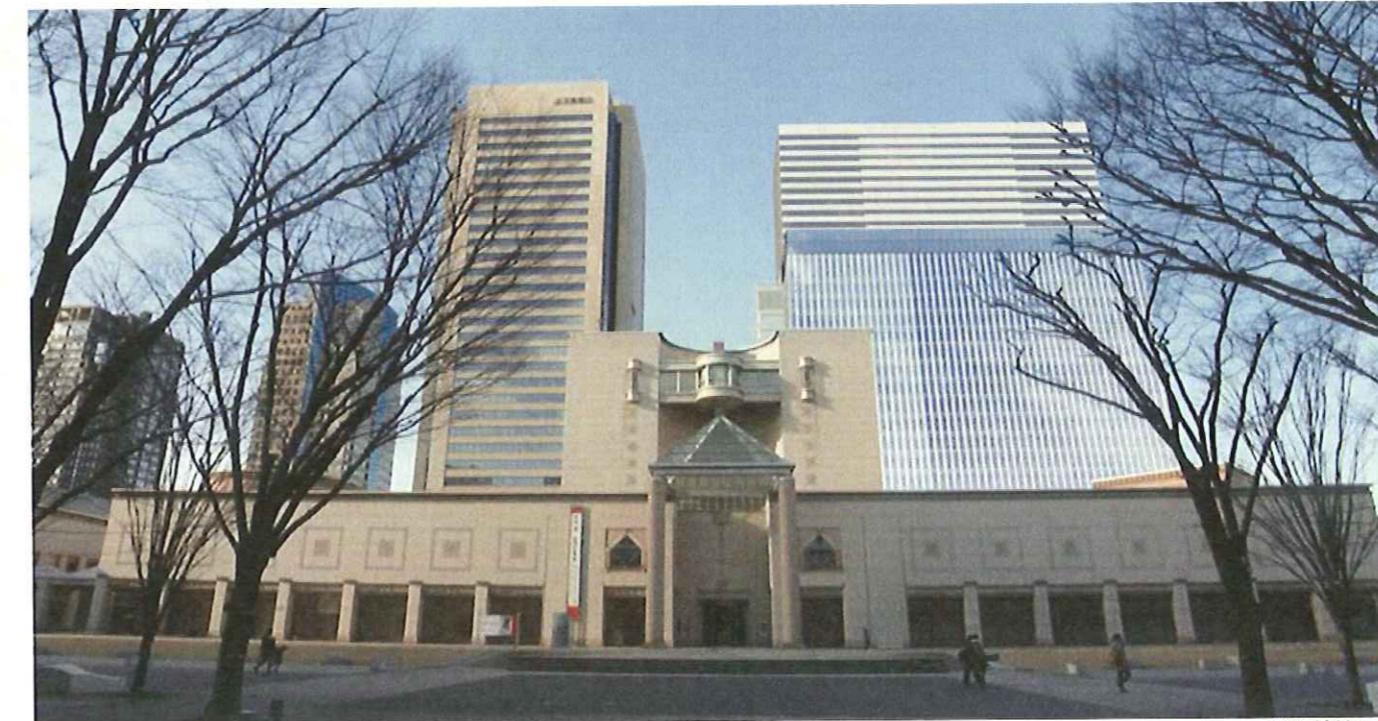
グランモール側の高層部は、両端部の外装高さを変えてガラス面積を増やすことで、建物全体により軽やかな印象を与え、圧迫感の低減に寄与している。また、高層部・中層部それぞれで外装の切り替えによる分節を行うことで、周辺建物と調和した景観を形成している。



42街区方面から



クイーンズスクエア方面から



美術館前から

ウェルカムプラザ

- ・みなとみらい大通り沿いに今後醸成する新しいコミュニティの起点、玄関口となる広場
- ・大きな庇の下で、平日を中心に多くの人が行き来する日常的な賑わいの創出を行う
- ・車からの視点も意識して、建物の顔となるような2層吹抜けのダイナミックな空間構成とし、アイキャッチとなるようなデザインを行う
- ・インナーモールと一体的につながり、オフィスワーカーのための飲食・物販を中心とした店舗配置を行う



大きな庇が出迎える



建物の顔となる



ウェルカムプラザパース

グリーンプラザ

- ・グランドセントラルタワーと呼応するような緑の多い憩いの場
- ・緑の中の小割の空間とし、大小様々なコモンスペースが連携するヒューマンスケールの広場
- ・住宅地に近しい立地を生かし、周辺住民の人を呼び込むカフェやレストランなどの店舗配置を行う
- ・周辺の生物環境にも配慮し、多様な種による緑化を計画



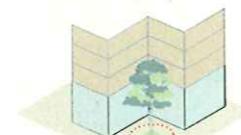
緑の小割の広場



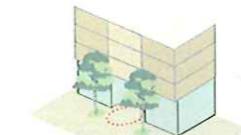
ヒューマンスケールの広場



木陰のテラス席



歩行者に木陰を提供
憩いの場となる「街角広場型」



シンボリックな高木を配置し、
街区のスケール感を生かした
「エントランス広場型」



(仮称)みなとみらい21中央地区37街区開発計画 2018.09.14

アートプラザ

- ・美術館及び隣地三菱重工ビルと一体となり、本計画で最も広い面積を確保できる広場であり、その面積を生かして、イベントなどに利用できる広い空間やヒューマンスケールな空間を混在させる
- ・休日には、イベントなどに利用が可能となり、非日常な賑わいを演出する
- ・アートの展示や、アート蚤の市の開催など、美術館と呼応するようなイベントの開催も検討
- ・平日はオフィスワーカーを中心としたの憩いの場とし、オープンミーティング等にも利用が可能



イベントに利用可能な広場



パフォーミングアートなどによる賑わい



アートの彩り



隣地三菱重工ビルと連携した賑わい

店舗や、2階ワークプレイスの顔出し

イベント等に利用

アートプラザパース

ゲートプラザ

- ・桜木町駅からの人の流れを受け止める、ゲートとしての広場であり、敷地内外の歩行者ネットワークの起点となる
- ・アートプラザへの導入空間として、ペデストリアンウェイ沿いの通景を確保する
- ・オフィスロビーと一緒にとなった広場空間であり、中間期にはオフィスワーカーの打ち合わせ等にも利用が可能



中間期には打ち合わせ等にも利用可能



ゲートプラザパース

広告付案内サイン・公衆無線 LAN 整備事業における景観形成について

継続審議事項 景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書き適用について

平成 31 年 1 月 25 日
議事 2 資料 1
都市整備局
都市整備局企画課・都市デザイン室

1 前回の審議内容

第 47 回景観審査部会(平成 30 年 12 月 11 日)では、景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限のただし書き適用について審議いただきました。

前回資料の一部抜粋

1 景観計画における屋外広告物の設置等に関する行為の制限について

本事業エリアのうち、関内地区の一部及びみなとみらい 21 新港地区では、景観計画において、第三者広告物の掲出及び内照方式の照明装置の使用について、制限をしています（対象エリア：p 6）。

＜景観計画抜粋（関内地区の一部・みなとみらい 21 新港地区）＞

第三者広告物の掲出制限

屋外広告物は、自己の住宅、店舗、営業所、事務所等又はこれらの敷地に、自己又は自己の営業若しくは事業及び自己の所在、名称、屋号、営業内容等を表示し、又は掲出物件を設置するものとする。ただし、表示面積の合計が 5 m²以下、かつ、上端の高さが地上 5 m 以下のもので、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされ、各地区の魅力的な景観形成に寄与すると市長が認めたものは、この限りでない。

内照方式の照明装置の使用制限

屋外広告物に照明装置を使用する場合は外照式とし、当該照明装置を遮へいするなど景観を阻害しないものとする。

（山下公園通り地区）ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他魅力的な景観形成に寄与する照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

（その他の地区）ただし、バックライトにより箱文字部分を浮かび上がらせる間接照明方式、箱文字部分に限った内照方式その他街並み景観を阻害しない照明方式であると市長が認めた場合は、この限りでない。

2 本事業における景観計画の屋外広告物の設置等に関する行為の制限の取扱について

＜整備の考え方＞

- ・広告付案内サインを来街者が円滑に移動できるよう、駅前広場、主要な交差点及び観光地点を中心に、必要な箇所に適切に配置します。
- ・地図面は、各地区の特性を考慮したデザインを掲出します。また、広告面は、表示面積を 2 m²以下、かつ、高さを 3.0m 以下としつつ、広告付バス停留所上屋整備事業を踏まえ、屋外広告物審議会で報告した広告審査体制を組み「都市景観を向上させるもの」といった基準により審査を行います。
- ・既存案内サインの多くは照明装置がついておらず、夜間に利用する際に照明装置がないと視認性が悪くなります。そのため、既存の広告付バス停上屋整備事業と同様に、内照式の照明装置を用いて、夜の街並みで利用される照明装置の明るさと同程度とすることで周辺環境と調和させつつ、夜間でも案内地図が利用でき、来街者が迷わず移動できる環境を提供します。

＜本市の見解＞

本事業は、＜整備の考え方＞に基づくことにより、前述の景観計画のただし書きを適用し、市長が認めたものとして「第三者広告物の掲出」と「内照方式の照明装置の使用」を可能とします。

また、都心臨海部全体で取り組むべき内容であり、統一的な整備内容や取扱いとしています。
なお、上記については、地元の合意のもと進めていくこととします。

2 前回いただいた主なご意見に関する対応方針

ご意見①

第三者広告物の掲出制限に関し、まちの景観維持・向上の観点からどのような対応をしていくのか。

対応方針

関内地区景観形成ガイドライン・新港地区街並み景観ガイドラインにおいて、

地区ごとに定められている共通した考え方

屋外広告物は、「歴史的景観」や「見通し景観」に配慮し、街並み景観を阻害しないデザイン・規模・位置とする。

(デザイン)

- ・案内サインのデザインは、脚部をガラス面とすることにより、軽快で先進的な印象をもたらすとともに、ストライプ模様を取り入れることで、「横浜市ストリートファニチャー整備事業」の設計思想である水平垂直のコンセプトを強く意識しています。また、道路上公共空間にふさわしい重厚感や安定感を演出するために、フレームにダークグレーを用いた設計をしています。
- ・案内サインのデザインを統一することで、整った街並み景観を創出しつつ、他のストリートファニチャーとの一体感も保持していきます。
- ・案内地図盤面は、みなとみらい 21 中央地区では瑠璃色、みなとみらい 21 新港地区では茶色を採用するなど地域の特徴を表す色やパターンを用いて、地域性、地図としての連続性を確保します。詳細は p 8 をご覧ください。
- ・掲出する広告は、これまで質の高い広告を掲出してきた広告付きバス停留所上屋事業と同様に、審査基準及び外部委員による審査を行い、高質な都市の空間に資する広告を掲出していきます。

(規模)

- ・本事業においては、景観計画における基準のとおり、表示面積の合計を 5 m²以下、かつ、上端の高さが地上 5 m 以下となるよう広告の規模を調整しています。

○本事業における広告の仕様：表示面積 = 2 m²、上端の高さ = 3 m 以下

(位置)

- ・整備位置は、「景観への影響度」、「案内サインの利便性」、「道路占用に関わる交通安全性」、「物理的な設置可能性」、「広告価値」の検討項目から配置計画を定め、歴史的な景観や見通し景観に配慮するよう現場確認を行いながら整備を進めています。

【整備位置を決定するまでの過程】

整備位置は、以下に示す5つの検討項目順に審査して決定します。

検討項目1…景観への影響度

- ・横浜港までの見通し空間を確保すること
- ・歴史的建造物への視認性を妨げないこと
- ・歴史的建造物のライトアップを妨げないこと

検討項目2…案内サインの利便性

- ・駅や観光地点の出入口周辺において、視界に入りやすい箇所であること
- ・交差点付近において、歩行者が次の移動につなげられるよう視認しやすい位置であること
- ・案内サインを利用するスペースを確保できること

検討項目3…道路占用等に関わる交通安全性

- ・運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できること
- ・運転車のよそ見運転に繋がらないこと

検討項目4…物理的な設置可能性

- ・地下埋設物（共同溝、街路灯などの基礎等）や隣接する樹木へ干渉しないこと
- ・誘導サインの矢羽の機能を阻害しないこと
- ・地図及び広告の維持管理スペースが確保できること

検討項目5…広告価値

- ・他の物件に阻害されず、視認性を確保すること
- ・歩行者が自然と目に入る箇所であること

上記の検討項目から、広告付案内サインの整備位置を、横浜公園から日本大通りへの空間を例として検討すると、以下の表のとおりとなります。

■整備位置の検討項目及び整備可否

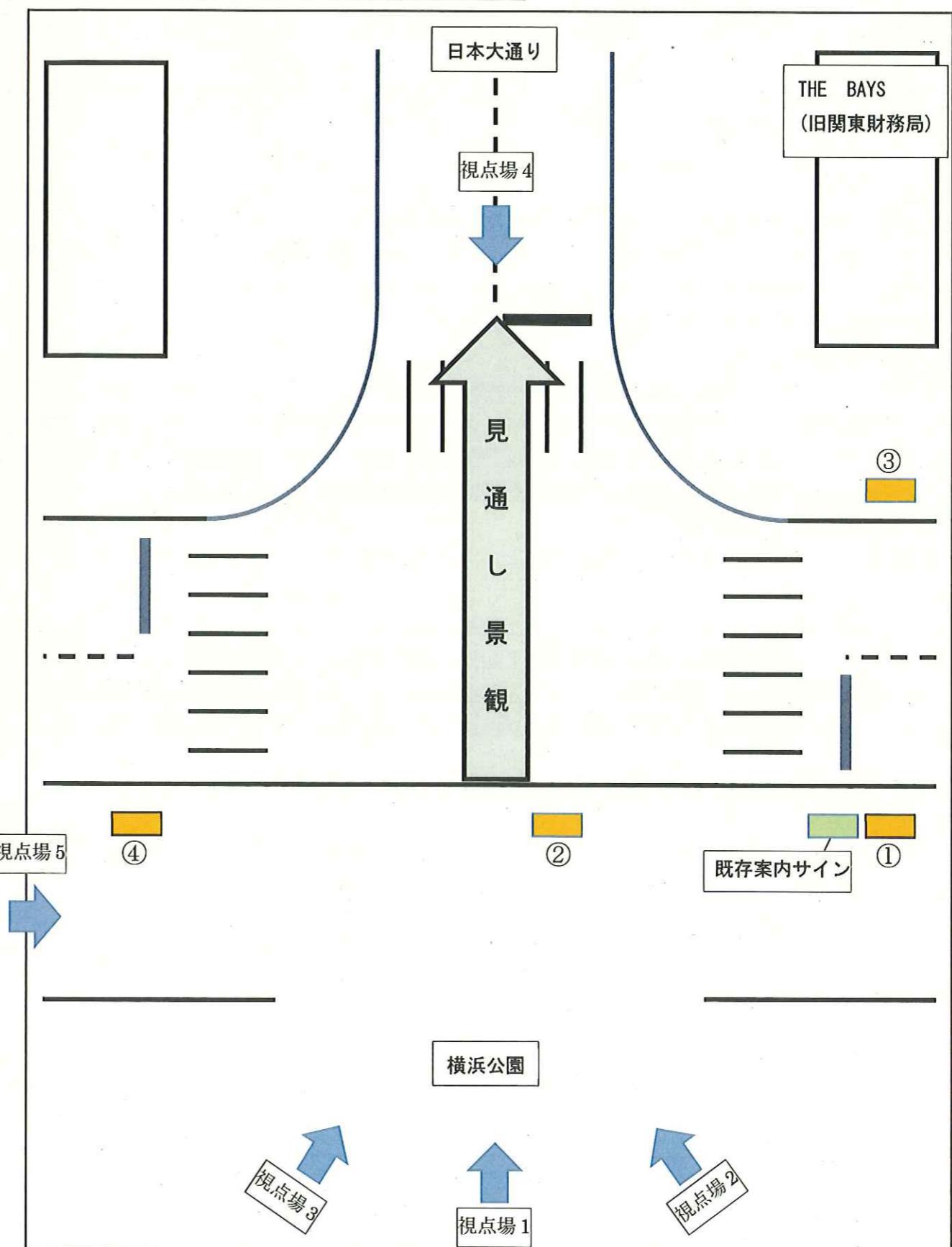
各検討項目の審査基準に抵触する場合は×と表記し、整備対象位置から外すこととします。

	整備位置			
	①	②	③	④
1 景観への影響度	×	×	×	○
2 案内サインの利便性	○	○	×	○
3 道路占用に関わる交通安全性	○	×	○	○
4 物理的な設置可能性	×	○	×	○
5 広告価値	—	○	—	—
整備可否	×	×	×	○

<本市の見解>

整備位置を決定するにあたり、見通し空間の確保、歴史的建造物への配慮、ライトアップしている施設との調和を図るために、都市美対策審議会での意見を踏まえ、地元と現場調整しながら進めています。

整備位置の決定に関する考え方の一例（日本大通り）



※整備向きについても、案内サインの利便性や景観への影響度を踏まえ、決定していきます。

ご意見②

誘導サインが整備されている中、案内サインを数多く整備する必要はあるのか。

対応方針

・本事業は、インバウンドを含め都心臨海部に観光客を積極的に誘致していくこうとする本市の政策の中で、滞在環境の水準を向上させていくことを目的に取り組むものであり、情報提供の面から来街者の回遊性向上を図っていくものです。

・既存のサインシステムは、左下図のとおり、駅を起点として途中の経路となる交差点や目的地周辺に、案内サインや誘導サインそれぞれの特性を活かしながら配置することとしています。

(参考) 既存誘導サイン：240 基、既存案内サイン：117 基

(案内サイン)

・案内サインの適正な整備水準として、一般的に歩行者が不安を感じることなく移動できる距離が 150m から 300mと既存の調査*より示されています。本事業で整備する案内サインの間隔は平均すると概ね 270m となっており、適正な水準と考えています。

*歩行者のためのコミュニティーサイン（公財）都市づくりパブリックデザインセンターコミュニティーサインに関する研究会 建設省監修

・案内サインを利用することにより、現在地を把握することができ、目的とする公共施設や民間施設への経路を俯瞰することができます。また移動経路を確認する際に、周辺施設の立地情報も把握することができるため、来街者の回遊性を高めることにつながります。

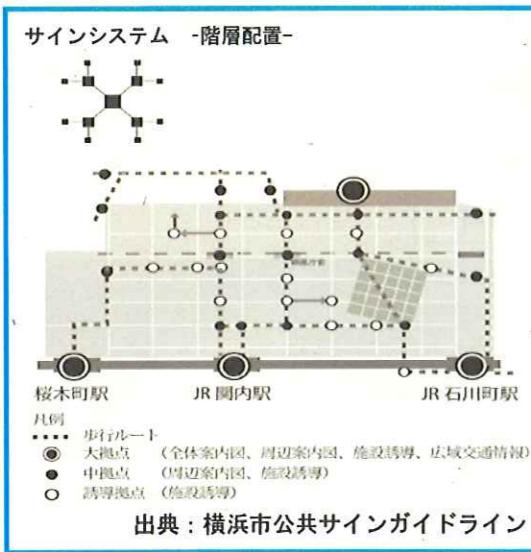
(誘導サイン)

・一方、誘導サインは、方向と距離を立ち止まらずに確認できるといった機能を持っていますが、情報量が限定的であり、来街者のニーズに対応できない場合もあります。

(まとめ)

・案内サインと誘導サインでは、来街者に提供する情報の特性が異なっており、案内サインの機能を誘導サインで代替することはできないため、既存案内サイン 101 基の更新のほか、観光地点周辺へ新規の案内サインを整備します。

既存案内サイン及び誘導サインの整備情報



既存のサインシステム



誘導サイン



案内サイン

<本市の見解>

これまで回遊性を高めるために設置した案内サインについては、基本的に更新を図り、新たな開発動向を踏まえ、各エリアにおいて調整を進めることとします。

ご意見③

内照式照明装置を利用すると夜間景観の阻害となる可能性があるため、内照式照明装置を景観計画において制限した背景や夜間景観への影響度の検証を踏まえて、整備の可否を検討すべきではないか。また、外照式照明装置を採用できないか。

対応方針

(経緯)

・内照式照明装置を制限した経緯は、不快な照明環境を創出しないこと、歴史的建築物のライトアップと調和すること、落ち着きある街路景観を形成するよう配慮することが目的とされています。

(参考) : 関内地区都市景観形成ガイドライン

(照度)

・現在、内照式照明装置の制限エリアにおける広告付きバス停留所上屋の内照式照明装置では、周辺の照明よりも照度を落としており、過度に発光することなく周辺との調和を図っています。そのため、本事業でも広告付きバス停留所上屋と同様に内照式照明装置の照度を調整することで、夜間景観と調和させています。

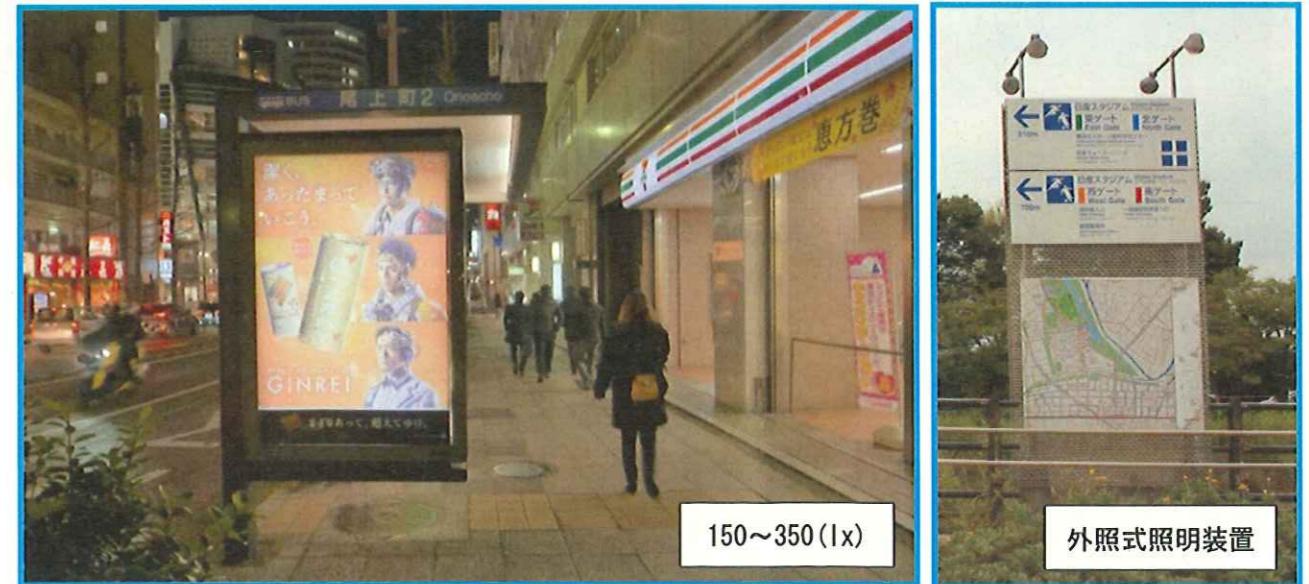
・歴史的建築物のライトアップを実施している箇所では、夜間の景観演出を阻害しないよう配慮しています。

(外照式照明装置)

・ストリートファニチャーの整備指針となる「横浜市ストリートファニチャー整備事業」では、「①直線や水平、垂直を基調としたシンプルなデザインとすること。②原則として、装飾的意匠は行わないこと。」となっています。

・外照式照明装置を採用すると、デザインのシンプル性が失われることや、装飾的意匠となることが想定されます。このため本事業では、内照式照明の方が適切であると考えています。

※広告付きバス停留所上屋の整備箇所は p 6 に参照

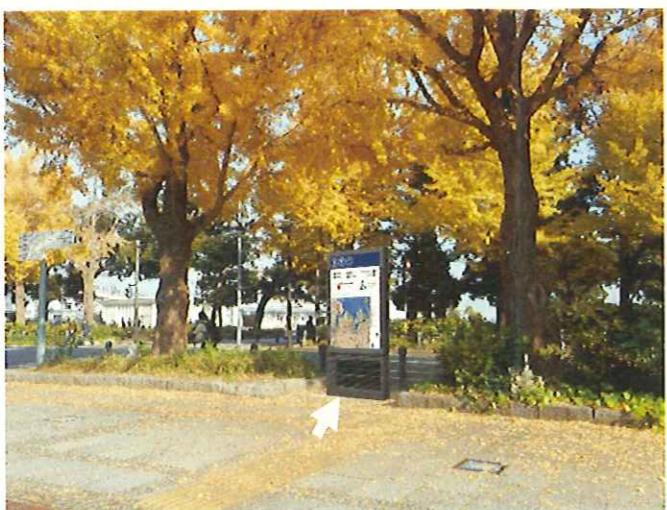


<本市の見解>

本事業では、歴史的建造物のライトアップや周辺環境などに配慮するため、内照式照明装置の照度を現在の夜間景観に調和させていきます。

モンタージュ

山下公園通り



ポイント：通り沿いの景観、いちょう並木との調和



馬車道通り

ポイント：馬車道の街並みを阻害しないような位置



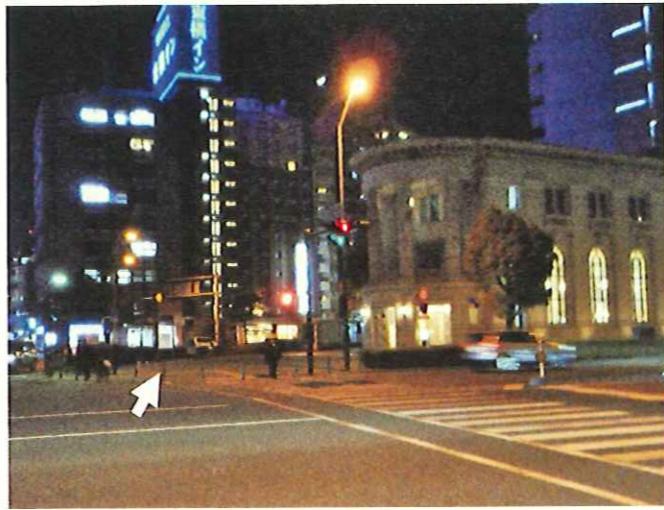
日本大通り

ポイント：見通し景観を阻害しないような位置



旧第一銀行横浜支店前

ポイント：歴史的建造物を阻害しないような位置

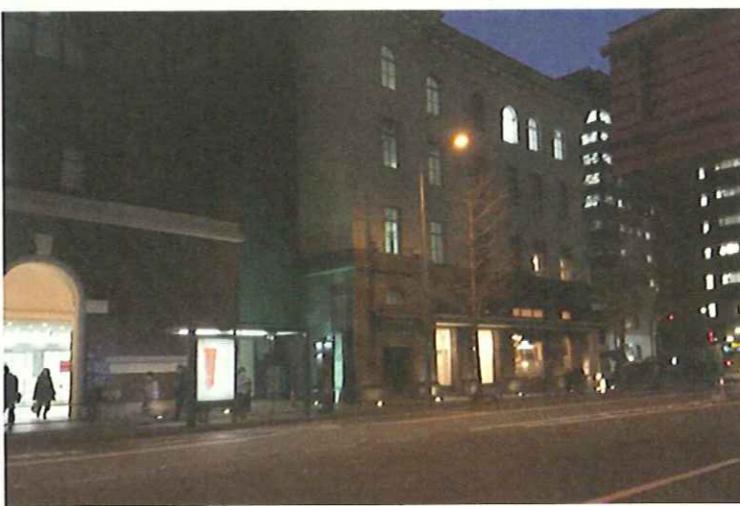


神奈川県庁本庁舎前



広告付きバス停留所上屋

横浜市情報文化センター前

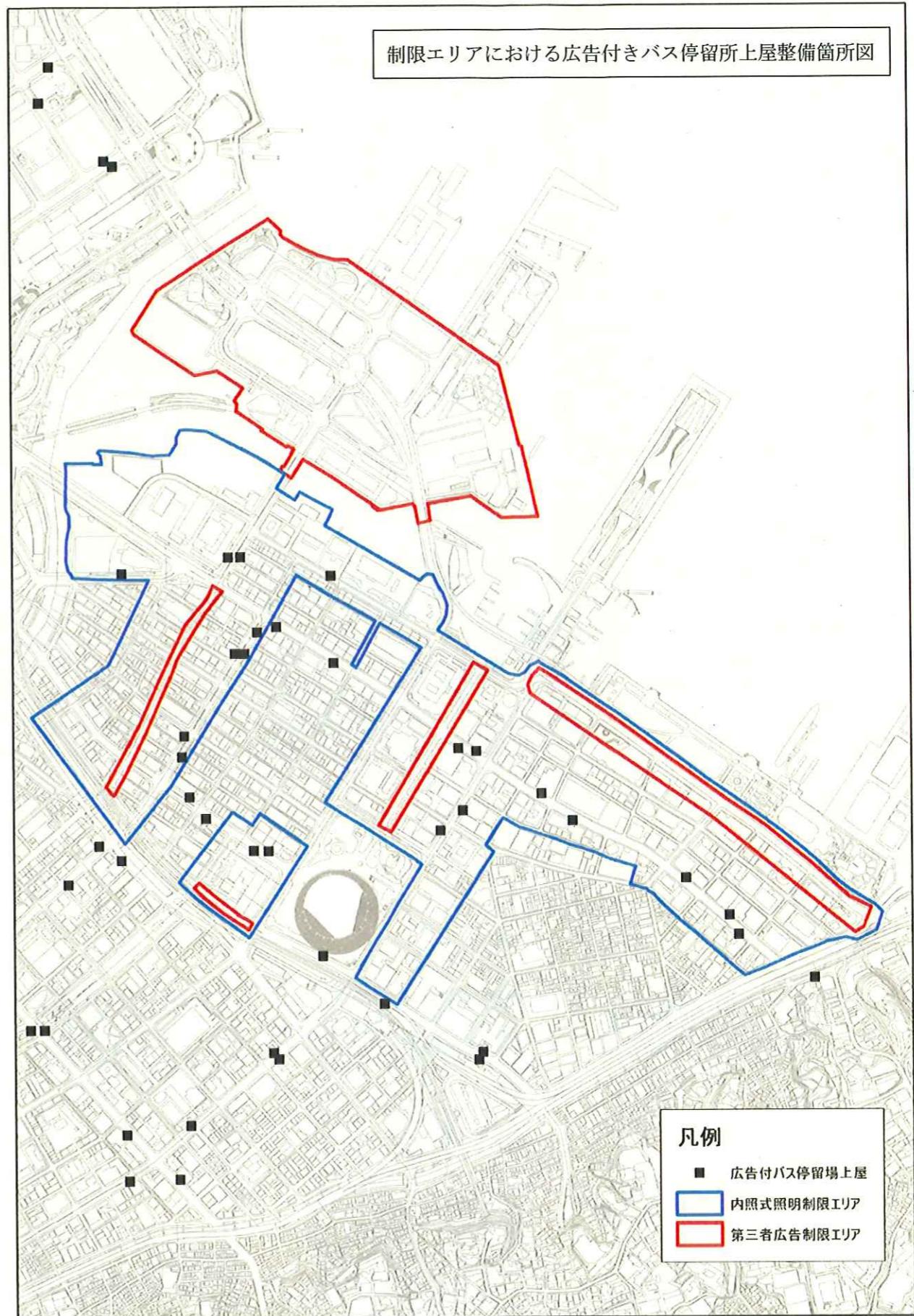
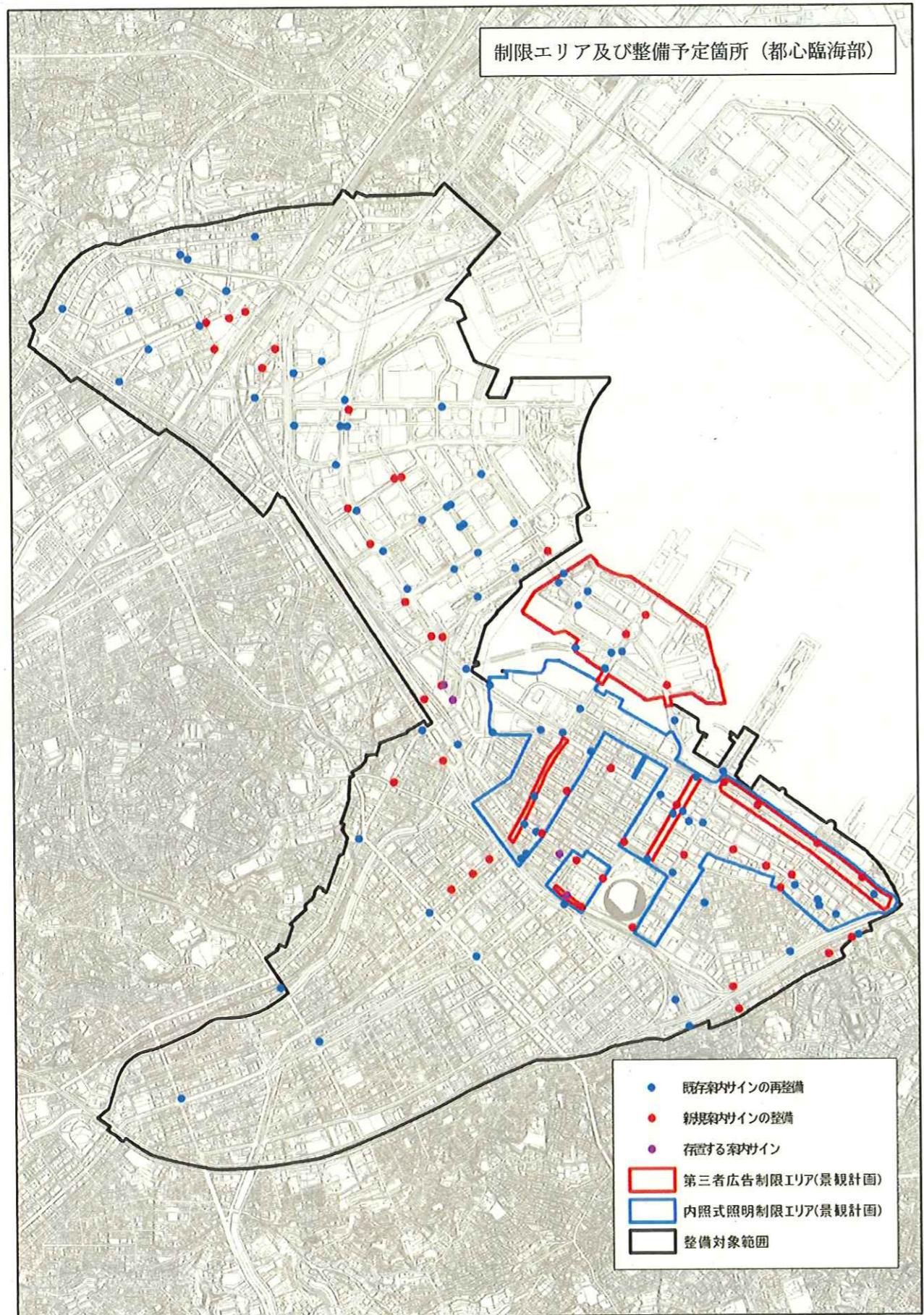


現市庁舎前

大桟橋通り



個別に道路占用許可、かつ、地元の合意が取得できた場合に限り、整備を行うこととします。



個別に道路占用許可、かつ、地元の合意が取得できた場合に限り、整備を行うこととします。

3 広告付案内サインのコンテンツ

■ コンテンツの考え方

広域の範囲で統一してデザインされ、魅力的な景観形成に寄与するものとして地図及び広告を以下の考えに基づき、表示することとします。

○ 地図面の考え方

- ・地図のデザインに関してはこれまで質の高い、横浜らしい地図をということでデザインにもこだわってきました。(デザイン:黎デザイン/NDCグラフィックス)
- ・今回の検討に当たり、①各地域での実績 ②既存地図で存置されるものもあることなどから、現在の地図デザインを今後も継続利用することとします。
- ・上記の理由により、今後も2種類の地図デザインを採用することとなります、表示内容、配置など、デザインに共通フォーマットを用いることで案内地図としての連続性、統一感に配慮します。
- ・これまで、地域の特性を筐体の色で表現してきた部分は、地図盤面の上部スペースに地域の特徴を表す色やパターンなどを用いることで、地域性、連続性を踏襲します。

▼地図デザイン

都心臨海部の横浜駅周辺地区以外はNDCグラフィックス、横浜駅周辺地区と新横浜駅周辺地区は黎デザインがこれまで地図デザインを行っています。
左:NDCグラフィックス
右:黎デザイン



▼各エリア地図盤面デザイン(案)

左から
横浜駅、新横浜駅(黎デザイン)
関内地区、みなとみらい中央地区、新港地区、ポートサイド地区、関外地区 (NDCグラフィックス)



○ 広告面の考え方

- ・広告付バス停留所上屋と同様の広告審査の基準及び、外部委員による審査の仕組みを交通局と都市整備局で運営することで都市の空間に資する質の高い広告を掲載します。
- ・広告面は基本的にこれまで同様、「一括まとめ売り」とすることで統一されたビジュアルとします。

基準(一部抜粋)

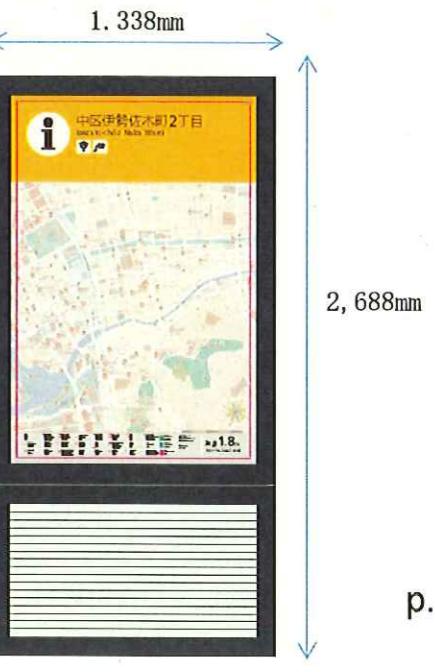
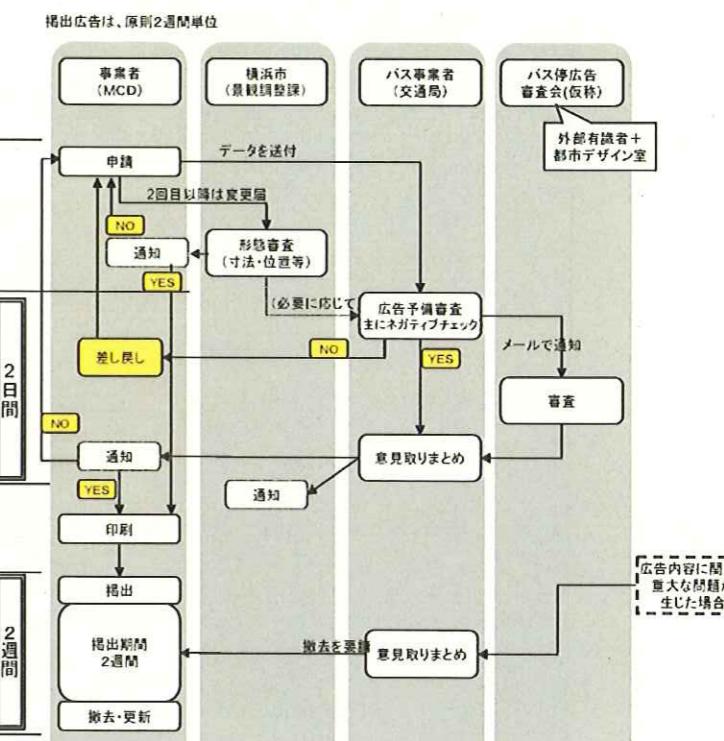
<基本的考え方>

- ・公共空間に掲出されることを踏まえた、都市景観を向上させるものであること。
- ・地域性を踏まえた、横浜らしいものであること。
- ・事業の先進性を踏まえた、斬新で新鮮なアイディアをもっていること。

▼参考：広告付バス停留所上屋の広告審査フロー

現在の広告付きバス停事業の広告審査は広告事業者、バス事業者（交通局）がそれぞれ審査基準によって予備審査を行った後、外部識者によって構成される審査会にメールで広告案を送付。審査を経て、掲出となる仕組みとなっています。

今後、広告付き案内サインの関係者も一緒に加えた上で共同で審査を行うことを検討しています。広告付き案内サインとバス停上屋の広告を一体審査することで、引き続き統一感あるビジュアルとしていきます。

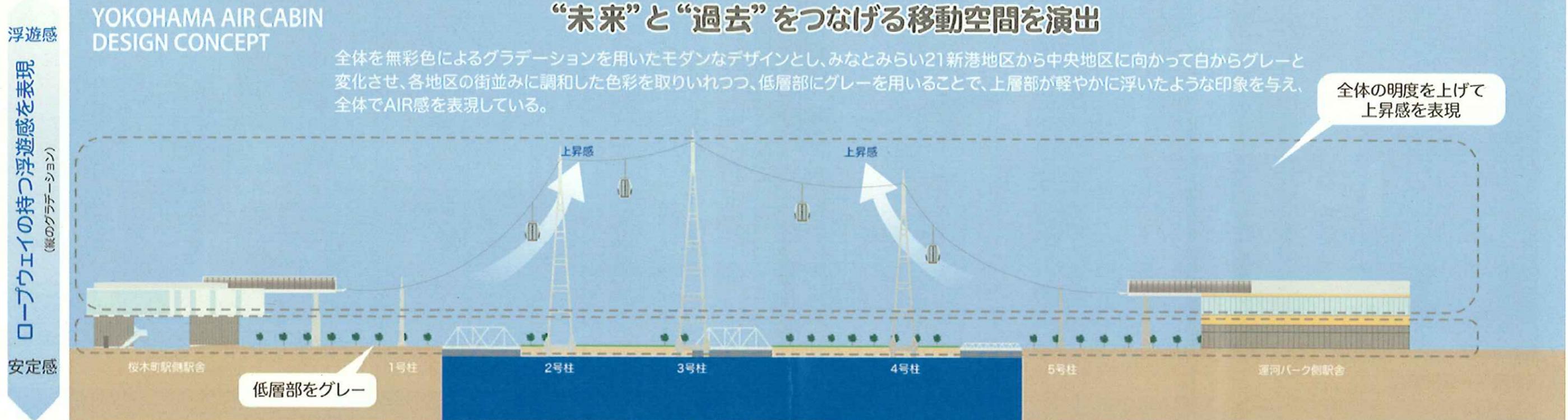


全体デザイン計画

これまでに形成されてきた景観に調和し、融合することを基本としつつ、新たな交通として先進的なイメージが感じられ、景観の魅力がさらに高まるようなデザイン。

YOKOHAMA AIR CABIN

“AIR(空気)”感を体現する “Form(形状)” “Color(色彩)”
空気感・上昇感・浮遊感・透明感・軽快感



先進性
(みなとみらい21 中央地区)

「横浜の持つ時間軸」時代の流れ、まちの移り変わりを表現
(横のグラデーション)

歴史性
(みなとみらい21 新港地区)

桜木町駅側駅舎



運河パーク側駅舎



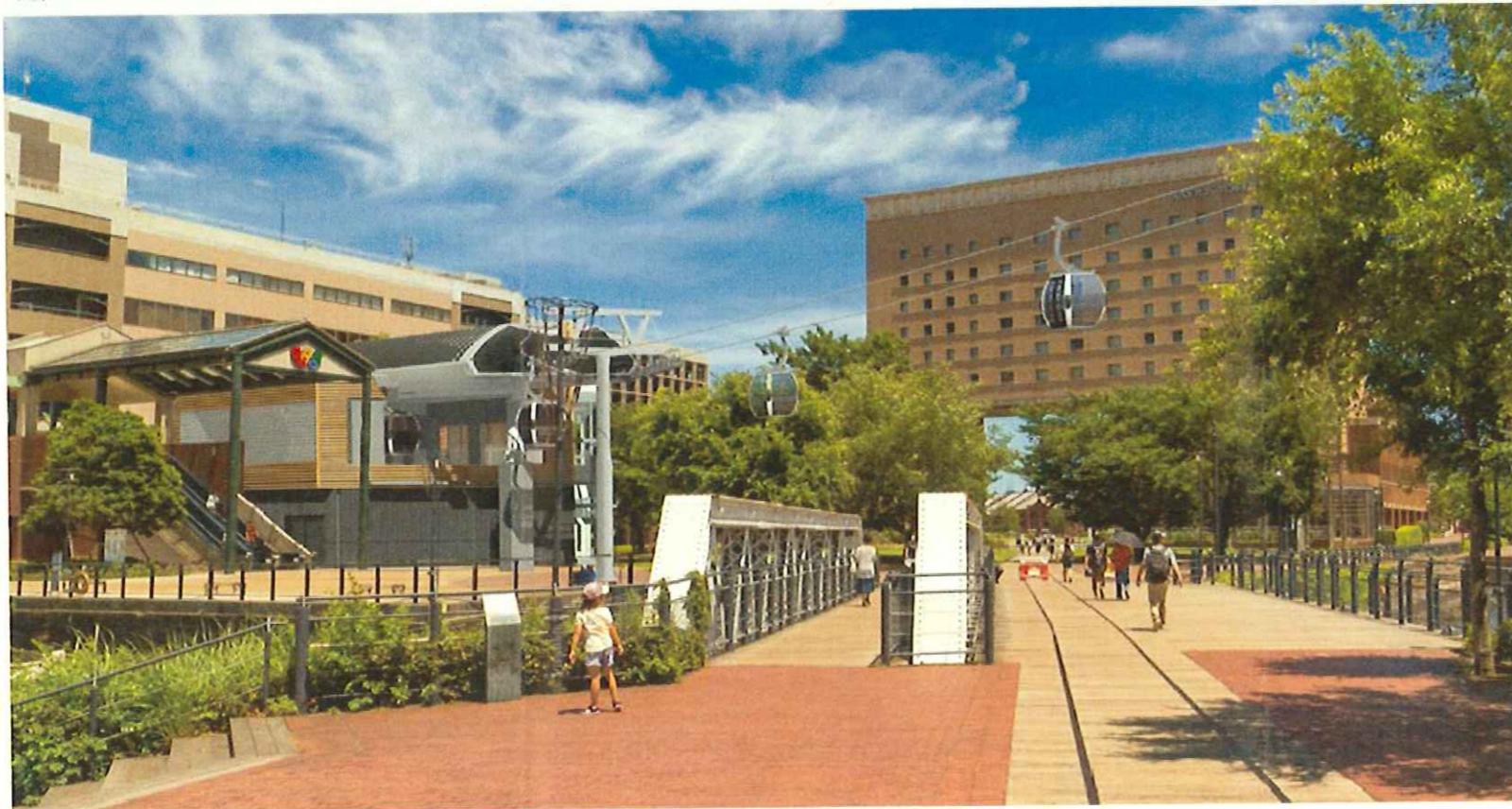
本図はイメージであり、計画の進行により実際の施設とは異なる場合がございます。

駅舎設置イメージ図

桜木町駅側駅舎



運河パーク側駅舎



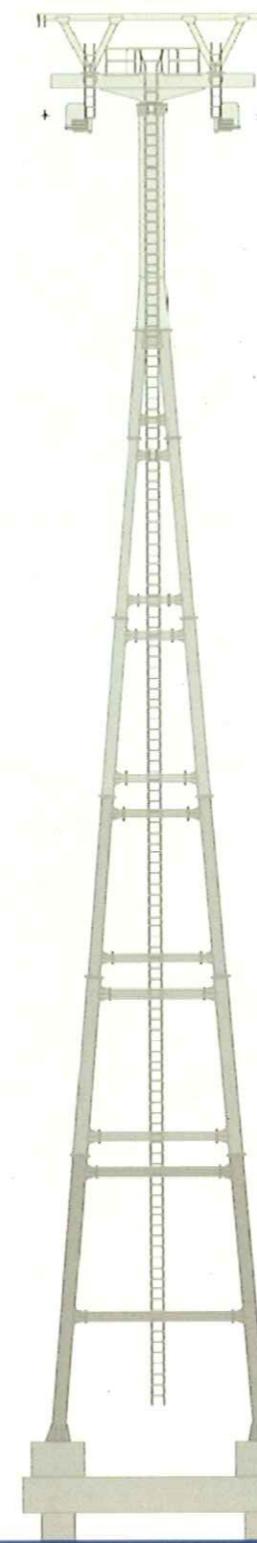
本図はイメージであり、計画の進行により実際の施設とは異なる場合がございます。

施設デザインの方向性／支柱・ゴンドラ

支柱・ゴンドラ合成イメージ



支柱



ゴンドラ



推奨色 ホワイト

色彩

(グレーから白への
塗り分け)



検討色 ブルー



本図はイメージであり、計画の進行により実際の施設とは異なる場合がございます。

建築概要、デザインコンセプト



デザインコンセプト

19世紀末、西洋と東洋の文化が劇的な出会いを果たした地、横浜。
一步出ればそこには、当時のアイコニックな建造物や中華街、
外国船の行き交う港、それを一望する公園が広がる。
そんな心躍る地に新たに建つのは、オリエンタルモダンに、
滞在を快適にするテクノロジーを兼ね備えたホテル。
横浜の異文化の融合から積み上げられた歴史を尊重しながらも、
更なる進化を発信するデザイン。
それは、時空を超え、物を超え、多様に人々を繋ぐ事だけでなく、
横浜山下町のアイデンティティーの形成をも目指します。

建築概要

計画場所	神奈川県横浜市中区山下町282番	計画敷地面積	2250.00 m ² (680.63 坪)
地域地区	商業地域/防火地域 都市計画基準 60% / 600%、山下町本町通り地区地区計画(B-2地区)、中央地区 駐車場整備地区、横浜都心機能誘導地区(商住共存地区)	規模・客室数	S造 地上19階 232 室
日影規制	日影なし 第7種高度地区	許容建築面積	1350.00 m ² (408.38 坪)
建ぺい率	基準 80 % ※地区計画による (法定 60 %)	許容延床面積	18000.00 m ² (5445.00 坪)
容積率	基準 600 % ※地区計画による (法定 800 %)	建築面積	111221 m ² (33644 坪)
道路状況	北側: 9 m 東側: 8 m 南側: 22 m 西側: 0 m	法延床面積	18000.00 m ² (5445.00 坪)
敷地	開発面積 2250.00 m ² (680.63 坪)	容積対象面積	17998.45 m ² (5444.53 坪)
		建ぺい率	49.43 % < 60 %
		容積率	799.93 % < 800 %

建物構成

ホテル（中層・高層）

国際的なラグジュアリーライフスタイルホテルを誘致。
インバウンド需要を取り込みさらなる賑わいを創出し、国際交流を実現。
外国人向長期滞在型客室も設けることで、外資系企業のSOHOとしても使用可能。
自ブランドの5-star ライフスタイルホテルとして、
グローバルアライアンスに加盟予定。フィットネスジムや鍼灸スパを設け、
グローバルな旅行者に対しても快適な施設を用意する。

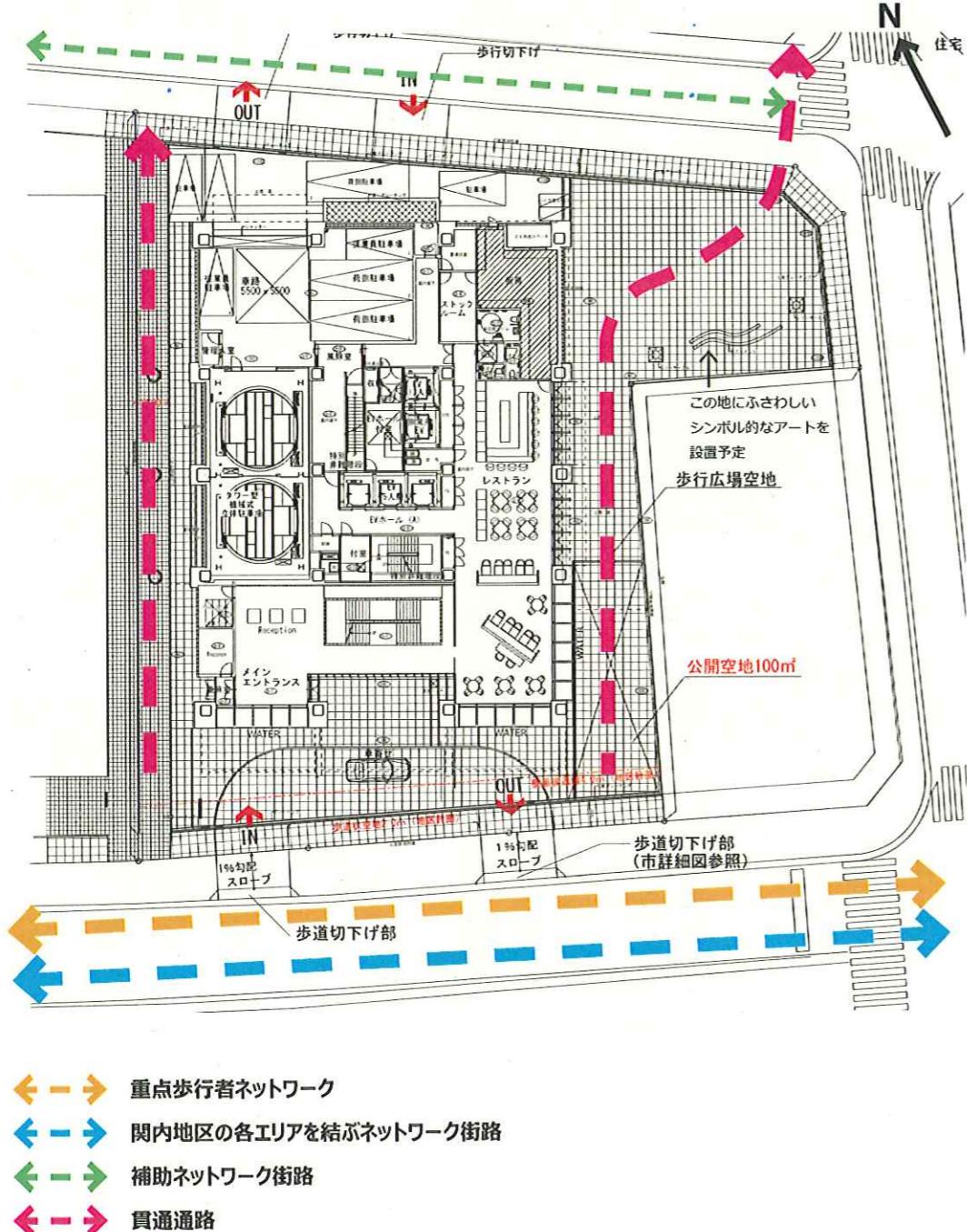
商業空間：レストラン・カフェ・オフィス（低層）

B-3地区との間の路地空間を計画し、赤煉瓦をモチーフにしたファサード。
現代アートを誘致することで人が集うエンタテイメント空間を創出する。
賑わいや癒しの空間を実現することを優先し、
1階東面にテラス席も配置した新スタイルのレストランを誘致し、
国内外の若く新しい顧客層へ発信する。
2Fにカフェとして、コワーキングスペースとして、
自由に利用することができる街中のオアシス空間を配置し、癒し、安らぎ、
賑わいによる大人のオフ空間を創造。

賑わい形成に寄与する低層部のデザイン（配置とレイアウト）

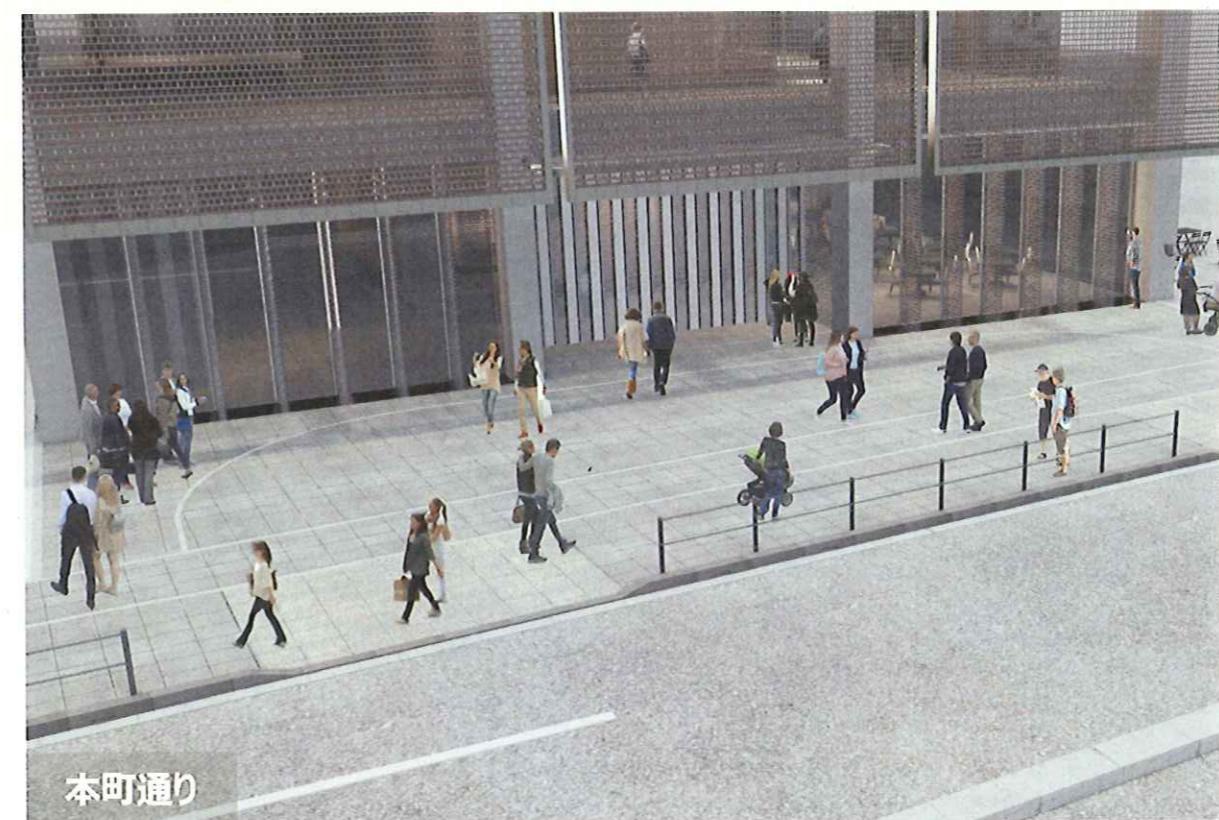
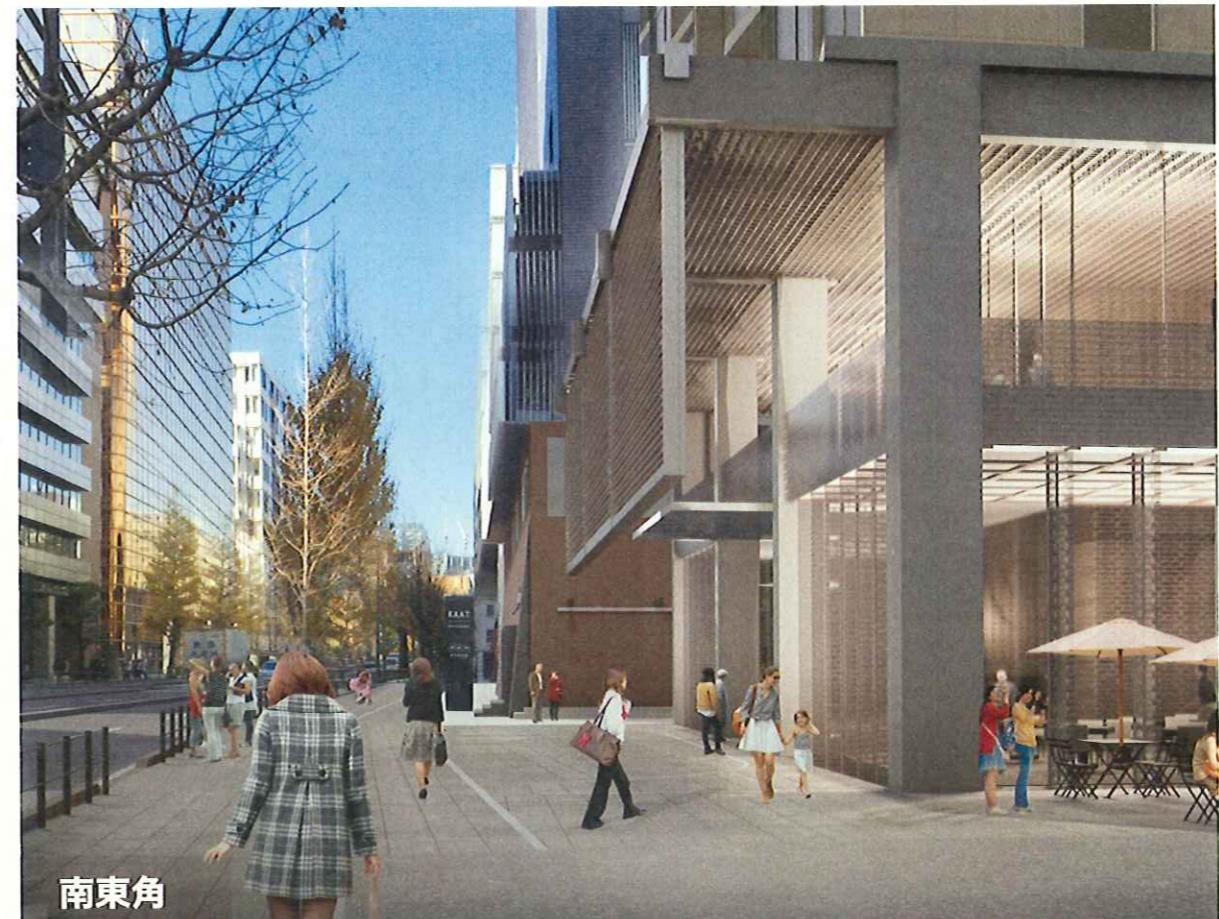
デザインアプローチ

行きかう人々の利便性だけでなく、人の交流を活性化させ、賑わいとなることを狙った戦略的な配置とレイアウト。建物ファサードは、街に開かれた形態としながら、横浜の歴史を継承するアイデンティティーとなる工夫を凝らした。



配置とレイアウト

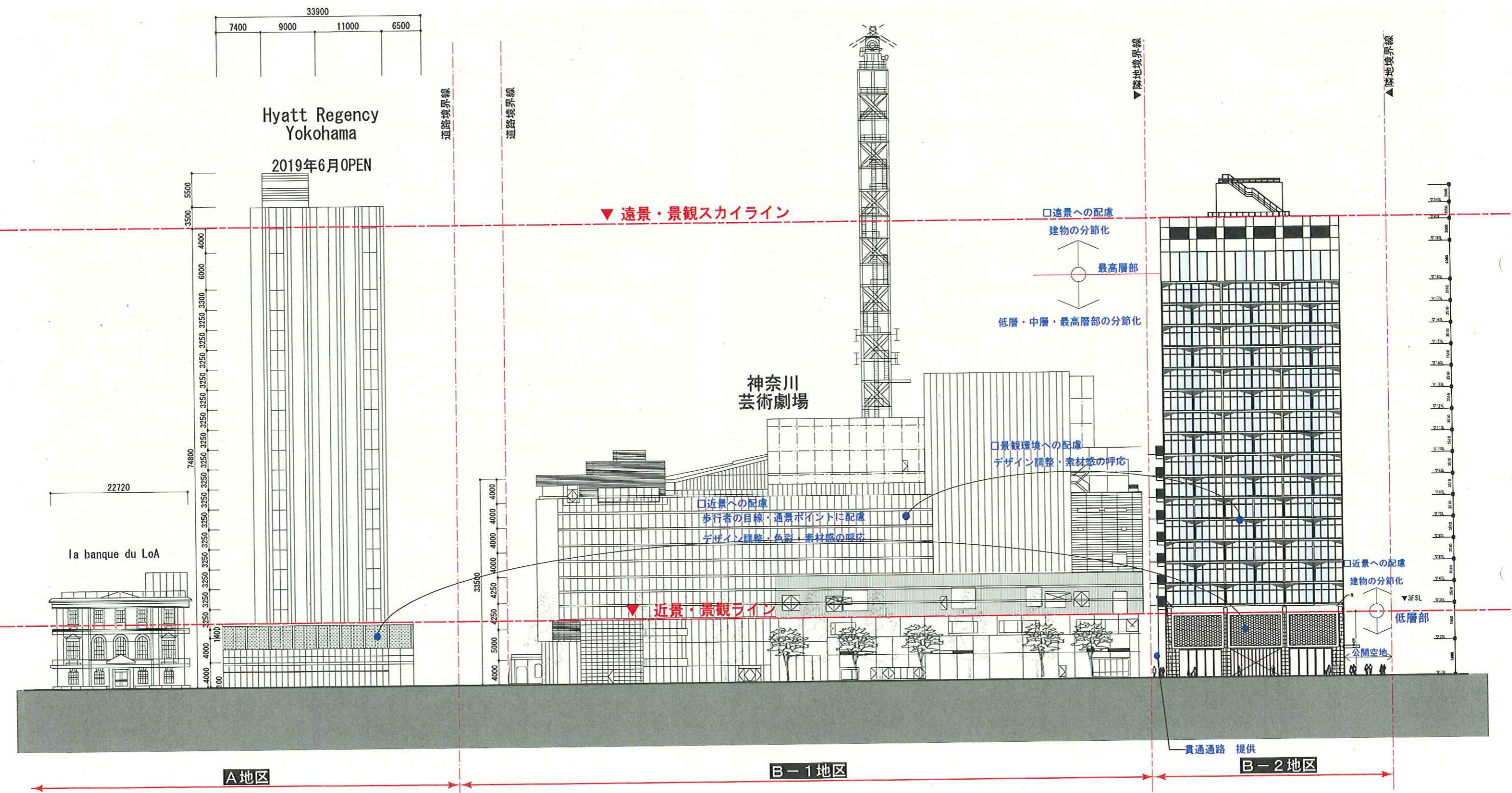
東側の貫通りをできる限り広く取れるように建物形状及び配棟計画とした。南側のメイン本町通りより、敷地内に人々を誘い活気ある商業空間とした。



夜間景観



景観ファサード





平成31年3月22日
都市整備局地域まちづくり課
都市整備局景観調整課

第9回 横浜・人・まち・デザイン賞 表彰対象決定！ (地域まちづくり部門6件、まちなみ景観部門7件)

横浜・人・まち・デザイン賞は、魅力あるまちづくりをより広く進めていくことを目的として、横浜市内での地域まちづくりに関して特に著しい功績のあった活動や、都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を表彰するものです。

今回は、地域まちづくり部門で6件、まちなみ景観部門で7件を表彰します。

表彰対象

地域まちづくり部門

地域まちづくりを推進している活動の主体となる団体(本賞)と
それを支援する団体又は個人(支援賞)を表彰

- ① 鶴見区の国道1号線沿いにおける住民と事業者が協働し実現した緑のまちづくり(鶴見区)
- ② 市場西中町の歴史と地域のつながりを生かした防災まちづくり(鶴見区)
- ③ 美晴台の道に愛称をつけ、まちを分かりやすく、明るく、楽しく、魅力的にする(港南区)
- ④ 地域の魅力を生かした災害に強いまちづくり
～寺前東町・寺前西町・金沢町地域の取組～(金沢区)
- ⑤ 奈良町地域における交流拠点づくり
～どんな時もつながり合える街の家族～(青葉区)
- ⑥ 魅力あるまちを次世代に引き継ぐ縁いっぱいのまちづくり(栄区)

まちなみ景観部門

地域の個性と魅力をつくりだしている「まちなみ」や「建築物等」の景観づくりに貢献した事業者や設計者、施工者等を表彰

- ① Tinys Yokohama Hinodecho
(タイニーズ横浜日ノ出町)(中区)
- ② CASACO(西区)
- ③ 左近山みんなのにわ(旭区)
- ④ 横浜北線及び岸谷生麦線高架下緑地
～首都高高架下からキリンビール横浜工場へと続く緑豊かな散策路～(鶴見区)
- ⑤ THE BAYS & 中区役所別館(中区)
- ⑥ スマートイルミネーション横浜(中区)
- ⑦ たまプラーザ駅とたまプラーザテラス(青葉区)

【表彰式】

- ・日 時：平成31年5月9日(木) 14時30分から16時まで(予定)
- ・会 場：横浜市長公舎(横浜市西区老松町2番地)
(京急「日ノ出町駅」徒歩約10分、JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩約12分)

※表彰式の詳細につきましては、別途記者発表します。

【第9回 横浜・人・まち・デザイン賞の応募状況】

- ・募集期間：平成30年5月1日(水)から6月30日(日)まで
- ・応募状況：地域まちづくり部門：32通(25件) まちなみ景観部門：121通(89件)
※二年に一度、事例の募集と表彰対象の選考を実施しています。

お問合せ先

【地域まちづくり部門】	都市整備局地域まちづくり課担当課長	甲斐 泰夫	Tel 671-2665
【まちなみ景観部門】	都市整備局景観調整課長	鶴田 傑	Tel 671-2006

地域まちづくり部門 受賞事例



▲鶴見区の国道1号線沿いにおける住民と事業者が協働し実現した緑のまちづくり（鶴見区）



▲市場西中町の歴史と地域のつながりを生かした防災まちづくり（鶴見区）



▲美晴台の道に愛称をつけ、まちを分かりやすく、明るく、楽しく、魅力的にする（港南区）



▲地域の魅力を生かした災害に強いまちづくり
～寺前東町・寺前西町・金沢町地域の取組～



▲奈良町地域における交流拠点づくり
～どんな時もつながり合える街の家族～（青葉区）



▲魅力あるまちを次世代に引き継ぐ縁いっぱいの
まちづくり（栄区）

【裏面あり】

まちなみ景観部門 受賞事例



▲Tinys Yokohama Hinodecho
(タイニーズ横浜日ノ出町) (中区)



▲CASACO (西区)



▲左近山みんなにわ (旭区)



▲横浜北線及び岸谷生麦線高架下緑地
～首都高高架下からキリンビール横浜工場へと
続く緑豊かな散策路～ (鶴見区)



▲THE BAYS & 中区役所別館 (中区)



▲スマートイルミネーション横浜 (中区)



▲たまプラーザ駅とたまプラーザ テラス
(青葉区)

第 126 回横浜市都市美対策審議会 報告資料

都市デザインの広報について

平成 30 年度 ビジョン等広報普及活動 通期実績・予定

★：実績 ◎：予定

1 発行物を作成して発刊

★都市デザイン関係資料配布

パンフレット日本語版 約 500 部（採用セミナー、栃木県庁、国土交通大学等）

パンフレット英語版 約 200 部（市大、シンガポール大、世銀、仁川都市公社等）

リーフレット 約 50 部（日枝小学校等）

都市デザインビジョン本編英語版 120 部（世銀等）

★DLmarket 配信

都市デザインビジョン 冊子購入数：123 ダウンロード数：日英計 9

パンフレット日英、日本大通りマップ、歴史セミナー報告書、まち普請記録等も配信中。

モデル事業全体 延購入数：115 延ダウンロード数：189

★都市デザインパンフレット増刷

日本語 3000 部・英語 1000 部（来庁者、イベント参加者、関係者等配布用）

2 都市デザインに触れ深める機会づくり

★出張講座・視察受け入れ等 ※下半期分のみ

8月 1 日、シンガポール政府職員視察 申入れ時訪問予定者 40 名

9月 7 日 松本市大明町町会 申入れ時訪問予定者 15 名

10月 4 日 韓国 仁川研究院 申入れ時訪問予定者 4 名

10月 6 日 JIA 神奈川 申入れ時訪問予定者 100 名

10月 22 日 NPO シャーロックホームズ 申入れ時訪問予定者 15 名

10月 30 日・11月 5 日 横浜国大付属小 児童数 35 名

11月 5 日 韓国 総管市市議会 申入れ時訪問予定者 18 名

11月 16 日 国総研 講演 申入れ時訪問予定者 30 名

11月 30 日 関東甲信越都市計画担当者会議

1月 20 日 NPO prantenis

2月 12 日 タイ ハウジング公社 申入れ時訪問予定者 50 名

2月 13 日 パナマ・バランキージャ都市整備技術支援（世界銀行） 2 名

★『こどもアドベンチャー2017 体験！1日都市デザイナー 横浜のまちを描いてみよう！』

8月 16 日 @日本大通りおよび市庁舎 参加者数 40 名程度（うち小学生半数）

★インターン生受け入れ

8月 15 日・29 日 参加者数 3 名

★景観ビジョンを活用した景観まちづくり教育<通年>

5月 23 日 出前講座とまち探検 WS 日枝小学校 6 年生 約 35 名

8月 21 日 出前講座などについて周知 総合学習担当の市内小中学校の先生 約 30 名

10月 16 日 出前講座と学校探検 WS 南山田小学校 5 年生 約 35 名

★ 都市デザイン研究会

12月17日 「都市デザイン手法としてのプレイスメイキング」 講師：園田聰氏

1月23日 「私たちが公共空間活用を選んだ理由」 講師：熊谷 玄氏・大沢 雄氏

★ 横浜市技術職員対象現場見学会 ※人事委員会主催

2月26日 参加者数19名（職員採用試験対象者向け）

★ 横浜市新採用予定者向け都市デザインワークショップ

3月27日 参加者数24名

3 研究機関との連携による都市デザイン活動の促進

★『大学連携』

大学の知的資源・人材を活かし、都市デザイン活動の質を高めるべく、大学との連携事業に取り組んでいます。中期4か年計画においても「大学・地域・行政との連携によるまちづくり」の取組として位置づけられています。

今年度テーマ：関内・関外地区の公共空間に関する研究

取組期間 : 協定締結後、年度内まで

連携先 : 横浜国立大学野原研究室

4 【庁内向け広報】都市デザイン行政の強化（行政職員の育成）

★『局横断プロジェクト』

テーマ①：ストック活用型エリア再生手法検討

開催時期：7月～1月 ※2か年計画の2年目

参加職員：都市整備局内8課15名 他局3局6名程度

リーダー：野田 サブリーダー：三川（都心再生課） アドバイザー：梶山

テーマ②：景観カフェ

開催時期：6月～1月

参加職員：都市整備局内5課12名 他局1局1名程度

リーダー：桂 サブリーダー：山田 アドバイザー：藤本（景観調整課）

5 【海外展開】都市デザイン行政の海外輸出

★マレーシア・セベランプライ市への横浜・都市デザインのノウハウ移転

内容：セベランプライ市旧市街地であるブキットマタジャヤ地区の歴史を生かした都市デザインビジョンの作成を横浜市大、民間都市プランナーと共同でJICAの草の根事業で行っている。

期間：2015・12～2018・12

◎パナマ市（パナマ国）・バランキージャ市（コロンビア国）へのノウハウ移転協力

内容：公民連携による都市の魅力づくり・課題解決のために、横浜の都市デザインおよび都市デザインビジョン風景スケッチを用いたワークショップの展開を世界銀行が実施するにあたって、技術協力をを行う

期間：2018・10～ 2～3年程度の予定

横浜市都市美対策審議会市民委員募集 応募用紙②

整理番号

■作文：テーマ「横浜らしい豊かな風景をつくるために私たちができること」について
800字程度で御記入下さい。
(あなたにとっての横浜らしい豊かな風景の具体的なイメージを交えてお書きください。)

600字	
800字	

パソコンなどで作成する方へ：作文のフォーマットは自由です。

※この募集による個人情報は、横浜市都市美対策審議会市民委員選考の目的以外には使用しません。

横浜市都市美対策審議会 市民委員募集のご案内

-横浜の魅力あるまちづくりに市民の声を-

募集期間

平成31年3月8日
～4月10日【必着】

募集人数

2名

概要

横浜市は、全国に先駆けて港や歴史文化、水緑など、地域ごとの資源を活用し、「都市デザイン」の取組を行ってきました。また「景観法」や「景観条例」もいかして、横浜の魅力を高める景観づくりの取組を進めています。「横浜市都市美対策審議会」では、まちの美観や景観づくりなどの重要事項を審議するにあたり、専門家だけではなく、地域で実践的に活動されている方や、今後活動したいという意欲のある方のご意見を反映させるため、市民委員を公募します。

横浜市都市美対策審議会について

都市美対策審議会は昭和40年に設置され、本市の都市デザイン活動の歩みとともにに行われてきた審議会です。審議内容は主要な建築物の美観、形態及び色彩に関することなど。現在の委員数は13名、任期は2年です。

審議会と部会

都市美対策審議会は委員全員が参加します。開催頻度は年に2回程度です。他に、**4つの部会**（景観審査・政策検討・表彰広報・措置命令）を設置しています。各委員はいずれかの部会の委員にもなり、部会開催時に参加します。

景観審査部会

景観条例に基づき、景観計画・都市景観協議地区の策定や、関内やみなとみらい21地区などの都市景観協議地区内での景観協議、地区計画の策定（形態意匠制限）、特定景観形成歴史的建造物の指定などを審議します。

例：みなとみらい21中央地区 58街区（仮称）横濱ゲートタワープロジェクト（[H30.5.7審議](#)）



市民委員のコメント：計画にある広場空間について、完成後の使い方を想定し、風の影響や物品の移動しやすさなどを考慮した方がいいのでは…



政策検討部会

都市デザイン施策に関する事項や大規模な開発事業等、主要プロジェクトにおける都市デザイン調整などを審議します。

例：横浜市景観ビジョンの改定について（[H30.5.30審議](#)）

本編と実践ガイドに分かれますが、実践ガイドだけで単独で読むこともあるなら、本編のみで説明している重要な言葉の定義を入れた方がいいのでは…

表彰広報部会

景観条例に基づく表彰や景観に関わる広報などを審議します。

例：第9回横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門について（[H29.11.13審議](#)）



普段、景観やまちづくりに興味を持っていない人に広く関心を持ってもらうには、パネル展を巡回したり、別のメディアを使うことも検討しては…

措置命令部会

景観協議での協議結果の遵守義務違反や景観計画区域内における個別案件に対する変更命令を審議します。



問合せ：横浜市都市整備局都市デザイン室
Tel 045-671-2023 Email tb-toshidesign@city.yokohama.jp

応募条件

次のすべての条件を満たす方。(横浜市職員を除く)

- (1) 横浜市内に在住、在勤又は在学する方
- (2) 平成31年8月1日現在満20歳以上の方
- (3) 平日の日中に開催される審議会の会議に参加できる方
- (4) 横浜市内でまちづくりや景観づくりに携わっている方、または今後携わりたいという意欲のある方

整理番号

募集人数

2名

任期

委嘱した日(平成31年8月を予定)から2年間

応募方法

応募用紙に必要事項及び作文(800字程度:テーマ「横浜らしい豊かな風景をつくるために私たちができること」)を記入の上、下記の応募用紙送付先まで郵送又はE-mailで提出してください。※FAXでの申込はできません。

※応募用紙の電子データは、横浜市都市美対策審議会のホームページでダウンロードできます。

(ダウンロードした応募用紙に直接入力し下記送付先のEメールあてに添付ファイルとして送付するか、プリントした応募用紙にご記入の上ご郵送ください。)

▼横浜市都市美対策審議会のホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/toshi/design/shingikai/tosibi/>

募集期間

3月8日(金)～4月10日(水)【必着】

選考方法

本市職員により構成する選考委員会が選考を行います。応募の際に記載していただいた、「作文」「自己PRなど」による書類選考(1次選考)を行い、選考通過者に対して平成31年5月23日(木)午後(予定)に面接を行います。

なお、1次選考の結果については、お申込みいただいた方全員に郵送又はEメールでお知らせします。(5月中旬)

【選考のポイント】

- ・景観に対する熱意や、まちづくり活動の実績、関心、取組姿勢
- ・地域団体や公共／関連機関との協力・調整の経験
- ・論理的で前向きな姿勢、相手に受け入れやすく伝える表現力 等

その他

審議会の開催は年間2回を予定しています(不定期)。また、各部会も複数回開催されるため、合計で年間4～7回程度開催されます。審議会(部会も含む)に出席した場合、横浜市が定める額の報酬をお支払いします。

応募用紙送付先・問い合わせ

横浜市都市整備局企画部都市デザイン室

「都市美対策審議会市民委員募集係」

〒231-0017 横浜市中区港町1-1 TEL:045-671-2023

E-mail:tb-toshidesign@city.yokohama.jp

都市美対策審議会について、詳しく
は、上記の都市美対策審議会ホー
ムページをご覧ください。



(右QRコード)

横浜市都市美対策審議会市民委員募集 応募用紙①

■氏名 (ふりがな)	■年齢 (平成31年8月1日現在) 歳	■職業
■性別 男・女		
■住所 〒	■E-mail	
		■電話番号 () -

■自己PRなど(作文に記載した以外のことを御記入下さい。)

(志望動機)

(まちづくりの活動経験、今後携わりたいこと、その他自己PR)